

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年11月30日

**【計算期間】** 第 5 期（自 平成20年 6 月 1 日 至 平成21年 5 月31日）

**【ファンド名】** 申銀萬國・アイザワ中国 A 株ファンド -  
申銀萬國・アイザワ中国 A 株ファンド 2 号  
(Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund-  
Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No. 2 )

**【発行者名】** FC インベストメント・リミテッド  
(FC Investment Ltd.)

**【代表者の役職氏名】** 取締役 リー・ワイ・リム  
(Lee Wai Lim)

**【本店の所在の場所】** 英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱  
2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダン・トラスト  
・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付  
(c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square,  
Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman  
Islands, British West Indies)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 竹 野 康 造

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 竹 野 康 造  
弁護士 水 谷 共 宏

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

**【電話番号】** 03(6212)8316

**【縦覧に供する場所】** 該当事項ありません

（注 1）アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」または「ドル」といいます)の円貨換算は、便宜上、平成21年 9 月30日現在の株式  
会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値( 1 ドル = 90.21円)によります。以下、ドルの金額表示はすべてこ  
れによります。

（注 2）ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建のため以下の金額表示は別段の記  
載がない限り米ドルをもって行います。

（注 3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てしてあります。従って、合計の数字が一致しない  
場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要  
な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注 4）本書の中で計算期間(以下「会計年度」ともいいます)とは、毎年 6 月 1 日に始まり翌年の 5 月31日に終わる 1 年を指  
します。(ただし、第 1 会計年度は、平成16年 8 月23日から平成17年 5 月31日までの期間を指します)

## 第一部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの投資目的は、中国の上海証券取引所および深セン証券取引所に上場されている中国A株に投資することによって長期的なキャピタル・ゲインと利益を追求することです。

中国A株に対する投資は現在、中国人投資家および中国証券監督管理委員会に適格海外機関投資家として登録されている外国金融機関(以下「QFII」といいます)に限定されています。

ドイチェ・バンクAGはQFIIとして正式に登録されており、投資運用会社が選定した中国A株に関してファンドに対してロー・ストライク・プライス・オプションを発行することに同意しており、ファンドは主にかかるロー・ストライク・プライス・オプションにその資産を投資することにより、投資目的を達成することを目指します。

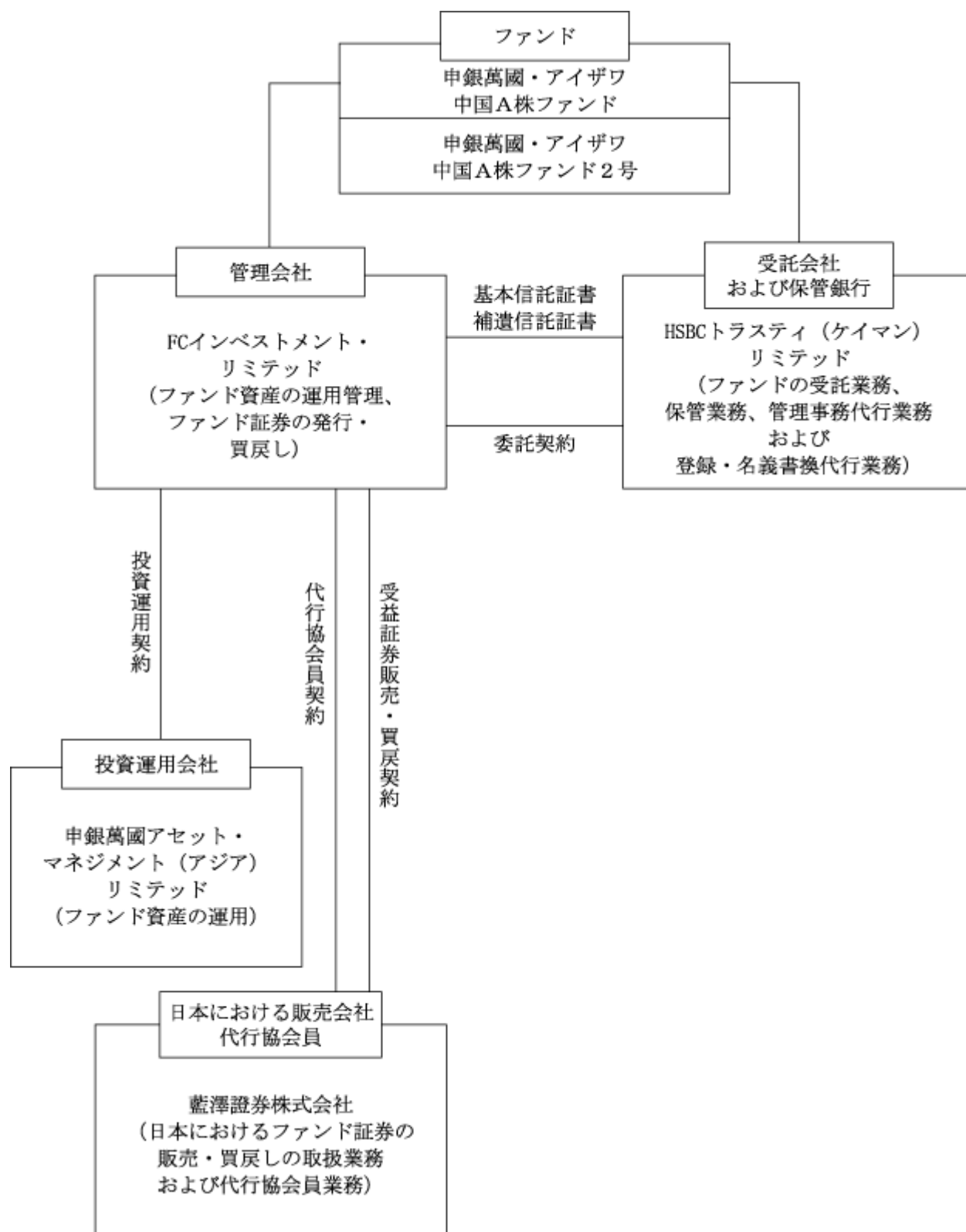
ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがありません。

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型投資信託として設立されました。

各受益者は、毎営業日に書面による通知を日本における販売会社を通じて受託会社に送付することにより、受託会社にそのファンド証券の買戻しを請求することができます。

## (2) 【ファンドの仕組み】

## (a) ファンドの仕組み



## (b) ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりです。

| 名 称                                                                           | ファンド運営上の役割          | 契約等の概要                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| FCインベストメント・リミテッド<br>(FC Investment Ltd.)                                      | 管理会社                | 2004年4月22日付で基本信託証書、補遺信託証書(以下併せて「原信託証書」といいます)ならびに委託契約(注1)を受託会社と締結。また、2004年8月3日付、2005年10月31日付で補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、原信託証書と併せて「信託証書」といいます)を締結。          |
| 申銀萬國アセット・マネジメント(アジア)リミテッド<br>(Shenyin Wanguo Asset Management (Asia) Limited) | 投資運用会社              | 2004年4月26日付で投資運用契約(注2)を管理会社と締結。ファンド資産の投資運用業務について規定しています。                                                                                            |
| HSBCトラスティ(ケイマン)リミテッド<br>(HSBC Trustee (Cayman) Limited)                       | 受託会社<br>保管銀行        | 2004年4月22日付で原信託証書を、2004年4月23日付で委託契約を管理会社と締結。上記に加え、ファンド資産の保管事務、管理事務代行業務およびファンドの受益証券の登録事務について規定しています。また、2004年8月3日付、2005年10月31日付で補遺信託証書を締結。            |
| 藍澤證券株式会社                                                                      | 代行協会員<br>日本における販売会社 | 2004年4月23日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)を締結。代行協会員業務について規定しています。2004年8月6日付(2005年10月14日付変更契約により変更)で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。ファンド証券の販売・買戻業務販売買戻業務について規定しています。 |

(注1) 委託契約とは、管理会社によって任命された受任者が、信託証書の規定に従いファンド受益証券の発行に関する役務の提供を行うことを約する契約です。

(注2) 投資運用契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行い、ファンドの投資目的に基づく資産の投資を通じ、ファンドの投資目的の達成に努めることを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が日本証券業協会に対する必要な報告の搬出、ファンドの受益証券の純資産価格の公表ならびに財務書類およびその他の書類の日本証券業協会への提出等を行うことを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社が販売会社に対して交付したファンド証券を、販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して日本で販売・買戻しすることを約する契約です。

## (c) 管理会社の概要

|           |                                                                                                     |                               |                  |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------------------|
| 管理会社：     | FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)                                                               |                               |                  |
| 1. 設立準拠法  | 管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。ケイマン諸島の会社法は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。 |                               |                  |
| 2. 事業の目的  | 管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。                                              |                               |                  |
| 3. 資本金の額  | 管理会社の2009年9月末日現在の資本は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。                           |                               |                  |
| 4. 沿革     | 2003年9月9日に設立されました。                                                                                  |                               |                  |
| 5. 大株主の状況 | 株式会社ファンドクリエーショングループ                                                                                 | 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー37階 | 1,000株<br>(100%) |

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

ファンドの投資目的は、中国の上海証券取引所および深セン証券取引所に上場されている中国A株に投資することによって長期的なキャピタル・ゲインと利益を追求することです。

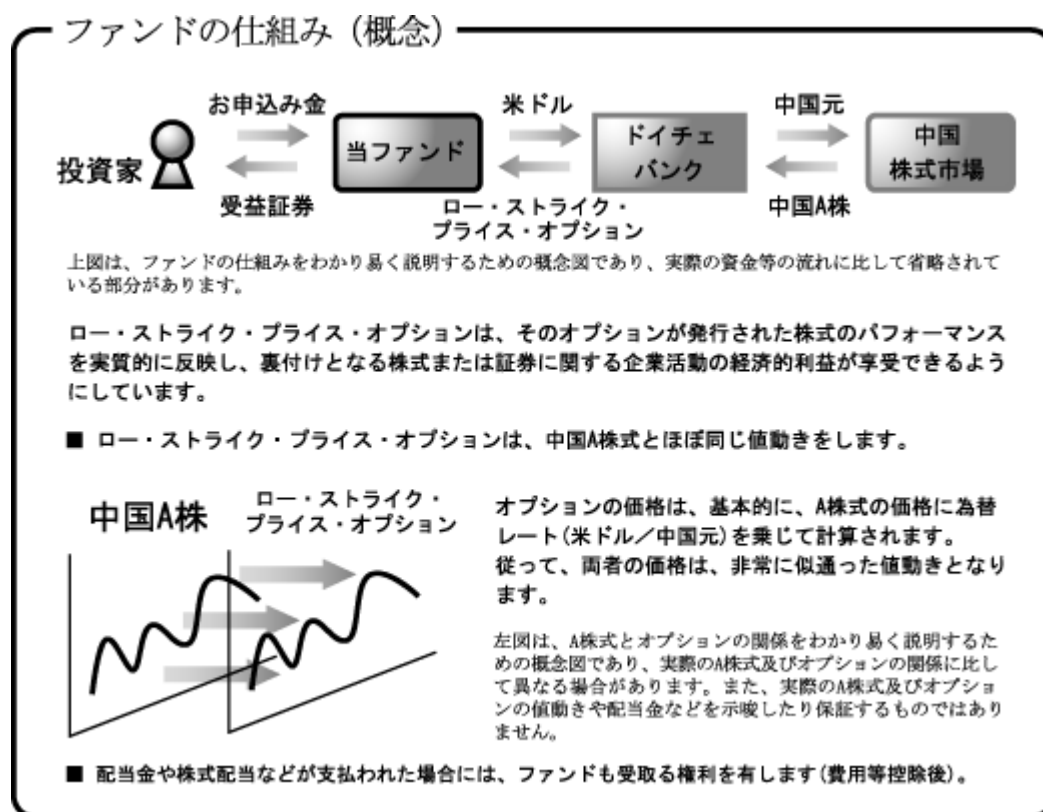
中国A株に対する投資は現在、中国人投資家および中国证券监督管理委员会に適格海外機関投資家として登録されている外国金融機関(以下「QFII」といいます)に限定されています。

ドイチェ・バンクAGはQFIIとして正式に登録されており、投資運用会社が選定した中国A株に関してファンドに対してロー・ストライク・プライス・オプションを発行することに同意しています。投資運用会社は主にかかるロー・ストライク・プライス・オプションにその資産を投資することにより、投資目的を達成します。

ロー・ストライク・プライス・オプションによって、ファンドを含む投資家は関係監督機関に登録されている投資家だけが取得できる株式に対するエクスポージャーを確保することが可能になります。ドイチェ・バンクAGが発行するロー・ストライク・プライス・オプションは低レバレッジの証券化商品であり、ロー・ストライク・プライス・オプションが発行された株式または株式バスケットのパフォーマンスを実質的に反映し、裏付となる株式その他の証券に関する企業活動の経済的利益が「通過(パス・スルー)」できるようにしています。ロー・ストライク・プライス・オプションの詳細は投資運用会社から入手可能なロー・ストライク・プライス・オプションの目論見書に記載されています。

中国A株に対する外国人の投資制限が撤廃された場合、ロー・ストライク・プライス・オプションに対する投資よりも、中国A株への直接投資の方がファンドにとって経済的に有利であるときは、投資運用会社はファンドの名義において、中国A株に直接投資することがあります。またファンドは、投資運用会社が投資することが望ましいと判断した場合、中国政府が発行した債券および現金または現金等価物に投資することがあります。

ロー・ストライク・プライス・オプションを通じてファンドが投資する中国A株の選定に際して、投資運用会社は発行体の成長の見通しまたは発行体の純資産額から見て割安と思われるA株を選別することを目指します。投資運用会社は、相対的かつ絶対的な価値判断に関して、マクロ経済および政治、産業発展の分析により補完しながら、「ボトムアップ」型の銘柄選定方法を用います。様々な産業業種から銘柄選定を行うために、投資運用会社は個々の業種を調査し、発展のサイクル内での各業種のポジションに関して業種ごとの上昇余地および値下がりリスクを評価します。投資運用会社は、広範囲にわたる独自調査や企業訪問を行い、集中した経営、実績ある業績、強固かつ良質な収益、会計ならびに企業の高い透明性を有する発行体を選別します。裏付けとなる中国A株の売買に関する投資運用会社の判断は、基本的にファンダメンタルズにより行われ、売買タイミングのみテクニカル指標に左右されます。



ファンドが投資するロー・ストライク・プライス・オプション(以下「本オプション」といいます。)の概要は以下のとおりです。

下記商品要項は、本オプションに関するものであって、下記一般要項と併せて読まれるべきであり、また同一一般要項に従うことを条件とします。本商品要項および一般要項は一体で本オプションの要項を構成し、本オプションを表象する大券に添付されます。

## 商品要項

## 1. 定義

「追加現金決済額」とは、現金決済、追加行使日、本オプションとの関連上以下の金額を意味します。

- (1) 現金配当の場合は、(x)当該追加行使日に関係する現金配当、(y)適用率、および(z)乗数の積に相当し、0.00005米ドル以下を切り捨て近似の0.0001米ドルに四捨五入される計算代行会社が決定する決済通貨による金額。
- (2) 株式配当の場合は、(w)該当する関係発生事項発効日現在の一株の所持人が株式配当の結果受け取る株式数、(x)関係発生事項の基準レベル(取引コストを差し引く)、(y)乗数、および(z)適用率の積に相当し、0.00005米ドル以下を切り捨て近似の0.0001米ドルに四捨五入される計算代行会社が決定する決済通貨による金額。
- (3) その他の関係発生事項の場合は、(x)計算代行会社が関係発生事項の会計処理上適切と判断する決済通貨による金額、(y)乗数、および(z)適用率の積で、0.00005米ドル以下を切り捨て近似の0.0001米ドルに四捨五入される計算代行会社が一切決定するところによる積。

決済代行機関の同一口座に保有され、同一のオプション所持人に帰属するオプションは、当該オプションに関わる追加現金決済額総額を決定する目的上集計されます。ただし、かかる所持人に関わる追加現金決済額総額は0.00005米ドル以下を切り捨て近似の0.0001米ドルに四捨五入されます。

「追加行使日」とは、該当する関係発生事項の調整が現金決済または現物決済の場合に本オプションおよび関係発生事項との関連上、当該関係発生事項発効日から10営業日目以内の計算代行会社が定める営業日をいいます。

「追加現物決済額」とは、現物決済、追加行使日、本オプションとの関連上、下記の積に相当する一定数のオプション(各々を「現物決済単位」といいます)を意味します。

- (a) 該当する関係発生事項発効日現在の一株所持人が当該関係発生事項の結果受け取る株式数または計算代行会社が当該関係発生事項を勘案する上で適切と判断する別途の株数、および
- (b) 適用率

上記はすべて計算代行会社が定めるところによります。決済代行機関の同一口座に保有され、同一のオプション所持人に帰属するオプションは、当該オプションに関する追加現物決済額総額を決定する目的上集計されます。ただし、かかるオプション所持人に関わる追加現物決済額総額は近似の現物決済単位に四捨五入されます。現物決済単位の端数の受渡は行われず、また当該四捨五入に関して支払または別途の現金補償は行われません。

「追加決済日」とは、追加行使日との関連上、当該追加行使日に関わる関係発生事項に係る関係発生事項調整日の発行会社が選定する営業日をいいます。ただし、追加決済日は、(a)当該追加行使日と(b)当該関係発生事項調整日とのいずれか後日の方から10営業日目以内とします。疑義を回避するため、追加決済日は、本オプションとの関連上、当該オプションに関わる決済日後であることができます。

「関連会社」とは、発行会社によって直接、間接的に支配される主体、発行会社を直接、間接的に支配する主体、または発行会社と共通の支配下にある主体をいいます。本書でいう「支配」とは、当該主体または場合により発行会社の過半数議決権の所有を意味し、「よって支配される」および「支配する」はそれに応じて解釈されるものとします。

「取次会社」とは、一般要項 5 の規定を条件として、ロンドン支店(ドイチェ・バンクAGロンドン)(「主取次会社」)およびフランクフルト・アム・マイン本店(各々を「取次会社」と呼称し、また「両取次会社」と総称します)を介して行為するドイチェ・バンクAGをいいます。

「適用率」とは、関係発生事項(現金配当または株式配当の実際受取を含みますがそれに限りません)の結果発行会社ないし関連会社ないしヘッジ取引執行者によって維持もしくは負担されるまたは維持もしくは負担されていたと計算代行会社が判断する租税、課徴金、源泉徴収、控除またはその他賦課を含む(ただし、それらに限りません)一切の租税、課徴金、源泉徴収、控除またはその他賦課を勘案する上で計算代行会社が随時適正とみなす百分率を100%より差引いた率を意味します。

「営業日」とは、商業銀行および外国為替市場がロンドン、ニューヨーク市において支払を決済する日(土曜日または日曜日を除きます)であり、取引日であり、かつ各決済代行機関が営業している日をいいます。

「計算代行会社」とは一般要項 5 の規定を条件として発行会社をいいます。

「現金配当」とは、計算代行会社が決定するところにより裏付株式の発行会社によって宣言される一株当たり現金配当の100%(当該配当に関して裏付株式の発行会社によりもしくは裏付株式の発行会社に代わって行われる租税に関わるもしくは租税を理由とする源泉徴収または控除の差引前の支払額としますが、裏付株式の発行会社に係る法域の法律に基づき生じる関係税額控除は勘案されません)を意味しますが、権利の発行、株式配当、またはその他の形態の現金外配当もしくは権利を含みません。現金配当には、特別配当、無償配当、またはその他の現金配当が含まれます。関係する現金配当の通貨が(a)基準通貨である場合は、当該通貨は、関係発生事項調整日の為替レートで決済通貨に換算され、また(b)基準通貨または決済通貨以外の通貨である場合は、当該通貨は、関係発生事項調整日に計算代行会社がその単独裁量で当該換算上適切と判断する為替レートで決済通貨に換算されます。

「現金決済額」とは、各オプションに関し、計算代行会社が下記の数式に従い決定し、0.00005米ドル以下を切り捨て近似の0.0001米ドルに四捨五入される決済通貨による金額をいいます。

$$[ \text{乗数} \times (\text{最終基準レベル} - \text{取引コスト}) ] - \text{ストライク}$$

ただし、現金決済額はゼロ未満とはされません。

「決済代行機関」とは、ユーロクリア・システムの運営会社であるユーロクリア・バンクS.A./N.V.(「ユーロクリア」)、株式会社クリアストリーム・バンキング(「クリアストリーム」)および発行会社が随時承認し、一般要項 4 に従いオプション所持人に通知される追加もしくは代替の決済代理人または決済システム(各々を「決済代行機関」と呼称、総称し、当該用語には決済代行機関に代わってオプション大券を保有する預託機関が含まれます)をいいます。

「為替レート」とは、ある期日に関し、計算代行会社が当該時に適切であると合理的に判断する情報源を参照して計算代行会社によって決定されるところの基準通貨と決済通貨との間の当該日の評価時点（または計算代行会社が实际的であると判断するそれに近い時点）の実勢為替レート（決済通貨一単位の買付のために必要とされる基準通貨の単位数またはその端数として表示されます）をいいます。

「行使日」とは、本オプションとの関連上、当該オプションが本要項に基づき行使されるまたは行使されたとみなされる行使期間中のある営業日をいいます。

「行使通知」とは商品要項 3 に記載される通知をいいます。

「行使期間」とは、発行日(同日を除きます)から 3 年後(同日を除きます)まで、または当該日が営業日ではない場合は直後の営業日までの期間をいいます。

「最終基準レベル」とは、商品要項 4 を条件として、事後に公表される基準レベルの修正を勧案することなく、すべて計算代行会社の定めるところによる(a)当該評価日の基準レベル(分子)および(b)当該評価日の為替レート(分母)の分数として各評価日に計算される評価値の計数平均に相当する決済通貨による金額をいいます。

「オプション大券」とは商品要項 2 に記載される意味を有します。

「ヘッジ取引執行者」とは商品要項4.2.2.1に定義される通りとします。

「発行日」とは本オプションの発行日をいいます。

「発行会社」とはドイチェ・バンクAGロンドンをいいます。

「市場障害事由」とは商品要項 4 で市場障害事由に特定される各事由をいいます。

「最低行使額」とは1,000オプションをいいます。

「乗数」とは、「関係発生事項の調整」の定義および商品要項 4 に従う調整を条件として 1 を意味します。

「計測時点」とは、本オプションおよび追加行使日との関連上、当該オプションの保有帳簿に係る決済代行機関における当該追加行使日の即時決済の終了時(計算代行会社が判断するところによります)または当該追加行使日における当該オプションの自動行使に関連して計算代行会社が適切と判断する他の時点をいいます。かかる他の時点については一般要項 4 に従いオプション所持人に対し通知されます。

「償還日」とは、直前評価日から 5 営業日目をいいます。

「償還行使日」とは、償還通知において発行会社が指定する償還期間中の日をいいます。ただし、当該日は、償還通知が一般要項 4 に従いなされたとみなされる日(同日を除きます)から90日以前とはされず、また当該日が営業日ではない場合は償還行使日は直後の営業日とされます。

「償還通知」とは、発行会社がその償還権を行使する旨の一般要項 4 に従い発行会社が証券所持人に対し行う取消不能の通知を意味し、かかる通知には償還行使日が指定されます。

「償還期間」とは、発行日(同日を除きます)から 3 年後(同日を除きます)まで、または当該日が営業日ではない場合は直後の営業日までの期間をいいます。

「基準通貨」とは中国元をいいます。

「基準レベル」とは、評価日または基準額評価日に関し、商品要項 4 を条件としてまた場合に依り「評価日」または「基準額評価日」の定義に定めるところに従い、計算代行会社が決定するところにより当該評価日または関係発生事項評価日(場合によります)の評価時点(または計算代行会社が実際のと判断するそれに近い時点)に照会先によって引用される一株当たり公表終値に相当する金額(基準通貨による金銭価値とみなされます)を意味します。

「照会先」とは、以下の「対象株式」の表に指定される照会先、または計算代行会社にとって容認可能ですべてのその決定するところによるその後継者をいいます。

「関係取引所」とは商品要項 4 に定める通りとします。

「関係発生事項」とは、関係発生事項発効日が発効日(同日を含みます)から当該オプションの失効日(同日を除きます)までの期間に当たる場合に、関係オプションの理論上の価値に希薄化または集中化等の影響を及ぼすと計算代行会社が判断する下記の事項についての裏付株式の発行会社による宣言をいいます。

- (a) 現金配当
- (b) 株式配当
- (c) 関係株式の分割、併合もしくは種類変更(合併事由をもたらした場合を除きます)または無償発行、資本組入れ発行、もしくはそれらに類する発行による既存所有者への株式の無償分配または配当(株式配当を除きます)
- (d) (1)関係株式、または(2)当該株式所有者への支払を伴う配当金ないし裏付株式の発行会社の清算代金の支払に対する権利を均等にもしくは比例応分して付与するその他の株式資本もしくはオプション、または(3)「スピンオフ」もしくはその他同様な取引に伴う別の発行会社の株式資本もしくはその他オプション、または(4)その他種類のオプション、権利、ワラント、もしくはその他資産の関係株式の既存所有者への分配、発行または配当(株式配当を除きます)であって、いずれの場合も計算代行会社の決定するところによる実勢市場価格以下の価格による支払に関わる分配、発行または配当
- (e) 全額払込済ではない関係株式に関わる裏付株式の発行会社によるコール
- (f) 利益または資本金からであるかを問わず、また当該買戻しの対価が現金、有価オプションまたはその他であるかを問わず、裏付株式の発行会社もしくはその小会社によるまたはそれを代理しての関係株式の買戻し
- (g) 裏付株式の発行会社に関し、優先株、ワラント、債務オプション、または株式の権利のその市場価格以下の価格(計算代行会社の決定するところによります)での分配に関わる一定発生事項の発生に依り定めた、敵対的買収に対応する株主権利の制度または取決めに基き、株主権利が裏付株式の発行会社の株式資本中の普通株式もしくはその他株式から分配されることまたは分離されることになることをもたらす発生事項。ただし、かかる発生事項に伴い行われる調整は当該権利の償却に依りて再調整されるものとします。

(h) 関係株式の理論上の価値に希薄化または集中化等の影響を及ぼすその他の発生事項

「関係発生事項の調整」とは、「関係発生事項調整日」の定義に定めるところに従うことを条件として、関係発生事項が適用されるオプションとの関連上、

- (1) 現金決済が適用されることを発行会社はその単独裁量で選択することに関わる関係発生事項の場合は、現金決済（「現金決済」）
- (2) 現物決済が適用されることを発行会社はその単独裁量で選択することに関わる関係発生事項の場合は、現物決済（「現物決済」）
- (3) 関係発生事項を勘案する上で乗数に対する適正な調整(必要な場合)を確定するよう発行会社が計算代行会社に要求することのその単独裁量による選択に関わる関係発生事項の場合は、乗数の調整
- (4) 関係発生事項のために適切と計算代行会社が判断するところによる一要項または複数要項の相応の調整(必要な場合)を行うよう発行会社が計算代行会社に要求することのその単独裁量による選択に関わる関係発生事項の場合は、かかる相応の調整(もしあれば)

上記の(3)または(4)の場合、計算代行会社は、関係取引所で取引される関係株式のオプション契約または先物契約に対し関係取引所が行う関係発生事項に関わる調整を基準にして適切な調整を決定することができますが、その義務はなく、また計算代行会社は、適用率の定義に記載される租税、課徴金、源泉徴収、控除またはその他賦課を制限なく計算に入れることができます。

関係発生事項の調整を行う際には、計算代行会社は一般要項 4 に従い可能な限り速やかにオプション所持人に対し通知を行うものとします。

「関係発生事項調整日」とは、関係発生事項との関連上(ただし、要項3.1に定めるところに従うことを条件とします)、裏付株式の発行会社の設立法域外に居住する対象所持人が、計算代行会社の定めるところにより、当該関係発生事項に係る経済効果を通常の発生過程で実際に受け取るまたは分与を受けることになる日をいいます。ただし、当該日が、計算代行会社の判断するところにより本オプションに関わる失効日から180日内の日以前に該当していない場合は、当該関係発生事項は当該オプションとの関連上発生しなかったものとみなされ、発行会社は当該オプションに関しさらなる義務または責任を何ら負うものではなく、また当該オプションの所持人はその結果として何らかの支払またはその他補償を受ける権利を得るものではありません。発行会社は、かかる180日目後可能な限り速やかに一般要項 4 に従いかかる発生の否定についての通知を行うものとします。ただし、かかる通知を行わないことまたは受け取らないことは、直前の文の有効性に影響するものではありません。

「関係発生事項の発効日」とは、対象株式および関係発生事項との関連上(ただし、要項3.1に定めるところに従うことを条件とします)、当該経済効果が同日または将来のある期日に受領されるか、有効となるかを問わず、また当該所持人がかかる将来の期日現在対象株式の登録所有者ではなくなっていたとしても、すべて計算代行会社の判断するところにより、対象株式の登録所有者が当該関係発生事項に係る経済効果を受け取るまたはその分与を受けることができるようになる日をいいます。現金配当または株式配当の場合は、関係発生事項の発効日はその関係する基準日(対象株式に関し如何に表示されるかは関わりありません)とされることが予想されます。

「関係発生事項に係る基準レベル」とは、商品要項 4 を条件として、事後に公表される基準レベルの修正を勘案することなく、すべて計算代行会社の定めるところによる(a)当該関係発生事項評価日の基準レベル(分子)を、(b)当該関係発生事項評価日の為替レート(分母)で除した分数として各関係発生事項評価日に計算される評価値の計数平均に相当する決済通貨による金額をいいます。

「関係発生事項有効日」とは、市場障害事由が発生しておらず、かつ別の関係発生事項評価日が発生していないまたは発生しているとはみなされない取引日をいいます。

「関係発生事項評価日」とは、計算代行会社の意見によれば市場障害事由が当該日に発生していない限り、株式配当の場合における追加現金決済額を確定する目的上、関係発生事項調整日後の当初の各 5 取引日をいいます。かかる日に市場障害事由が発生している場合は、当該関係発生事項評価日は直後の関係発生事項有効日とされます。市場障害事由が発生していなかったならば関係発生事項評価日であった当初の期日直後から 8 取引日目までに直後の関係発生事項有効日が発生していない場合は、(A)当該 8 取引日目が(市場障害事由に関わらず)関係発生事項評価日とされ、また(B)計算代行会社は、当該時の実勢市況、対象株式および該当する場合は対象株式に含まれる各資産の最新の公示価格または取引価格、計算代行会社が関係あるとみなすその他項目を勘案して、対象株式の価格またはレベルおよび市場障害事由の発生がなければ実勢であった当該 8 取引日目の適用為替レートを確定して当該関係発生事項評価日に関わる基準レベルおよび関係為替レートを決定します。

「本オプション」とは、オプション大券で表象され、対象株式に連動するオプション(各々を「本オプション」といいます)を意味します。

「オプション所持人の費用」とは、本オプションに関し、(I)行使日もしくは追加行使日における当該オプションの行使または発行会社による償還権の行使(各々の場合商品要項3.1に基づきます)ないし( )当該オプションに関し当該行使後に行われるべき支払ないし受渡に関連して生じる適用される預託機関費用、取引もしくは行使費用、印紙税、印紙税準備税、発行税、登録税、オプション譲渡税、その他公租公課を含むあらゆる租税、課徴金ないし費用をいいます。

「決済通貨」とは米国ドルを意味します。

「決済日」とは最終評価日から三日目の営業日をいいます。

「本株式」とは「対象株式」の定義において指定される各株式をいいます。

「裏付株式の発行会社」とは、ある株式に関し、「対象株式」の定義において当該株式につき特定される発行体をいいます。

「株式配当」とは株式配当または証書配当による既存の株式所有者に対する当該株式に係る配当をいいます。

「ストライク」とは商品要項 4 に従う調整を条件として0.000001米ドルを意味します。

「失効日」とは本オプションとの関連上下記を意味します。

1. 商品要項 3 に従いオプション所持人が当該オプションを行使済である場合または当該オプションが行使済であるとみなされる場合は関係行使日、または
2. 発行会社が商品要項 3 に従い当該オプションを償還することを選択し、当該オプション所持人が関係償還行使日までに商品要項 3 に従い当該オプションを有効に行使していない場合は関係償還行使日

上記の一切は計算代行会社が判断するところによります。

「取引コスト」とは、各オプションとの関連上、(a)( )関係する追加行使日(以下に定義)、行使日、または償還行使日(場合によります)に行使または償還されるオプション数と( )乗数の積分に相当する対象株式に係る株式の売買または名目売買の手数料を表示する最終基準レベルの1.25%相当の費用、(b)発行会社ないし関連会社ないしヘッジ取引執行者に対し起こり得る租税責任を表示する最終基準レベルの1.5%を限度とする計算代行会社の定める割合の費用、および(c)本オプションに関係する発行会社のヘッジ活動に関連して発行会社ないし関連会社ないしヘッジ取引執行者が保有する本株式(商品要項1に定義)またはその他のオプションもしくは証書の換金ないし処分または名目換金ないし処分に関連して発行会社ないし関連会社ないしヘッジ取引執行者(商品要項4に定義)が負担または被るあらゆる性質の費用、租税(営業税、所得税、キャピタルゲイン税を含みます)または課徴金(印紙税もしくはその他同様な公租公課を含みます)の合計に相当する計算代行会社が決定するところの決済通貨による比例応分額をいいます。

「取引日」とは、照会先に関わる取引日である(または市場障害事由の発生がなかったならば取引日であった)日をいいます。ただし、取引日とは、当該照会先での取引がその正規の週日終了時間前に終了することが予定される日を除く取引のために開かれている日をいいます。

「対象株式」とは下記の株式をいいます。

| 対象株式の種類 | 対象株式の銘柄              | 対象株式のスポンサー<br>または発行会社 | 照会先               |
|---------|----------------------|-----------------------|-------------------|
| 株式      | 投資運用会社により決定<br>されます。 | 対象株式により確定しま<br>す。     | 対象株式により確定しま<br>す。 |

「有効日」とは、市場障害事由が発生しておらず、かつ別の評価日が発生していないまたは発生しているとはみなされない取引日をいいます。

「評価日」とは、計算代行会社の意見により市場障害事由が当該日に発生しているとされない限り、関係オプションに関わる失効日から5日目の営業日後の当初の各5取引日をいいます。かかる日に市場障害事由が発生している場合は、評価日は直後の有効日とされます。市場障害事由が発生していなかったならば評価日であった当初の期日直後から8取引日目までに直後の有効日が発生していない場合は、(A)当該8取引日目が(市場障害事由に関わらず)評価日とされ、また(B)計算代行会社は、当該時の実勢市況、対象株式および該当する場合は対象株式に含まれる各資産の最新の公示価格または取引価格、計算代行会社が関係あるとみなすその他項目を勘案して、対象株式の価格またはレベルおよび市場障害事由の発生がなければ実勢であった当該8取引日目の適用為替レートを確定して当該評価日に関わる基準レベルおよび関係為替レートを決定します。

「評価時点」とは、計算代行会社が判断する照会先の正式取引終了時をいいます。

本商品要項で定義されていない用語は一般要項において当該用語に付された意味を持つものとします。

## 2. 様式

本オプションは大券（「オプション大券」）により表象され、かかる大券は、決済代行機関の共通預託機関として発行会社が指定するフランクフルトのドイチェ・バンクAGに預託されます。確定オプションは発行されません。

本オプションは、適用法令および本オプションの譲渡がなされる帳簿に係る決済代行機関の当該時の手続に従い譲渡可能です。

特定数量の本オプションの所持人として関係決済代行機関の記録上に当該時に示される（これに関しては、ある者の口座にある本オプション数量に関し関係決済代行機関が発行した証明書またはその他書面は、明白な誤謬のある場合以外あらゆる目的上最終的かつ拘束力あるものとします）各人（別の決済代行機関を除きます）は、あらゆる目的上本オプションの当該数量の所有者として発行会社および各取次会社により取り扱われます。（「オプション所持人」および「本オプションの所有者」なる用語ならびに関連表現はそれに応じて解釈されます。）

## 3. 行使、関係発生事項の調整、償還

### 3.1. 行使、関係発生事項の調整、償還

(A) 各オプションは行使期間中のいずれかの営業日に行使可能です。ただし、行使期間中のある日の午後4時（中欧時間）以後に主取次会社に交付された本オプションに関する行使通知は、以下の但書きを条件として、当該オプションの行使日である翌営業日に交付されたものとみなされます。ただし、行使期間の最終営業日の午後4時（中欧時間）までに商品要項3.4に定める方法で行使通知が適式に交付されていないオプションは、当該オプションの行使日となる当該営業日に自動的に行使されたものとみなされ、商品要項3.2の規定が適用されるものとします。

(B) 上記(A)のほか、各関係発生事項の発生に応じ、発行会社は、当該関係発生事項に係る各オプションに関わる関係発生事項の調整を行うものとします。

（ ）当該関係発生事項の調整が現物決済または現金決済であると発行会社が判断した場合は、当該関係発生事項に係る各オプションは、関係追加行使日の計測時点現在で自動的に行使されます。

（ ）当該関係発生事項の調整が現物決済または現金決済ではないと発行会社が判断した場合は、当該関係発生事項の調整は、関係発生事項調整日をもって発効します。

ただし、いずれの場合も関係発生事項が発行日以前に発生した場合は、発行会社は、発行日後合理的に可能になり次第関係発生事項の調整を行い、当該調整に係る関係発生事項発効日および関係発生事項調整日の決定を含む（ただし、それらに限りません）関係発生事項を勘案する上で適切と判断する本要項の修正を行うものとします。

- (C) 発行会社は、償還行使日までにオプション所持人によって有効に行使されていない全オプションをすべて（一部は不可）償還する無条件かつ取消不能の権利（「償還権」）を償還通知の交付に応じ有します。

各々の場合、以下の要項3.2に定めるところによります。

「行使」、「適式な行使」という表現および関連表現は、行使期間中の最終営業日または追加行使日（各々の場合該当するところにより上記(A)または(B)に従います）に自動的に行使されるオプションに適用されるものと解釈されます。

オプション所持人は、商品要項3.2に基づき、関係追加行使日の計測時点にオプション所持人である者のみが関係する追加現金決済額または追加現物決済額を受け取る資格を有することに留意する必要があります。

流通市場でのオプションの売買による譲渡は、当該売買日後の一定日数までは決済代行機関の記録上に反映されないというのが発行日現在における当初の決済代行機関の通常の取引慣行です。従って、流通市場での本オプションの購入者は、当該売買日後の一定期間までは当該オプションの所有者とはなりません。

一般要項4による償還通知の交付は、オプション所持人による上記(A)に従う本オプションの行使を妨げるものではありません。ただし、関係する行使日は、償還行使日以前に発生しているものとします。償還行使日後には、さらなる行使通知は上記(A)を目的として交付することはできません。

各関係発生事由の調整に関し、本オプションとの関連上当該関係発生事項調整日が計算代行会社の定める当該オプションの関係失効日から180日以内の期日前に発生していない場合は、当該関係発生事由は当該オプションに関し発生しなかったものとみなされ、発行会社は当該オプションに関しさらなる義務または責任を何ら負うものではなく、また当該オプションの所持人はその結果何らかの支払またはその他補償を受ける権利を得るものではありません。

### 3.2. 決済

商品要項3.1(A)との関連上、同項に定める通り自動的に行使されないオプションに関しては、各オプションは、関係行使通知に指定される決済代行機関の口座宛てで支払われる現金決済額（当該行使に係るオプション所持人の費用の控除後）を関係決済日の価値で発行会社から受領する権利を適正な行使に応じその所持人に付与します。

商品要項3.1(A)に基づき自動的に行使されるオプションに関しては、オプション所持人は行使通知を行うことを要せず、各オプションは、当該行使に係るオプション所持人費用の控除後の現金決済額を関係決済日の価値で発行会社から受領する権利をその所持人に付与します。

商品要項3.1(B)との関連上、関係発生事項の調整が現物決済または現金決済である場合は、各オプションは、各々の場合、関係追加決済日に下記を発行会社から受け取る権利を上記の日時現在のその所持人に対し付与します。

3.2.1. 関係発生事項の調整が現物決済である場合は、当該調整に係るオプション所持人の費用の支払を条件とした追加現物決済額、または

3.2.2. 関係発生事項の調整が現金決済の場合は、当該調整に係るオプション所持人の費用を差し引いた後の追加現金決済額

商品要項3.1(C)の趣旨上、発行会社がある償還権を行使する場合は、償還行使日までにオプション所持人によって有効に行使されていない各オプションは、償還日にオプション所持人費用の控除後の現金決済額を発行会社から受け取る権利をその所持人に付与します。

以下の規定を条件として、発行会社からの本オプションに関わる一切の支払および受渡は、関係オプション所持人の口座に係る関係決済代行機関への入金または振替により発行会社を代理して取次会社によって行われ、かかる口座は、行使通知が要求される場合は当該行使通知に指定される口座とし、当該支払ないし受渡は当該決済代行機関の規則に従い行われます。

発行会社は、支払額ないし受渡額に関する関係決済機関に対するまたはその指図に応じた支払ないし受渡(場合によります)によりその支払義務ないし受渡義務を免除されます。特定数のオプションの所持人として決済代行機関の記録上に示される各人は、関係決済機関に対しまたはその指図に応じ発行会社が行うかかる各支払ないし受渡に係るその割当分については関係決済機関のみに依拠すべきとします。

一切の支払ないし受渡は、あらゆる場合、支払地ないし受渡地の適用ある財政等の法令および一般要項6の規定に従うものとします。

関係決済機関の規則に従いオプション所持人に支払われる金額の支払が決済通貨で行われない場合は、当該支払は、計算代行会社が合理的に適切と判断する情報源を参照して計算代行会社によって決定される為替レートを用いて当該額を決済通貨から変換した上で、関係決済機関に口座を保有するオプション所持人に対する支払につき関係決済機関が主に使用する通貨で行われるものとします。

### 3.3. 一般規定

発行会社、計算代行会社、取次会社のいずれも、その重大な過失または故意の不正行為のない場合は、本規定に基づき支払われないし受渡される金額の計算上または本規定に基づくその他の決定上の瑕疵または錯誤に責任を負うものではありません。本オプションの購入ないし保有によって、対象株式に付随する権利(議決、分配その他に関わるかは問われません)が当該オプションの所持人に対し付与されるものではありません。

### 3.4. 行使通知

行使通知の書式は、通常の営業時間中に各取次会社の指定事務所から取得することができます。

行使通知は、

- (1) 行使されるオプション数を特定し、
- (2) 行使されるオプションにつき借り記される決済代行機関にある口座の番号を指定し、
- (3) 決済日までに当該オプションにつき当該口座に借り記するよう取消不能な形で決済代行機関に対し指示容認し、また関係するオプション所持人に代わって決済代行機関にその旨指示することを主取次会社に対し認め、
- (4) オプション所持人費用の控除後の現金決済額が貸し記される決済代行機関にある口座番号を指定し、
- (5) 適用される行政手続もしくは法的手続においてまたは決済代行機関に対し当該通知を提出することを容認し、
- (6) すべてのオプション所持人費用を支払う約束を記入し、またその金額を当該オプション所持人に支払われるべき現金決済額から控除するかないし決済代行機関の指定口座に借り記し、かつオプション所持人費用を支払い、関係オプション所持人に代わって決済代行機関にその旨指示することを主取次会社に対し認める決済代行機関の権限を記入します。

### 3.5. 認証

各行使通知に関し、関係するオプション所持人は、主取次会社にとって合理的に納得のゆく当該オプションの保有に係る証拠を差し出さなければなりません。

### 3.6. 判断

行使通知の適正な記入および交付を履行しないことは、当該通知が無効として取り扱われることになりえます。行使通知が適正に記入され交付されたか否かに関する判断は、主取次会社が行うものとし、最終的なものとされ、発行会社および関係オプション所持人を拘束します。以下に定めるところを条件として、不完全または不適正な書式によると判断された行使通知は無効とされます。

かかる行使通知がその後主取次会社の納得するところに応じ訂正される場合、当該通知は、当該訂正が主取次会社に交付される時点に提出された新たな行使通知とみなされます。

主取次会社は、行使通知が不完全または不適正な書式と判断した場合は、関係オプション所持人に対し速やかに通知すべくあらゆる合理的努力を尽くすものとします。発行会社および主取次会社のいずれも、その重大な過失または故意の不正行為のない場合は、かかる判断もしくはオプション所持人に対するかかる判断の通知に関連するその行為または不作為に関して何人に対しても責任を負うものではありません。

### 3.7. 行使通知の交付

行使通知の交付は、特定のオプションを行使する旨の関係オプション所持人による取消不能の選択となるものとし、また行使通知は、上記の通り主取次会社による受取後には取り消すことはできません。行使通知の交付後には、当該通知の対象であるオプションは譲渡することはできません。

### 3.8. オプション所持人の費用

各オプションに関し、当該オプションに関わる一切のオプション所持人費用は、関係オプション所持人の勘定に関わるものとし、また(1)オプションに関する現金決済額または追加現金決済額が支払われる場合は、支払は、発行会社の納得するところに応じ当該オプションに関わるすべてのオプション所持人費用の控除後または支払後にのみ行われるものとし、また(2)オプションに関する追加現物決済額の受渡ないし振替が行われる場合は、当該受渡ないし振替は、当該オプションに関わるすべてのオプション所持人費用が発行会社の納得するところに応じ支払われるまでは行われないものとします。

### 3.9. 中間期間

現物決済に関しては、発行会社または発行会社を代理する者が引き続き現物決済単位の法的所有者である関係追加行使日後の期間中（「中間期間」）は、発行会社およびかかる他の者のいずれも、（ ）関係オプション所持人または当該現物決済単位の事後の実質所有者またはその他の者に対し、当該者が当該現物決済単位の所有者としてのその資格を得る書状、証明書、通知、回状またはその他の書面もしくは支払を交付する義務またはその交付を手配する義務を負っておらず、（ ）中間期間中に当該現物決済単位に付随する一部もしくはすべての権利を行使する義務またはその行使を手配する義務を負っておらず、また（ ）発行会社またはその他の者が中間期間中に直接、間接的に当該現物決済単位の法的所有者である結果として関係オプション所持人または当該現物決済単位の事後の実質所有者またはその他の者が負担するもしくは被る損失または損害に関し、関係オプション所持人または当該現物決済単位の事後の実質所有者またはその他の者に対し責任を負うものではありません。

### 3.10. 行使・決済リスク

本オプションの行使および決済は、すべての関係時点現在において効力あるあらゆる適用法令および商慣行に従うものとし、また発行会社および取次会社のいずれも、一切の合理的努力を尽くした上でかかる法令または商慣行の結果として予定取引を執行できない場合に何ら責任を負うものではありません。発行会社および取次会社のいずれも、本オプションに係る決済代行機関の職務遂行上のその行為または義務不履行についていかなる場合も責任を負うものではありません。

### 3.11. 最低行使額

計算代行会社が定めるところによりある行使日に行使されるオプション数は、最低行使額(適用される場合)以下であってはならず、また最低行使額を超える数の場合は、整数行使額(適用される場合)の整数倍でなければなりません。本規定に違反して意図されるオプションの行使は無効とされ、効力のないものとします。

## 4. 調整規定

### 4.1. 株式

#### 4.1.1. 定義

「関連会社」とは商品要項 1 に定義される通りとします。

「その他の取引所」とは、ある株式に関し、当該株式が上場、取引または相場付けされる照会先以外の各取引所、取引システム、または相場付けシステムをいいます。

「基準通貨」とは商品要項 1 に定義される通りとし、また商品要項 1 で定義されていない場合は決済通貨とします。

「基準レベル」とは商品要項 1 に定義される通りとします。

「照会先」とは商品要項 1 に定義される通りとします。

「関係取引所」とは、ある株式に関し、当該株式のオプション契約または先物契約が取引される計算代行会社の決定する取引所、取引システムまたは相場付けシステムをいいます。

「関係国」とは、すべて計算代行会社が判断するところによる下記の各国をいいます。

( ) 基準通貨または決済通貨が法定貨幣または通貨である国(またはその政治機関もしくは監督機関)および

( ) 株式または関係裏付株式の発行会社が重要な関係を有する国(またはその政治機関もしくは監督機関)であって、何が重要であるかの判断においては、計算代行会社は当該裏付株式の発行会社が設立されている国ないしその適切とみなすその他項目を挙げることができますが、それらに限りません。

「関係時点」とは、ある株式に関し、計算代行会社が、商品要項 1 の「基準レベル」の定義に定める通り当該株式の価格または評価値を決定する基準となる関係時点をいいます。

「決済通貨」とは商品要項 1 に定義される通りとします。

「本株式」とは商品要項 1 に定義される通りとします。

「裏付株式の発行会社」とは商品要項 1 に定義される通りとします。

「株式配当」とは商品要項 1 に定義される通りとします。

#### 4.1.2. 市場障害

市場障害の発生がなかったならば、本商品要項により計算代行会社は株式の価格または評価値を決定することを要していた日に市場障害が発生した場合は、計算代行会社は、一般要項4に従いオプション所持人に対し可能な限り速やかに通知を行うものとします。

「市場障害事由」とは下記をいいます。

4.1.2.1 ある取引日の当該株式に関わる関係時点または当該株式に関わる関係時点の前一時間中のある時点に以下が発生または存続していること。

(A) 下記の取引の停止またはその取引に課される制限(関係照会先または関係取引所等が容認する限度を超える価格の動きを理由とする否かは問われません)

4.1.2.1.1 照会先またはその他取引所における株式

4.1.2.1.2 関係取引所における当該株式に係るオプション契約または先物契約

(B) 関係照会先での当該株式に係る取引を執行するため、または当該株式の市場価格を得るため、または当該株式の関係取引所での当該株式の取引またはそれに係るオプション契約もしくは先物契約の取引を執行するための市場参入者の可能性を全般的に妨げるまたは損なう事由(計算代行会社の判断するところによります)

4.1.2.2 ある取引日における照会先または関係取引所でのその予定取引終了時刻前の終了。ただし、(aa)当該照会先もしくは当該関係取引所での当該取引日における正規の取引時間の実際の終了時刻の少なくとも一時間前まで、またはより早い場合は、(bb)当該取引日の関係時点現在の取引執行のために照会先もしくは関係取引所のシステムに対する発注の提出制限時間(該当する場合)の少なくとも一時間前までに当該照会先または関係取引所(場合によります)によってかかる繰上終了時刻が発表されている場合はその限りではありません。「予定取引終了時刻」とは、正規の取引時間後またはその他時間外の取引を考慮することなく、関係照会先または関係取引所の正規の週日取引終了時刻とします。

4.1.2.3 関係国の銀行業務活動に関し、全般的支払停止が宣言されていること。

4.1.2.4 基準通貨が決済通貨と異なる場合、発行会社ないしその関連会社ないしヘッジ取引執行者が以下を行うことを妨げる、制限するまたは遅滞させる影響があると計算代行会社が判断する事由のある時点での発生。

( ) 通常の適法なチャンネルを介して基準通貨を決済通貨に変換することまたはいずれかの通貨を関係国内でもしくは関係国内から振り替えること(通貨変換もしくは振替(場合によります)を制限または禁止する規制の当該関係国による賦課を理由とします)。

( ) 関係国に所在する国内機関のレートと少なくとも同等に有利なレートで基準通貨を決済通貨に変換すること。

( ) 関係国内の口座から当該関係国外の口座に基準通貨または決済通貨を受け渡すこと。

( ) 関係国内の口座間でまたは当該関係国の非居住者である者に対し基準通貨または決済通貨を振り替えること。

4.1.2.5 関係国が、(a)規制を課すこともしくは規制を課す意向を発表し、または(b)法令の解釈もしくは行政手続きを( )実施することもしくはその実施の意向を発表し、または( )変更することもしくはその変更の意向を発表していること。各々の場合、当該株式を取得、保有、譲渡、換金し、または当該株式に関し別途取引を行う発行会社ないしその関連会社ないしヘッジ取引執行者の可能性に上記が影響し得るかは計算代行会社が判断します。

計算代行会社の判断により、上記のいずれかが重大である場合、計算代行会社は、何が「重大」であるかを判断するに当たっては、当該オプションに関係する発行会社ないしその関連会社ないしヘッジ取引執行者のヘッジ取決めを含む、その適切な裁量により妥当とみなす状況に配慮することができます。

#### 4.1.3. 合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化、支払不能

関係株式ないし関係裏付株式の発行会社(場合によります)に関連して合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化、または支払不能が発生した場合、発行会社は以下の4.1.3.1、4.1.3.2、または4.1.3.3に記載される措置を執ることができます。

4.1.3.1 合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化、または支払不能を会計処理するために本要項の一部または複数部分の適正な修正(もしあれば)の実施を決定するよう計算代行会社に要求し、当該修正の発効日を決定します。計算代行会社は、関係取引所で取引される本株式のオプションに対し関係取引所によって行われる合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化、または支払不能に関わる調整を参照して適正な修正を決定することができますが、その必要はありません。

4.1.3.2 一般要項4に従いオプション所持人に対し通知を行うことによって当該オプションを消却する。当該オプションがそのように消却される場合、発行会社は、各オプション所持人が保有する各オプションに関し当該オプション所持人に対し一定額を支払いますが、かかる金額は、合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化、または支払不能(場合によります)を勘案したオプションの適正市場価格から、関係する対象ヘッジ取決めを解除することに係る発行会社ないしその関連会社ないしヘッジ取引執行者のコストを差し引いた金額とし、一切は計算代行会社がその適正な裁量で判断するところによります。支払は、一般要項4に従いオプション所持人に対し通知される方法で行われます。

4.1.3.3 計算代行会社がその適切な裁量により選択する取引所または取引システムまたは相場付けシステム（以下「オプション照会先」といいます。）で取引される株式オプションの決済条件の調整後に、本要項の一部または複数部分の相応の修正を行うよう計算代行会社に要求し、かかる修正は、オプション照会先によって行われる相応の調整の発効日として計算代行会社が決定する期日をもって発効する。本株式のオプションがオプション照会先で取引されていない場合、計算代行会社は、計算代行会社の判断によれば当該オプションが上記の通り取引されていたならばオプション参照先による調整をもたらしていたとされる合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化、または支払不能（場合によります）を会計処理するためにオプション照会先が定める規則および手続（もしあれば）を参照して計算代行会社が適切と判断する本要項の一部または複数部分の修正（もしあれば）を行います。

合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化、または支払不能の発生に応じ、計算代行会社は、合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化、または支払不能（場合によります）を記載し、その詳細、およびそれに関し執られる予定の措置を提示した通知を、一般要項4に従いオプション所持人に対し可能な限り速やかに行います。ただし、オプション所持人は、上記事項の発生時期とオプション所持人へのその報告時期の間には必ず一定の猶予があることを承知する必要があります。

「上場廃止」とは、照会先が取引所または取引システムまたは相場付けシステムである株式に関し、照会先の規則に基づき当該株式が何らかの理由（合併事由または株式公開買付を除きます）により照会先における上場、取引、または相場付けが停止され（または停止されることになり）、照会先と同一国（または当該株式が欧州連合内の取引所、取引システム、もしくは相場付けシステムに上場されている場合は、欧州連合加盟国）にある取引所、取引システム、または相場付けシステムに直ちに再上場、再取引、または再相場付けされない旨照会先が発表していることをいいます。

「支払不能」とは、ある裏付株式の発行会社に影響する任意もしくは強制清算、破産、支払不能、解散、整理清算、または同様な手続を理由として、(A)当該裏付株式の発行会社の全株式が、受託人、清算人、もしくはその他同様な公的機関への譲渡を要求されること、または(B)当該裏付株式の発行会社の株式所有者がかかる株式を譲渡することを法律上禁じられることになることをいいます。

「合併期日」とは、合併事由の終了期日、または当該合併事由に適用される当該国の法律に基づき終了日が確定できない場合は計算代行会社が定める他の期日をいいます。

「合併事由」とは、関係株式に関し、( )かかる発行済全株式の別の主体もしくは者への譲渡または取消不能の譲渡約定をもたらす当該株式の種類変更または変更、( )別の主体もしくは者とのまたはそれへの併合、統合、合併または拘束力ある株式交換(当該裏付株式の発行会社が継続主体であって、発行済全株式の種類変更もしくは変更をもたらさない併合、統合、合併または拘束力ある株式交換を除きます)、( )発行済全株式(当該買付申出人が所有または支配する株式を除きます)の譲渡または取消不能の譲渡約定をもたらす当該裏付株式の発行会社の発行済株式の100%を買い付けるまたは別途取得するためのある主体もしくは者による株式公開買付、交換申出、勧誘、提案またはその他事由、または( )当該裏付株式の発行会社が継続主体であって、発行済全株式の種類変更または変更をもたらさない別の主体もしくは者とのまたはそれへの併合、統合、合併または拘束力ある株式交換ではあるが、当該事由発生直前の発行済株式(買付申出人者が所有または支配する株式を除きます)の所有者が当該事由発生直後に合計で発行済株式の50%以下を所有することになるような併合、統合、合併または拘束力ある株式交換を意味し、各々の場合、合併期日が評価日以前の場合または複数の評価日が存在する場合は最終評価日現在とします。

「国有化」とは、ある裏付株式の発行会社の全株式またはすべてもしくはほぼすべての資産が国有化、収用され、または別途政府機関、当局、その組織もしくは機構への譲渡を要求されることをいいます。

「株式公開買付」とは、政府機関もしくは自己規制機関への届出または計算代行会社が関係あるとみなすその他情報の届出の実施に基づき、裏付株式の発行会社の議決権付き発行済株式の10%以上100%未満(計算代行会社の決定するところによります)を転換またはその他手段によりある主体または者が買い取るまたは別途獲得することをもたらすかかる主体または者によるテークオーバー・オファー、テンダーオファー、交換オファー、勧誘、提案、またはその他事由をいいます。

#### 4.2. 追加的障害事由

4.2.1. 商品要項4.1.2または一般要項2に反することなく、発行会社は、発行会社による何らかの追加的障害事由の発生の宣言後、下記のいずれいれかの措置を執ることができます。

4.2.1.1 追加的障害事由の処理を行うためになされるべき本要項の一部または複数部分の適切な修正(必要であれば)を行うよう計算代行会社に要求し、当該修正の発効日を決定します。かかる修正では、関係する追加的障害事由の結果またはそれに関連して発行会社ないしその関連会社ないしヘッジ取引執行者に対するコストの増加を制限なく計算に入れることができます。

4.2.1.2 一般要項4に従いオプション所持人に対し通知を行うことにより当該オプションを消却します。オプションがそのように消却される場合、発行会社は各オプション所持人が保有する各オプションに関し当該オプション所持人に対し一定額を支払うこととなりますが、かかる金額は、当該追加的障害事由を勘案したオプションの適正市場価格から、関係する対象ヘッジ取決めを解除する発行会社ないしその関連会社ないしヘッジ取引執行者のコストを差し引いた金額とし、一切は計算代行会社がその適正な裁量で判断するところによります。支払は、一般要項4に従いオプション所持人に対し通知される方法で行われます。

4.2.2. 「追加的障害事由」とは以下を意味します。

4.2.2.1 適用法令(税法を含みますが、それに限りません)の採択もしくは変更または管轄権のある裁判所、法廷もしくは監督当局による適用法令の解釈(課税当局による措置を含みます)の変更の公布を理由として、(A)発行会社または当該オプションに関するヘッジ取引取決めを直接、間接的に発行会社に提供する者(「ヘッジ取引執行者」)が、対象株式を保有、取得もしくは処分すること、またはある法域から別の法域に決済通貨または基準通貨を自由に振替、受渡または送金することが違法または実行不能となったとの判断、または(B)発行会社がオプションに基づくその義務の履行上(発行日現在の状況と比較して)コストの増加(租税負担の増大、租税特典の減少、または発行会社ないしヘッジ取引執行者の租税上の地位に対するその他不利な影響を含むがそれらに限りません)を負担することになるとの判断を発行会社が行うこと。

4.2.2.2 発行会社またはヘッジ取引執行者が、商取引上適正な措置を講じた上で、(A)発行会社がオプションに関するその義務を実施し、履行することに係るリスクをヘッジするために必要とみなす取決め、取引、もしくは資産を取得、設定、設定変更、取替、維持、解除または処分すること、または(B)かかる取決め、取引もしくは資産の受取代金を換金、回収または送金すること、が不可能であるとの判断を発行会社が行うこと。

4.2.2.3 発行会社またはヘッジ取引執行者が、(A)発行会社がオプションに関するその義務を実施し、履行することに係るリスクをヘッジするために必要とみなす取決め、取引もしくは資産を取得、設定、設定変更、取替、維持、解除または処分し、または(B)かかる取決め、取引もしくは資産の受取代金を換金、回収または送金する上で、税額、課徴金、費用または手数料(売買委託手数料を除きます)の額の増加(発行日現在の状況との比較による)を負担することになるとの判断を発行会社が行うこと。

## 5. 準拠法および言語

本オプションは英国法に準拠し、同法に従い解釈されます。

何人も、1999年契約(第三者の権利)法に基づき本オプションの要項を強制執行する権利を有するものではありません。ただし、本規定は、同法とは別に存在するか、別途利用可能なある者の権利または救済方法に影響するものではありません。

## 一般要項

## 1. 本オプションの地位

本オプションは、発行会社の無保証の非劣後契約債務を成し、あらゆる点において相互に平等の地位を有します。

## 2. 特別理由、違法、不可抗力による繰上行使、繰上償還、または終了

発行会社の支配を超える理由のために、本オプションに基づくその義務の履行が何らかの理由で全面的または部分的に違法または実行不能になったと発行会社が判断した場合、または発行会社の支配を超える理由のために、何らかの理由により本オプションに関するヘッジ取引取決めを維持することが発行会社にとって適法または実行可能ではなくなったと発行会社が判断した場合、発行会社は、その単独裁量により債務を負うことなく、一般要項 4 に従い所持人に対し通知を行うことによって繰り上げて本オプションを行使したものとみなし、償還し、または終了させることができます。

本要項中の一規定または複数規定が無効であるか、無効となる場合、残る規定の有効性はそれにより何ら影響されるものではありません。

発行会社が本オプションを繰り上げて行使したとみなし、償還し、または終了させる場合、発行会社は、違法性または実行不能性に関わらず、適用法の認める場合はその範囲内で、関係する対象ヘッジ取決めを解除する発行会社のコストを差し引いた後の当該オプションの適正市場価格に相当する金額を、オプション所持人によって保有される各オプションに関し各オプション所持人に対し支払うこととし、一切は計算代行会社はその単独裁量で決定するところによります。支払は一般要項 4 に従いオプション所持人に対し通知される方法で行われます。

## 3. 買戻し

発行会社は、公開市場でまたは入札もしくは直接的合意により何時でもある価格で本オプションを買い戻すことができますが、その義務を負うものではありません。そのように買い戻されたオプションは保有または再販売されるか、または消却に付されます。

## 4. 通知

## 4.1. 有効性

オプション所持人への通知は、決済代行機関によるオプション所持人への通信連絡のために決済代行機関に対し交付された場合有効とされます。ただし、本オプションがいずれかの証券取引所に上場されているか、いずれかの法域で公募されている限り、オプション所持人への通知は、かかる各証券取引所およびかかる各法域の規則および規定に従い公告されるものとします。

#### 4.2. 交付

上記4.1に基づき行われる通知は、決済代行機関に交付された場合は当該決済代行機関またはすべての決済代行機関(複数存在する場合)への交付から三日目に、また公告された場合は(上記の通り通知も行われるか否かは問われません)当該公告日に、また複数回公告された場合は最初の公告日に、また複数の新聞での公告を要求された場合は要求されたすべての新聞紙上での最初の公告日に発効します。

### 5. 取次会社、計算代行会社、決定および修正

#### 5.1. 取次会社

発行会社は、ある取次会社を変更またはその指名を解消し、追加の取次会社を指名する権利を常時留保します。ただし、主取次会社の指名の解消は、交替の主取次会社が指名されるまでは発効しないものとし、また本オプションがいずれかの証券取引所に上場されているか、いずれかの法域で公募される場合はその範囲内で、かかる各証券取引所およびかかる各法域の監督機関の規則および規定によりその旨要求される場合は各国に指定事務所を有する取次会社が存在するものとします。取次会社の指名通知または指名解消通知またはその指定事務所の変更通知は、一般要項4に従いオプション所持人に対し行われます。各取次会社は、発行会社の代理人としてのみ行為し、オプション所持人に対する義務もしくは任務、またはオプション所持人のためもしくはそれらとの代行関係もしくは信託関係を引き受けるものではありません。ある取次会社が行う本オプションに関する計算または決定は、(明白な誤謬の場合を除き)最終的かつ確定的なものであって、オプション所持人を拘束します。

#### 5.2. 計算代行会社

発行会社は、本オプションに関し計算代理人(「計算代行会社」といい、当該表現には後継計算代理人も含まれます)の職務を行います。ただし、発行会社が以下の規定に従い後継計算代行会社の指名を決定している場合はその限りではありません。

発行会社は、計算代行会社として別の機関を指名する権利を常時留保します。ただし、在任計算代行会社の指名解消は、交替の計算代行会社が指名されるまでは発効しないものとします。かかる解消または指名の通知は一般要項4に従いオプション所持人に対し行われます。

計算代行会社(計算代行会社が発行会社である場合を除きます)は、発行会社の代理人としてのみ行為し、オプション所持人に対する義務もしくは任務、またはオプション所持人のためもしくはそれらとの代行関係もしくは信託関係を引き受けるものではありません。計算代行会社が行う本オプションに関する計算または決定は、(明白な誤謬の場合を除き)最終的かつ確定的なものであって、オプション所持人を拘束します。

計算代行会社は、発行会社の同意を得て、その適切とみなす第三者に対しその義務および職務の一部を委任することができます。

### 5.3. 発行会社による決定

本要項に基づき発行会社が行う決定は、(明白な誤謬の場合を除き)最終的かつ確定的なものであって、オプション所持人を拘束します。

### 5.4. 修正

発行会社は、当該修正がオプション所持人の利益に大きな悪影響を及ぼさない場合、または明白な誤謬を正すことまたは当該要項中の防護的規定を是正、修正もしくは補完することを図る形式上、重要性の低いまたは技術的な内容である場合は、適用法の認める範囲内で、オプション所持人またはその一部の承認を得ることなく、意図される本要項上の商取引目的を維持または確保するために発行会社が合理的に必要とみなする方法で本要項を修正することができます。かかる修正の通知は、一般要項 4 に従いオプション所持人に対し行われます。ただし、かかる通知を行わないことまたはその未受領は、当該修正の有効性に影響するものではありません。

## 6. 課税

各オプションに関し、関係するオプション所持人は、商品要項に定めるすべてのオプション所持人費用を支払うものとし、本オプションに関する一切の支払または場合により受渡は、あらゆる場合、適用あるすべての税法およびその他法令(該当する場合は租税、課徴金もしくはその他賦課金に係るまたはその勘定に係る控除または源泉徴収を求める一切の法律を含みます)に服します。オプション所持人が保有する本オプションに関わる所有、譲渡、支払ないし受渡の結果またはそれに関連して生じる一切の税金、課徴金、賦課金、源泉徴収、またはその他支払については発行会社は責任を負わず、別途支払義務を負うものではなく、関係するオプション所持人が責任を負い、支払うものとし、発行会社は、かかる租税、課徴金、賦課金、源泉徴収、もしくはその他支払を会計処理するためまたは支払うために必要とされる金額または相当分を、オプション所持人に対し支払われるべき金額または場合により行われるべき受渡から源泉徴収または控除する権利を有しますが、その義務を負うものではありません。各オプション所持人は、当該所持人の本オプションに関わる上記の租税、課徴金、賦課金、源泉徴収、またはその他支払に関し発行会社が負担したまたは被った何らかの損失、コストまたはその他債務について発行会社に対し補償します。

## 7. 追加発行

発行会社は、オプション所持人またはその一部の承認を得ることなく、本オプションを併合して一シリーズを構成するために、随時オプションを追加設定し、発行することができます。

## 8. 発行会社の代位

8.1. 発行会社または過去の代位会社は、オプション所持人の承認を得ずに、以下を条件として、本オプションに基づく主債務者としての自己に代わって、発行会社の子会社または関連会社である会社(「代位会社」)に代位させることができます。

8.1.1. 本オプションに基づく代位会社の債務がドイチェ・バンクAG(当該銀行が代位会社である場合を除きます)によって保証されていること。

8.1.2. 本オプションが代位会社の適法で有効な拘束力ある債務を表象することを確認するために執られ、履行され、実行されるべき一切の措置、条件および事項(必要な承認の取得を含みます)が執られ、履行され、実行され、かつ完全な効力があること。

8.1.3. 発行会社が、一般要項４に従いオプション所持人に対し当該代位日について少なくとも30日前の通知を行っていること。

発行会社の代位の発生の場合、本要項でいう発行会社とは事後、代位会社を指すものと解釈されます。

## 8.2. 事務所の代置

発行会社は、一般要項４に従うオプション所持人への通知により、本オプションの目的のために行為するその事務所を変更する権利を有するものとし、かかる変更日は当該通知に指定されます。ただし、かかる通知を行う前には変更することはできないものとします。

## 9. オプションの交換

本オプションが紛失、盗失、汚損、毀損、または滅失した場合、当該オプションは、発行会社が合理的に要求する証拠および保証または補償に関する条件により、それに関連して生じた費用の請求者による支払に応じ主取次会社の指定事務所(または一般要項４に従い通知がなされた他の場所)において交換することができます。汚損または毀損したオプションは代替券が発行される前に引き渡されなければなりません。

## 10. 欧州通貨同盟に関わる調整

### 10.1. 指定変更

発行会社は、オプション所持人の承認を得ることなく、一般要項４に従いオプション所持人に通知を行うことによって、当該通知に指定される調整日より本オプションの一部条件がユーロに指定変更されることを選択することができます。

かかる選択には下記の通りの影響があります。

10.1.1. 決済通貨が欧州経済通貨同盟の第三段階に参加する国の国内通貨単位である場合は、1999年からであるか、当該期日以後であるかを問わず、当該決済通貨は、発行会社が決定し、当該通知において特定される四捨五入に関する規定(もしあれば)を条件として、確定レートで当初の決済通貨からユーロに変換されるユーロ額とみなされ、調整日以後は、本オプションに関わる一切の支払は、本オプションの決済通貨がユーロを指すものとみなしてユーロのみで行われます。

10.1.2. 本要項が為替レートを含む場合、または本要項の一部が欧州経済通貨同盟の第三段階に参加する国の通貨(「当初通貨」といいます)で表示されている場合は、1999年からであるか当該期日以後であるかを問わず、当該為替レートないし本要項のその他条件はユーロで表示されているものとされ、為替レートの場合は、確定レートでユーロに対しまたは場合に応じユーロに換算されているものとみなされます。

10.1.3. ユーロ表示の証書に当該時に適用される取決めに当該要項を適合させるために発行会社が決定する本要項のその他変更が行われます。

#### 10.2. 本要項の修正

発行会社は、オプション所持人の承認を得ることなく、一般要項4に従いオプション所持人に通知を行うことによって、本条約に基づく欧州経済通貨同盟の第三段階の本オプションへの影響に係る会計処理を行うために発行会社が適切と判断する本要項の修正を行うことができます。

#### 10.3. ユーロ変換コスト等

要項10.1ないし要項10.2に拘わらず、発行会社、計算代行会社、取次会社のいずれも、ユーロの振替もしくは通貨の換算もしくはそれに関連する四捨五入に係るまたは起因する手数料、コスト、損失または費用についてオプション所持人またはその他の者に対し責任を負うものではありません。

#### 10.4. 定義

本一般要項中の以下の表現は下記の意味を有します。

「調整日」とは、本要項に基づきオプション所持人に対し行われる通知において発行会社が指定する期日を意味し、当該通貨が本条約に基づく欧州経済通貨同盟の第三段階に当初参加しない国の通貨である場合は、当該国が参加する後日以後の期日をいいます。

「確定レート」とは、本条約第123(4)条(旧第1091(4)条)の第一文に基づき欧州連合委員会によって確定された当初通貨のユーロへの換算のためのレート(適用ある欧州共同体の規定に従う四捨五入に関する規則の順守を含みます)をいいます。

「国内通貨単位」とは、欧州経済通貨同盟の第三段階の開始以前の日にかかる通貨として規定されているある国の通貨単位、またはかかる第三段階の拡大との関連上、かかる第三段階に当初参加していなかった国の通貨単位をいいます。

「本条約」とは欧州共同体を設立するための条約をいいます。

ドイチェ・バンクAGは、償還に加えて、市場価格(裏付け中国株式の価格および為替レートにより決定されます)および市場状況により、ファンドによるオプションの売却のために流動性を付与します。

## (2) 【投資対象】

ファンドの投資目的は、中国の上海証券取引所および深セン証券取引所に上場されている中国A株に投資することによって長期的なキャピタル・ゲインと利益を追求することです。

中国A株に対する投資は現在、中国人投資家および中国証券監督管理委員会に適格海外機関投資家として登録されている外国金融機関(以下「QFII」といいます)に限定されています。

ドイチェ・バンクAGはQFIIとして正式に登録されており、投資運用会社が選定した中国A株に関してファンドに対してロー・ストライク・プライス・オプションを発行することに同意しています。投資運用会社は主にかかるロー・ストライク・プライス・オプションにその資産を投資することにより、投資目的を達成します。

## (3) 【運用体制】

### ( ) 投資運用決定の体制

#### 組織および方法

投資運用決定には、投資決定および発注手続き、リスク管理ならびに法令順守方針を規定する一連の内部管理手続きを採用しています。

投資運用会社は、決済オフィサー、アカウント・オフィサーおよびリサーチ・アナリストを含む運営および事務サポート・スタッフが補佐する主要人員チームを有しています。

#### 主要人員の経験および資格

##### 1. 主要人員

すべての主要人員は、投資運用業務提供の経験を有し、適切な資格および認可を得ています。

取締役およびコンプライアンス・オフィサーは、教育セミナーおよび香港証券先物委員会が要求する「継続訓練プログラム」への出席を含むがこれらに限定されることなく、投資運用会社のスタッフが適切な継続的トレーニングを受けるように取り計らいます。

##### 2. 提携会社からの支援

投資運用会社は、その提携会社である申銀萬國リサーチ・インスティテュート(「SYWG」)からもサポートを得ています。同社は、上海で、企業調査および全上場企業に関する資料の網羅などバック・アップ支援を投資運用会社に提供しています。

##### 3. コンプライアンス

コンプライアンス部門のコンプライアンス・オフィサーは、すべての関連ある法的要件または香港証券先物委員会が規定する規則および規定を完全に遵守しているよう取り計らう責任を負っています。コンプライアンス部門は、各投資信託が関連ある法的要件および規制要件ならびに適用ある投資制限を完全に遵守するよう取り計らう受託者と連携を取ります。

#### 4. リスク管理

取締役は、財務その他のリスクにかかわらず特にその特定と定量化について、投資運用会社および(適用ある場合)投資運用会社の顧客が被りうる当該リスクの適切な管理を行うため、SYWGのコンプライアンス部門の支援を受けて、内部方針および手続きを規定します。投資運用会社は、財務および経営能力において許容できるポジションのみを取ることを方針としています。

##### 機能分離

##### 職務の分割

投資運用会社の職務は下記のとおり分割されます。

|             |                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| ファンド・マネジャー： | 投資決定、売り出し決定、投資資産の取引およびブローカーへの発注                           |
| 経 理：        | 経理機能の遂行、顧客に対する請求書作成                                       |
| 決 済：        | 取引の決済および勘定調整                                              |
| コンプライアンス：   | 投資運用会社がその内部方針および手続きならびにすべての適用ある法的要件および規制要件を遵守するよう取り計らいます。 |
| 内部監査：       | 企業の運営、経営および内部規制の適切性、有効性および効率性について報告する独立した客観的監査機能を維持します。   |

##### ( ) 投資運用に関する内部規則の内容

##### 1. ファンドの権限 / 目的における投資

ファンドの権限 / 目的に従い取引が行われます。投資運用会社は、常に、すべての制限および禁止事項を遵守します。

##### 2. 最善の執行

投資信託のために取引を行う際、取引は、可能な限り最善の条件で執行されなければなりません。最善の執行は、下記の場合に実行されます。

( ) 価格が、当該種類および量に鑑み、取引時の関連ある市場において投資信託に利用可能な最善のものであるよう合理的配慮がなされた場合。

( ) 状況により別段の要求がされない限り、当該投資信託に不利益とならない価格で取引を行う場合。

##### 3. 発注

各注文は、適切に発注され、当該発注の記録が取引執行前に保管されます。投資運用会社は、注文再発注の理由があり、当該理由が明確に記録されている場合を除き、執行された取引が規定された意図に従い速やかに実行されるよう取り計らいます。

#### 4. ポートフォリオ取引高

投資運用会社は、ポートフォリオのために過度の取引を行わず、投資信託の規定された目的を勘案します。

#### 5. 個人勘定取引

SYWGグループは、同グループの従業員が遵守し従う個人取引に関する基本方針および具体的規則を規定する従業員取引ガイドラインを設定しています。

#### ( ) コンプライアンスおよび意思決定監督部門を構成する人員数

香港証券先物委員会が認可する2名の担当オフィサーが、投資に関する意思決定監督について責任を有し、コンプライアンス機能は、SYWGグループの法令順守および内部監査部門がサポートします。

#### ( ) 投資決定手続き

##### 投資プロセス

##### 「トップ・ダウン」アプローチ

##### リサーチ

投資運用会社のアナリストは、マクロ経済および市場分析について社内意見を構築します。変異および変異の関連理由を特定するため、予想は、様々なブローカーおよび独立情報源に対して行います。

##### 月次投資戦略会議

投資運用会社は、全チーム・メンバーからファンダメンタル、テクニカルおよび定量的分析の情報を収集し、投資戦略策定のため、市場価額および市場心理、流動性フロー、政治状況、政府および中央銀行政策ならびに経済ファンダメンタルズを含む投資変数を統合します。この戦略は、各投資信託の制限および指針に従い、ポートフォリオ投資全体に一貫して適用されます。

##### 「ボトム・アップ」分析

##### 詳細な分析

投資運用会社は、コア銘柄選定にあたり企業ファンダメンタルズおよび成長見込みについて詳細な分析を行います。企業の事業、セクターにおける相対的位置およびキャッシュ・フロー、収益性、流動性、借入れおよび収益の伸びなどファンダメンタルズに特に注目します。安定したファンダメンタルズおよび高い成長性を有する企業のみが選定されます。

##### 企業訪問

投資運用会社の投資チームは、株式選定プロセスに対するデータとして外部リサーチを常に監視します。その上、企業内リサーチ・アナリストが、推奨株発見のため企業訪問を常に行います。社内および社外リサーチをもとに、投資チームは、組み入れおよび除外レベルを特定するため継続的に監視されるコア銘柄リストを作成します。コア・リストには載らないが、市場で割安感がある高成長銘柄は、短期から中期の取引プロセスでポートフォリオに組み入れられます。

## 評価プロセス

投資運用会社は、ポートフォリオの運用においてテクニカルおよび定量的分析によって補足されるファンダメンタル分析の利用を最も重視します。投資機会の特定においては、情報フローも重要です。SYWGグループの地域密着性により、投資チームは、地域の事業コミュニティと広範なかかわりを築いてきました。このような関わりによって、適切な市場情報フローが、堅実なファンダメンタルズと健全な経営チームを有する上場企業を特定するために入手可能となります。

## リスク・コントロール

投資ポートフォリオの下振れリスクのコントロールは、今日の金融市場における大幅な変動から見て、最重要事項です。各投資信託の制限および指針に従い、投資リスクは、分散投資および高い取引流動性によって抑制されるでしょう。

### (4) 【分配方針】

管理会社が独自の裁量に基づく決定により、ファンドの純利益および実現キャピタル・ゲインを受益者に分配することができます。ただし、管理会社は受益者に分配を行う予定はなく、ファンドの純利益および実現キャピタル・ゲインはすべて再投資して、純資産価格に反映させる計画です。

### (5) 【投資制限】

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりです。

- (1) ファンドの純資産総額の10%を超えて、直接または間接的に、単一の発行体に証券を投資することはできません。
- (2) ファンドは、管理会社が運用するその他の投資ファンドと合わせて、直接または間接的に、単一の発行体の発行済証券の総数の50%超を取得できません。
- (3) ファンドは、直接または間接的に、単一の発行体の発行済証券の総数の5%超を取得できません。
- (4) ファンドは、非上場証券に投資できません。
- (5) ファンドが保有する直ちに換金することができない投資対象の総額がファンドの純資産総額の15%を超える取得となるような場合に、ファンドはかかる投資対象を取得できません。
- (6) ファンドは証券の空売りを行いません。
- (7) ファンドはドイチェ・バンクAGが発行したロー・ストライク・プライス・オプション以外の派生商品（ワラント、オプション、先物、先渡しなど）に投資できません。
- (8) ファンドの証券に債務の保証として抵当権、担保権もしくは質権を設定したり、または譲渡できません。
- (9) ファンドは引受契約または下引受契約を締結できません。
- (10) ファンドは商品または不動産に投資できません。

上記の投資制限の解釈上、「単一の発行体」とは裏付中国A株の単一の発行体を含み、ロー・ストライク・プ  
ライス・オプションの発行体であるドイチェ・バンクAGを含まないと見なすものとします。

投資制限に違反した場合、投資運用会社は違反を認識してから60日以内に、速やかに違反を是正するために必  
要なあらゆる措置を講じるものとします。

上記に加えて、投資運用会社はファンドに代わって、以下の取引を行えません。

- (a) 自己取引または本人としていずれかの取締役との取引
- (b) 投資運用会社またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とする取引
- (c) 無制限の責任条項を含む取引

#### 借入方針

投資運用会社はファンドの勘定でファンドの純資産総額の10%までの現金または証券を借り入れることが  
できます。

### 3 【投資リスク】

投資家は受益証券の価値は上昇することもあれば下落することもあることを認識する必要があります。ファンドへの投資には大きなリスクが伴います。投資運用会社は損失の危険性を最小限に抑えるために組み立てられた戦略を実行する予定ですが、こうした戦略が実行できること、または実行できたとしても成功を収めることは保証できません。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いいため、受益者は保有する受益証券を買戻しによってのみ処分することができます。従って、投資家はファンドに対する投資のすべてまたは相当分を失う可能性があります。ファンドは、主として価格が変動する有価証券に投資するため、純資産価格は日々変動します。従って、投資元本は保証されておらず、解約または償還時に投資者が受取る金額は投資元本を下回ることもあります。各投資家はファンドに投資するリスクを負うことができるか否かを慎重に検討する必要があります。以下のリスク要因に関する考察はファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではありません。

#### ファンドの投資目的の達成

ファンドの投資目的が達成できる旨の保証または表明は行われていません。

ファンドの投資プログラムには流動性の低い投資対象、限定的な分散投資などの投資手法が含まれているため、一定の状況下ではファンドの投資に及ぼす悪影響が極大化する恐れがあります。またファンドがキャピタル・ゲインを得る投資目的を達成できるという保証はありません。

#### キー・パーソンに依存する事業

ファンドの資産に関するすべての投資決定は投資運用会社が行います。受益者にファンドの運営に参加する権利または権限はありません。その結果として、ファンドが近い将来、成功を収めるか否かは投資運用会社の能力に大きく依存しています。投資運用会社がファンドのために使用する戦略が魅力的なリターンを実現し、または成功を収めるという保証はありません。更に、投資運用会社のキー・パーソンが退職し、死亡し、または一定期間、行為無能力に陥った場合、ファンドのパフォーマンスが損なわれる可能性があります。

#### 決済リスク

ファンドはロー・ストライク・プライス・オプションの発行体としてのドイチェ・バンクAGおよび投資運用会社がファンドの勘定で取引を行うその他の者の信用リスクおよび決済不履行のリスクにさらされます。

## 為替レート

ファンドがドル以外の通貨で表示された資産に投資する場合、受益証券は為替レートの変動リスクにさらされます。投資運用会社はファンドのために、為替取引によって上記の投資に伴うリスクを部分的に相殺するよう努力しますが、為替取引を実行する市場は変動性が激しく、極めて専門的かつ技術的な市場であり、こうした市場では流動性および価格は極めて短期間に、しばしば数分間で変化します。また、ファンドの純資産価格はドル建てであり、日本の投資者が円で投資する場合、ドル建て純資産価格に関しても、為替レートの変動に伴うリスクが生じることがあります。

為替取引のリスクには、為替レートの変動リスク、金利リスク、現地の為替市場、外国投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性などを含むが、上記に限定されません。

## 流通市場の欠如

受益証券の流通市場が生まれる見込みはなく、その結果、受益者は保有する受益証券を買戻しによってのみ処分することができます。受益証券の買戻しを請求した受益者の受益証券に帰属するファンドの純資産価格が該当する買戻日までに減少するリスクは買戻しを請求した受益者が負担します。

## 買戻しの予想される結果

受益者の請求によって受益証券の大量の買戻しが行われた場合、投資運用会社は、買戻し代金をまかなう必要資金を調達するために、望ましい時期よりも早く、不利な価格でファンドの投資対象を換金する必要性が生じる可能性があります。

## 分配

ファンドに関する方針により、ファンドの純利益および実現キャピタル・ゲインは分配せずにすべて再投資されます。したがって、ファンドへの投資は資産運用または税金対策として当座の利益を求める投資家には適さない可能性があります。

## 政府、経済、社会等に関する検討事項

ファンドの基礎となる資産の純資産総額および流動性は為替レート、為替管理、金利、政府方針および税制の変更(中国A株への投資により生ずる、所得および収益に関連する税を含みます)、社会、政治および経済の不安定化または中国における、または中国に影響するその他の出来事の悪影響を受けます。

## 市場変動の可能性

中国の株式市場は最近、著しい価格変動に見舞われており、こうした変動が将来起こらないという保証はありません。

## 投資対象の流動性

投資運用会社はファンドのために、直接または間接的に、上場証券および非上場証券に投資することができます。上場証券、特に中小企業の上場証券への投資は証券の流動性が保証されておらず、また非上場証券への投資は流動性不足の大きなリスクにさらされます。極端な市況または注文の規模により、望ましい価格での売買注文の執行またはオープン・ポジションの清算が常に可能であるとは限りません。

## 企業の情報開示、会計および規制基準

一部の中国企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公開情報も少ない。また中国企業に適用される会計基準は米国やヨーロッパの企業に適用される会計基準とは大きく異なります。

## ロー・ストライク・プライス・オプションへの投資

本オプションへの投資は、他の特定のオプション投資には伴わない重大なリスク(特に裏付株式の市場価格の変動、中国元とドルの為替レートの変動、および予測が困難でありかつ発行体の支配を超えるその他の事象を含みます)を伴います。ただし、以下のリスク要因は、本オプションへの投資に伴う可能性のあるすべてのリスクを開示しているわけではなく、本目論見書の日付以降、追加のリスクが発生する可能性もあります。

当初の投資に対するリターンは、ゼロまたはマイナスになる可能性もあります。

ファンドに対するリターンは、本オプションの存続期間中の裏付株式のパフォーマンスおよび為替レート(中国元とドルの間の為替レート)を基準とするため、ファンドはその当初投資金額の全額を失う可能性もあります。ファンドの投資期間中に為替レートに変動がなく、かつ裏付株式が無価値になった場合は、ファンドは、その投資金額の全額を失う可能性があります。ファンドの投資期間中に裏付株式の価格に変動がなく、かつ基準通貨が無価値になった場合は、ファンドは、その投資金額の全額を失う可能性があります。

## 期限前行使および評価

ファンドにより本オプションの行使が行われた場合、現金決済金額は、行使通知の交付後、特定の期間の間に決定されます。かかる期間中、裏付株式の価格および為替レートが変動する可能性があります。かかる変動により、ファンドは、証券の行使時に受け取ることを予想していた金額よりも多いまたは少ない現金決済金額を受取る可能性があります。

### 繰上償還

本オプションの発行体は、少なくとも90日前までに通知することにより、ファンドの繰上償還を行う権利を有するため、かかる場合、ファンドは、予想より早く投資を終了することを余儀なくされる可能性があります。

### 配当の受領についての制限

ファンドは、本オプションの保有を通じて裏付株式の発行会社の配当に参加することができますが、かかる配当金額は、特定の割合に制限されています。現金配当については、特定の割合が、特定の本オプションが発行されたときに設定されます。従って、現金配当の場合は、本オプション保有者は、株式会社が宣言した現金配当金額にかかる特定の割合を超えて受領することはありません。

一定の場合には、ファンドは本オプションの商品要項に規定されるところにより、裏付株式について宣言された配当を全く受けられなくなります。

### ファンドは、裏付株式または裏付株式の発行会社に関するいかなる権利も有しません。

ファンド保有者は、裏付株式に関する一切の権利(裏付株式に関する議決権、または配当もしくはその他の分配を受取る権利を含むがこれらに限定されません)を有しません。本オプションは、ドイチェ・バンクAGロンドンのみの債務を表象します。裏付株式の発行会社は、本オプションの募集に関し一切関与しないものとし、また、本オプションまたは本オプション保有者に関するいかなる債務も負わないものとします。

### 本オプションの売買高は、多くの要因の影響を受けます。

本オプションの売買高は、本オプションの需要と供給およびその他の要因の影響を受けるものとし、かかる要因の中には、本オプション発行体の財務状況および業績とは無関係のものもあります。かかる要因には以下が含まれます。

- ・ 全般的経済状況および政治状況の影響を受ける裏付株式の市場価格、裏付株式の発行会社の財務状況および業績ならびに裏付株式の発行会社の属する業界全体の状況
- ・ 裏付株式の配当利回り、および
- ・ 中国元とドルとの為替レート

### 特定の事象の発生による調整

ドイチェ・バンクAGは、本オプションの発行体として、本オプションに関する条項に記載されている通り、本オプションに関して支払われる金額に対し一定の調整を行うことがあります。特に、裏付株式の現金配当または株式配当の実際の受領を含むがこれらに限定されない事象の結果、発行体および/またはその関連会社および/またはヘッジ当事者が被ったまたは被ったはずである租税、源泉、減額その他の費用の額を反映すべく調整されることがあります。

## 一般的条件の調整

本オプションの発行体は、本オプションの発行体またはそのヘッジ・プロバイダーによるヘッジ取引に直接的または間接的に悪影響を及ぼす、または発行体またはそのヘッジ・プロバイダーによるヘッジ取引に関する費用を直接的または間接的に増額し得る政治的または財務的事象を含む事象が発生した場合、本オプションの条件を調整するか、または本オプションを消却することができることを規定しています。従って、ファンドは、かかる事象の発生に関連するリスクを負います。

## 本オプションの流動性

本オプションに係る流通市場の発展の有無およびその程度または流通市場における本オプションの取引価格もしくはかかる市場の流動性の有無に関して予想することは不可能です。本オプションに関わる上場申請または取引申請は、特定されたオプション取引所において行われていません。本オプションがそのように上場または取引される場合、かかる上場または取引が継続される保証は一切なされていません。本オプションがそのように上場または取引される可能性があるという事実は、必ずしも、本オプションがそのように上場または取引されない場合よりも高い流動性をもたらすわけではありません。

本オプションの上場または取引がいずれかの取引所で行われない場合、本オプションに関する価格設定情報は、更に入手困難であり、また、本オプションの流動性は悪影響を受ける可能性があります。また、本オプションの流動性は、一定の法域において、本オプションの募集および販売に係る制限により影響を受ける可能性があります。

発行会社は、公開市場でまたは入札もしくは直接的合意により何時でもある価格で本オプションを買い戻すことができますが、その義務を負うものではありません。そのように買い戻された本オプションは保有もしくは再販売されるか、または消却に付されます。発行会社は、本オプションの唯一のマーケットメーカーでありうるため、流通市場は制限される可能性があります。流通市場が制限されればされるほど、本オプションの所有者が行使日、終了日、償還日または満期日以前に本オプションの価値を実現することが困難になります。

### 一日に行使可能な本オプション数の制限

本オプションの所有者が1日を超える日に行使可能な本オプションに関し商品要項に規定がある場合、発行会社は、いずれかの日(最終行使日を除きます)においてそのように規定される最大数まで行使可能な本オプション数を制限し、またかかる制限と併せて、いずれかの者または者のグループ(一致して行為するか否かにかかわらず)が当該日において行使可能な本オプション数を制限するオプションを有します。いずれかの日(最終行使日を除きます)において行使される本オプション数の合計が最大数を上回り、また、発行会社が当該日に行使可能な本オプション数を制限することを選択する場合、本オプションの所有者は、当該日において、自らが行使することを希望する本オプションを全て行使することができない可能性があります。そのような場合、当該日に行使される本オプション数は、当該日に行使される本オプション数の合計が商品要項の規定に従い指定される本オプションの最大数を上回らなくなるまで(発行会社が別途定めない限り)、減じられるものとします。行使請求されたが当該日に行使されなかった本オプションは、同様の1日の最大数制限および遅延行使規定に従い、本オプションが行使されうる次の日に自動的に行使されます。

購入予定者は、かかる規定が本オプションに適用されるか否かおよびその方法につき確認するため、商品要項を検討する必要があります。

### 発行会社の支払不能によるオプション所持人への支払の制限または遅延

発行会社に関し破産手続が開始される場合、本オプション所持人に対する支払が制限される可能性があり、また、回収が著しく遅延する可能性があります。

### リスク管理体制

投資運用会社は、ファンドの適用法ならびに投資方針、制限およびガイドラインの遵守を保証するため、コンプライアンスおよびリスク管理手続を確立しました。

- ・ 投資運用会社は、日常的に、リスクおよびリターン・プロファイルのモニタリングを行うだけでなく、ファンドの投資方針、制限およびガイドラインを遵守します。
- ・ 社内コンプライアンス部門に適用されうる全ての法律および規則を遵守することを徹底させます。
- ・ 実績(株価変動が一定のレベルに達する場合、各株のプラス実績およびマイナス実績については、週間評価および/または臨時評価を行います)
- ・ 書面による週次および月次報告書にポートフォリオ活動ならびにプラス実績およびマイナス実績の要因を詳述します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

ファンドは現在申込みを受けつけていないため、該当事項はありません。

##### (2) 【買戻し手数料】

受益者は、買戻しの際にファンド証券の純資産価格の0.5%の買戻し手数料を支払います。

##### (3) 【管理報酬等】

###### 管理報酬

管理会社はファンドの資産から、各評価日において計算されかつ発生し、四半期毎に後払いされるファンドの純資産総額に対して年率0.1%の報酬を受け取る権利を有します。

2009年5月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、6,581米ドルでした。

###### 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、各評価日において計算されかつ発生し、四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産総額の0.8%に相当する報酬を受け取る権利を有します。2009年5月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、52,646米ドルでした。

また、投資運用会社は、各暦四半期末日に計算されかつ後払いされる実績報酬(以下「実績報酬」といいます)を受け取る権利を有します。ある暦四半期(以下「関連四半期」といいます)の実績報酬は、関連四半期末日における受益証券の純資産価格が前暦四半期末日における受益証券の純資産価格の最高価格を超える金額、又はかかる最高価格を上回る場合には当初発行価格100ドルを超える金額に関連四半期中の発行済受益証券平均口数を乗じた金額の10%に相当する金額であるものとします。ファンドの運用は、受益証券一口当たりの当初発行価格100ドルに対して当初評価され、最初の暦四半期に比例按分されます。最初の実績報酬は、当初発行価格100ドルを上回る2004年6月の最終評価日における受益証券の純資産価格の超過額に基づき算定されました。

説明の目的で、関連四半期の実績報酬は以下の通り計算されます。

実績報酬 = [ 関連四半期末日における受益証券の純資産価格—ハイウォーターマーク ] × 10% × 関連四半期中の発行済受益証券平均口数

ただし、関連四半期末日における受益証券の純資産価格は、関連四半期の最終評価日における受益証券の純資産価格です。

ハイウォーターマークは、前の各四半期末日における受益証券の純資産価格の最高価格または100ドル(いずれか高い方)です。

関連四半期中の発行済受益証券平均口数は、関連四半期中の各評価日における発行済受益証券の単純な毎日の平均です。

いずれかの評価日における受益証券の購入価格及び買戻価格を計算する目的上、当該評価日における実績報酬は発生するものとします。ただし、実績報酬を決定するため関連四半期末日における受益証券の純資産価格を計算する場合、かかる実績報酬の発生は無視されます。

2009年5月31日に終了した会計年度中の実績報酬は、0米ドルでした。

#### 受託報酬

管理会社はファンドの資産から、各評価日において計算されかつ発生し、毎月後払いされるファンドの純資産総額に対して年率0.1%以下の報酬を受け取る権利を有します。更に受託会社はファンドの資産から、管理会社と合意した利率での取引手数料、管理事務代行報酬および現金支出費を受け取る権利を有します。

2009年5月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、20,000米ドルでした。

#### 販売報酬および代行協会員報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売者として、ファンドの資産から、各評価日において計算されかつ発生し、四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産総額の0.5%の報酬を受け取る権利を有します。更に販売会社は、日本におけるファンドの代行協会員として、ファンドの資産から、各評価日において計算されかつ発生し、四半期毎に後払いされます、ファンドの純資産総額の0.2%の報酬を受け取る権利を有します。

2009年5月31日に終了した会計年度中の販売報酬および代行協会員報酬は、46,065米ドルでした。

#### (4) 【その他の手数料等】

更にファンドは(a)目論見書の付属書で開示されたファンドに関するサービスを提供するために任命されたすべての管理事務代行会社の費用、(b)ファンドのために実行したすべての取引の費用、および(c)ファンドの事務管理の費用を負担します。かかる費用には( )法律顧問および監査人の報酬および費用、( )証券取引に関して賦課されるブローカー手数料(もしあれば)、発行税または有価証券取引税( )副保管銀行の報酬および費用、( )政府または政府機関に支払うすべての租税および手数料、( )借入金の利息、( )投資家向けサービスに関する通信費、ファンドの受益者総会の費用および確認通知、財務諸表等の報告書、委任状、目論見書、有価証券届出書等の書類を作成し、印刷し、配付し、翻訳する費用、( )保険の費用(該当する場合)、( )訴訟(もしあれば)、補償の費用および通常の業務外で発生した臨時費、(xi)受益証券の発行に関して規制当局に提出される書類の作成及び提出を含むがそれに限定されず、いずれかの管轄における受益証券発行のための費用ならびに(x)上記以外の創業費用および運営費用などを含みます。上記の料金および費用が特定のシリーズ・トラストには直接帰属しない場合は、各シリーズ・トラストがそれぞれの純資産総額に比例して負担するものとします。

トラストおよび申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド1号の設立および関連する手数料および費用は142,446.89ドルでした。かかる費用は、マスター信託証書の締結日から1年間で償却されました。設立費用は最初のシリーズ・トラストがすべて負担します。ただし、上記の1年間の間に追加のシリーズ・トラストが設定された場合、設立費用はすべてのシリーズ・トラストがそれぞれの純資産総額に比例して、設立期間の長さに応じて期間調整ベースで負担するものとします。

2009年5月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、86,572米ドルでした。

#### (5) 【課税上の取扱い】

##### (A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等)をいいます。以下同じです。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限ります。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限ります。）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。

- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します。この場合支払調書は提出されません。

- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがあります。

## (B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づきトラスト、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、ファンドがこれを行うかまたはこれを受ける支払いに適用される二重課税回避条約は、いかなる国とも締結していません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

トラストは、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、ファンドに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託者または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法(2009年改正)第81条に基づき、ケイマン諸島総督に対し申請し、この誓約を受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

(2009年9月末日現在)

| 資産の種類            | 国名 | 時価合計<br>(米ドル)             | 投資比率<br>(%) |
|------------------|----|---------------------------|-------------|
| オプション            | 中国 | 4,727,693.79              | 85.89       |
| 現金・その他の資産(負債控除後) |    | 776,513.62                | 14.11       |
| 総計(純資産総額)        |    | 5,504,207.41<br>(約497百万円) | 100.00      |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年9月末日現在)

| 順位 | 銘柄                                            | 国  | 業種            | オプション<br>数 | 帳簿価額(米ドル) |            | 時価(米ドル) |            | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|-----------------------------------------------|----|---------------|------------|-----------|------------|---------|------------|-----------------|
|    |                                               |    |               |            | 単価        | 合計         | 単価      | 合計         |                 |
| 1  | DEUTSCHE BK-CHINA<br>SHENHUA WTS 28SEP2017    | 中国 | 石炭            | 100,000    | 3.30      | 330,120.00 | 4.45    | 444,600.00 | 8.08            |
| 2  | DB-PING AN INSURANCE<br>GR-A WTS 27FEB2017    | 中国 | 保険            | 55,000     | 6.38      | 350,967.50 | 7.43    | 408,375.00 | 7.42            |
| 3  | DB-FINANCIAL STREET<br>HLDG A WTS 4DEC2017    | 中国 | 不動産           | 230,000    | 1.23      | 282,596.82 | 1.65    | 378,350.00 | 6.87            |
| 4  | DB-SHENZHEN O/S<br>CHINESE-A WTS<br>19APR2019 | 中国 | リゾート          | 140,000    | 2.17      | 304,392.00 | 2.69    | 376,460.00 | 6.84            |
| 5  | DB-POLY REAL ESTAT CO<br>LTD CWTS 31OCT2016   | 中国 | 不動産           | 99,907     | 3.29      | 328,833.90 | 3.54    | 353,171.25 | 6.42            |
| 6  | DB-CHINA MERCHANTS A<br>SHS WTS 12JUN2018     | 中国 | 銀行            | 156,616    | 1.94      | 303,734.00 | 2.17    | 339,073.64 | 6.16            |
| 7  | DB-SHANGHAI PUDONG DEV<br>CALL WTS 5FEB2018   | 中国 | 銀行            | 100,000    | 3.47      | 347,360.00 | 2.88    | 287,800.00 | 5.23            |
| 8  | DB-GUIZHOU PANJIANG<br>REF A WTS 13SEP2019    | 中国 | 石炭            | 80,000     | 3.89      | 310,952.00 | 3.40    | 271,768.00 | 4.94            |
| 9  | DB-TBEA CO LTD A SHS<br>WTS 1NOV2016          | 中国 | 電線および<br>ケーブル | 86,000     | 3.04      | 261,422.80 | 3.11    | 267,374.00 | 4.86            |
| 10 | DB-WUHAN IRON & STEEL<br>CO-A WTS 24JUL2017   | 中国 | 鉄鋼            | 225,950    | 1.34      | 303,496.04 | 1.02    | 229,339.25 | 4.17            |
| 11 | DB-SHANTUI CONSTR<br>MACHY CO-A WTS 7FEB17    | 中国 | 機械            | 150,000    | 1.98      | 297,510.00 | 1.48    | 222,600.00 | 4.04            |
| 12 | DB-TANGSHAN IRON&STEEL<br>CO WTS 18AUG2017    | 中国 | 鉄鋼            | 242,000    | 1.28      | 310,316.60 | 0.90    | 218,042.00 | 3.96            |
| 13 | DB-SHENZHEN DEV BANK<br>LTD CWTS 24JUL2017    | 中国 | 銀行            | 70,000     | 3.15      | 220,269.00 | 2.93    | 205,170.00 | 3.73            |
| 14 | DB-ANGANG STEEL CO LTD<br>A WTS 31JUL2018     | 中国 | 鉄鋼            | 120,000    | 2.25      | 270,480.00 | 1.66    | 199,320.00 | 3.62            |
| 15 | DEUTSCHE BK-GEMDALE<br>CORP-A WTS 13JUN2017   | 中国 | 不動産           | 103,942    | 1.29      | 134,173.59 | 1.89    | 195,930.67 | 3.56            |
| 16 | DB-ALUMINUM CORP OF<br>CHINA CALL WT 9APR18   | 中国 | 金属            | 91,904     | 2.10      | 193,071.92 | 1.87    | 171,768.58 | 3.12            |
| 17 | DB-CHINA VANKE CO A<br>SHS WTS 11JUL2018      | 中国 | 不動産           | 103,900    | 1.02      | 106,047.00 | 1.53    | 158,551.40 | 2.88            |

## 【投資不動産物件】

該当ありません(2009年9月末日現在)。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません(2009年9月末日現在)。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記各会計年度末および2009年9月末日までの1年における各月末の純資産の推移は次の通りです。

|                           | 純資産総額         |           | 純資産価格  |        |
|---------------------------|---------------|-----------|--------|--------|
|                           | 米ドル           | 千 円       | 米ドル    | 円      |
| 第1会計年度末<br>(2005年5月末日)(注) | 17,508,779.00 | 1,579,467 | 92.41  | 8,336  |
| 第2会計年度末<br>(2006年5月末日)(注) | 17,676,899.43 | 1,594,633 | 144.05 | 12,995 |
| 第3会計年度末<br>(2007年5月末日)(注) | 41,978,994.64 | 3,786,925 | 332.99 | 30,039 |
| 第4会計年度末<br>(2008年5月末日)(注) | 12,574,488.07 | 1,134,345 | 314.08 | 28,333 |
| 第5会計年度末<br>(2009年5月末日)(注) | 5,726,033.87  | 516,546   | 226.35 | 20,419 |
| 2008年10月末日                | 4,947,948.83  | 446,354   | 177.01 | 15,968 |
| 11月末日                     | 5,143,234.40  | 463,971   | 187.01 | 16,870 |
| 12月末日                     | 5,028,488.71  | 453,620   | 184.65 | 16,657 |
| 2009年1月末日                 | 5,214,352.60  | 470,387   | 191.79 | 17,301 |
| 2月末日                      | 5,011,393.45  | 452,078   | 188.09 | 16,968 |
| 3月末日                      | 5,307,589.92  | 478,798   | 206.10 | 18,592 |
| 4月末日                      | 5,576,142.66  | 503,024   | 219.04 | 19,760 |
| 5月末日(注)                   | 5,726,033.87  | 516,546   | 226.35 | 20,419 |
| 6月末日                      | 6,397,636.26  | 577,131   | 261.48 | 23,588 |
| 7月末日                      | 7,029,849.65  | 634,163   | 290.66 | 26,220 |
| 8月末日                      | 5,589,559.30  | 504,234   | 234.65 | 21,168 |
| 9月末日                      | 5,504,207.41  | 496,535   | 232.25 | 20,951 |

(注) 純資産総額および純資産価格は英文発行目論見書に準拠して計算されており、米国会計基準に準拠して翌期に実現が見込まれる運用報酬を計上して計算された財務諸表において表示されている数値とは異なります。また、上記は各月の最終営業日時点の数値です。そのため、会計年度末時点および中間期末時点で計算され、監視報酬、受託報酬およびその他の運営費用がその発生時に費やされるものとして作成される財務諸表において表示されている数値とは異なることがあります。

## 【分配の推移】

該当ありません。

## 【収益率の推移】

| 会計年度     | 収益率(注)  |
|----------|---------|
| 第 1 会計年度 | -7.59%  |
| 第 2 会計年度 | 55.88%  |
| 第 3 会計年度 | 131.16% |
| 第 4 会計年度 | -5.68%  |
| 第 5 会計年度 | -27.93% |

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配落の額)

(ただし第 1 会計年度については、当初発行価格(100米ドル))

## 第 2 【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)・リミテッド

取扱場所 香港、クイーンズ・ロード・セントラル1

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

### (ロ) 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも（アメリカ以外で）受益者集会を招集することができます。受託会社は、合計で発行済ファンド証券の10%以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければなりません。21日以上前の通知が、受益者に送付されなければなりません。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりです。受益者は、各ファンド証券ごとに1議決権を有します。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます）によるファンド証券の取得も制限することができます。

## 第二部 【ファンドの詳細情報】

### 第1 【ファンドの追加情報】

#### 1 【ファンドの沿革】

2003年9月9日 管理会社の設立  
2004年4月22日 トラストの基本信託証書締結  
2004年8月3日 ファンドの補遺信託証書締結  
2004年9月6日 ファンドの運用開始  
2005年10月31日 ファンドの補遺信託証書締結

#### 2 【ファンドに係る法制度の概要】

##### ( ) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2009年改訂)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2009年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

##### ( ) 準拠法の内容

###### 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどのを採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託銀行は、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されています。

大部分のユニット・トラストは、ケイマン諸島籍免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としていない旨宣言した受託会社または管理会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出られます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益権者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託証書の変更をケイマン諸島信託登記官に提出しなければなりません。

###### ミューチュアル・ファンド法

「監督官庁の概要」の記載をご覧ください。

### 3 【監督官庁の概要】

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます)に定める「規制されたミューチュアル・ファンド」の定義に該当します。

規制されたミューチュアル・ファンドとして、トラストは、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます)の監督に服し、CIMAは、いつでも、決算書の監査を受け、CIMAが指定した期限内にかかる決算書をCIMAに提出するようトラストに指示することができます。またCIMAは、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく職務を履行するために合理的に請求するトラストに関する情報を提出し、説明を行うことを受託会社に要求することができます。

CIMAによるこれらの要求を遵守しない場合は、受託会社に重大な罰金を課し、CIMAはケイマン諸島の裁判所にトラストの解散を申請することがあります。

CIMAは、規制されたミューチュアル・ファンドが支払期日の到来した債務を弁済できないか、もしくはできなくなる可能性が高いか、または投資者もしくは債権者の利益を害する方法で事業を継続するかまたは継続することを試み、もしくは自発的に事業を清算しようとしていると確信する場合、もしくはトラストのような認可済ミューチュアル・ファンドの場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法に反する認可の条件に従うことなく、事業を行うかまたは行うことを試みる場合、もしくは規制されたミューチュアル・ファンドの監督および運用が適当および適切な方法で行われなかった場合、もしくは規制されたミューチュアル・ファンドの管理者としての地位を有する者がその地位を有するに適当および適切な者ではない場合、一定の措置を講じることができます。CIMAの権限には、特に、受託会社の交代を要求する権限、業務の適切な実施に関連してトラストに助言を行う者を任命する権限、トラストの業務の管理を引き受ける者を任命する権限などを含みます。その他にも、上記以外の措置の承認を求めてケイマン諸島の裁判所に申請を行うことができるなど、CIMAが利用できる救済が存在します。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島籍の会社として登記されており、ケイマン諸島政府から信託会社の免許を受けています。受託会社はCIMAの監督を受けます。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理事務代行会社としての免許もを受けています。

## 第 2 【手続等】

### 1 【申込(販売)手続等】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

## 2 【買戻し手続等】

### (イ)海外における買戻し手続等

#### 買戻日における買戻し

以下に定める規定にしたがって、受益証券はその保有者の請求に応じて受益証券をいずれかの買戻日に買い戻すことができます。

請求は買戻通知に基づいて行い、買戻通知を当該通知に記載された住所の管理事務代行会社へ送付する必要があります。特定の買戻日に買戻請求を実行するためには、当該買戻日の午後３時半(香港時間)または管理会社が一般的に、もしくは個々の買戻しに関して決定したそれよりも早い日時もしくは遅い日時までに、買戻通知を管理事務代行会社へ送達しなければなりません。上記の期限以降に受け取った買戻通知は次の買戻日に処理されます。

受益証券の買戻しを行う受益者には、買戻日に該当する評価日現在の、当該買戻日の翌評価日に決定される受益証券の純資産価格に等しい受益証券一口当たりの買戻価格に、当該評価日の時点で買戻し資金を調達するために換金するファンドの投資対象の公表価格とその後の換金価格との差額がある場合はかかる差額の調整分をプラスまたはマイナスした額に相当する額から純資産価格の0.5%の買戻手数料を控除した額が支払われます。管理事務代行会社は受益証券の買戻請求を履行する資金をまかなうために資産を換金する際にかかる銀行手数料および売買手数料の引当として適当と判断する金額を買戻価格から控除することができます。

買戻代金は買戻しを行った受益者がコストとリスクを負担して、かかる受益者が指定した銀行口座に電信送金することでドルで支払われます。支払いは資金が調達できた日に、できる限り速やかに行います。電信送金に関するすべての費用は受益者が負担し、かかる受益者に支払う金額から控除することができます。買戻代金は第三者には支払われません。

純資産価格の算定が中止されている期間中は、受益証券の買戻しは行いません(詳細については本書 ファンドの詳細情報、第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、(1)資産の評価を参照)。

#### 強制的買戻し

受益証券が適格投資家以外の者により、または適格投資家以外の者の利益のために保有されているか、またはその保有の結果として、トラストが登録義務を負い、租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反すると受託会社が管理会社と協議した上で判断した場合、または受託会社が受益証券の申込みもしくは購入の代金に利用されている資金源の適法性を疑う理由がある場合、受託会社は当該受益証券の保有者に対して10日以内に受益証券を売却し、売却の証拠を受託会社に提出するよう命令することができ、それを怠った場合、受託会社は当該受益証券を買い戻すことができます。強制的買戻しに関して支払う価格は、強制的買戻しの日に該当する評価日または強制的買戻しの日の直前の評価日に算定した受益証券の純資産価格に、当該評価日の時点で買戻し資金を調達するために換金するファンドの投資対象の公表価格とその後の換金価格との差額がある場合はかかる差額の調整分をプラスまたはマイナスした額から純資産価格の0.5%の買戻手数料を控除した額に相当する額に相当する受益証券一口当たりの価格とします。

(ロ)日本における買戻し手続等

日本における投資者は、受益証券について純資産価格で、各取引日で、かつ日本における販売会社の営業日に販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対し受益証券の買戻しを請求することができ、買戻代金の支払は口座約款に定める方法によります。日本における買戻請求の受付時間は、原則として、午後２時までとし、販売取扱会社によっては、状況により、異なる買戻請求受付時間を定めることがあります。

受益証券一口当たりの買戻価格は、上記(イ)海外における買戻し手続等に記載される価格とし、買戻代金は外国証券取引口座約款その他所定の約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨で、支払われるものとします。受益証券の買戻しは一口以上一口単位とします。

## 第3 【管理及び運営】

### 1 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

ファンドの純資産総額は、各評価日のファンドの評価時点において受託会社が算定します。純資産総額の算定は、米国会計基準にしたがって、投資運用会社の助言に基づいて、未払い費用、準備金、投資対象の価値の減少分に対する適正な引当を行いながら受託会社が実施します。ファンドの受益証券の純資産価格はファンドの資産価値からファンドに帰属する負債を差し引いた額を当該ファンドの受益証券の総数で除し、四捨五入してファンドの表示通貨の整数単位にして計算するものとします。

ファンドの資産は、特に以下の規定にしたがって計算します。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売り掛け金、前払い費用ならびに宣言され、または発生したものの受け取っていない現金配当および利息の価値はその全額と見なすものとします。ただし、投資運用会社の助言に基づいて受託会社が上記の預金、手形、要求払い約束手形または売り掛け金とその全額の価値がないと判断した場合、かかる預金等の価値は受託会社が合理的な価値と判断する価値と見なすものとします。
- (b) 以下の(c)項、(d)項および(e)項に定める規定を前提として、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場に上場され、または取引されている投資対象の価値に基づくすべての計算は、ファンドの評価時点または評価時点の直前の当該投資対象の主要な証券取引所における最新の取引価格(また売りがない場合は、最新の買い呼び値と売り呼び値の中値)を参考にして実施するものとし、また証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合において、当該投資対象の市場でマーケット・メーカーを行う個人、法人または機関が提示した価格に基づくすべての計算は、ファンドの評価時点または評価時点の直前に上記の個人、法人または機関(マーケット・メーカーが複数存在する場合は、受託会社の承認を得た上で、投資運用会社が指定したマーケット・メーカー)が提示した最新の買い呼び値と売り呼び値の中値を参考にして実施するものとします。ただし、常に投資運用会社が受託会社と協議した上で、主要な証券取引所以外の証券取引所の価格が当該投資対象に関して最も公平な評価基準を提供していると判断する場合、受託会社はかかる価格を採用することができるものとします。
- (c) 上記の(b)項に定める要領で売り呼び値、買い呼び値または価格見積りが入手できない場合、関係する資産の価値は適宜投資運用会社が決定した方法で算定します。
- (d) 取引価格、上場価格または相場価格を確認する上で、受託会社はファンドの投資対象の評価に関しては、機械式および/または電子式価格通報システムを使用し、かつ信頼する権利を有し、また上記の(b)項に関してはかかるシステムを使用し得た価格は最新の取引価格とみなされるものとします。

- (e) 上記の規定にかかわらず、関連する事情を考慮した上で投資対象の適正価格を反映するために必要であると投資運用会社が判断する場合、投資運用会社は受託会社と協議した上で、投資対象の価値を調整し、またはその他の評価方法を使用することを許可することができます。
- (f) ファンドの表示通貨以外で表示された(証券または現金の)価値は、受託会社が必要に応じて投資運用会社と協議した上で、特に受託会社が関連すると判断するプレミアムまたはディスカウントおよび交換費用を考慮して、受託会社の独自の裁量で状況に応じて適当と見なすレート(公定レートであるか否かを問わない)でかかる表示通貨に換算するものとします。

#### 純資産価格の計算の中止

投資運用会社は受託会社と協議した上で、以下に定める一部または全部の期間中、ファンドの純資産価格の算定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを中止することができます。

- (a) ファンドの投資対象の大部分が上場され、または取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が(通常の週末および休日の閉鎖以外で)閉鎖している期間、または上記の取引所もしくは市場での取引が制限され、もしくは停止している期間。
- (b) ある事情が存在する結果として、ファンドの投資対象の処分が合理的に実施することができないか、または処分すればファンドの受益者の利益を大幅に損なうと投資運用会社が判断する期間。
- (c) ファンドの投資対象の価値を確認するために通常使用している手段が故障している期間、またはその他の理由でファンドの投資対象もしくはその他の資産の価値が合理的もしくは公平に確認できないと受託会社が判断する期間。
- (d) ファンドの投資対象の換金もしくは買戻しまたはかかる換金もしくは買戻しに伴う資金の送金が通常の価格または為替レートで実行することができないと投資運用会社が判断する期間。

上記の中止から30日以内に中止の旨を書面でファンドのすべての受益者に通知するとともに、中止が解除された場合、速やかにその旨を通知するものとします。

#### (2) 【保管】

受益証券の券面は、原則として発行されません。受益証券の券面が発行される場合、券面は記名式で発行され、受益者自身がこれを保有することとなります。

#### (3) 【信託期間】

下記(5)(イ)により解散されない限り、ファンドは2015年5月31日に終了します。

#### (4) 【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年5月31日とします。

## (5) 【その他】

## (イ) ファンドの解散

ファンドは、2015年5月31日または以下に定めるいずれかの方法により解散されるまで継続します。

ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で、受託会社により解散されることがあります。

- (a) ファンドの存続または他の法域へのファンドの移転のいずれかが違法となる場合、または非現実的もしくは不適切であるまたは受益者の利益に反すると受託会社が判断する場合
- (b) ファンド決議により受益者がこれを解散すると決定する場合
- (c) 基本信託証書締結日に始まり同日から150年後に終了する信託期間が満了した場合
- (d) 受託会社が辞任を希望する旨の書面による通知を行う場合、または受託会社に対して強制的解散または任意清算が提起され、当該通知がなされてから90日の期間内にまたは清算が提起されてから90日の期間内に、後任の受託会社が管理会社により任命されていない場合。
- (e) 管理会社が辞任を希望する旨の書面による通知を行う場合、または管理会社に対して強制的解散または任意清算が提起され、当該通知がなされてから60日以内の期間内にまたは清算が提起されてから60日の期間内に、後任の管理会社が受託会社により任命されていない場合

ファンドは以下の場合にも終了します。

- (a) ファンドの純資産総額が5,000,000ドル未満となった場合
- (b) 受益証券の純資産価格が150ドル以上となった場合

で管理会社が、受託会社に対する書面による通知により、ファンドの終了を決定した場合。

ファンドが解散された場合、受託会社は全ての受益者に、かかる解散に関する通知を直ちに行うものとします。

ファンドの終結に際し、

- ( ) 従前管理事務代行会社に対して提出されているが実行されていない受益証券の買戻請求は、すべて撤回されたものとみなします。
- ( ) 管理会社は、ファンドにより実行されたすべての借入金(利息を含む。)を返済し、ファンドの負担となる一切の経費に当てるのに十分なファンドの全投資対象(当座預金口座または普通預金口座の現金とともに)を換金する。かかる換金および借入金の返済は、管理会社が決定する方法により実行し、完了させます。
- ( ) 管理会社は、ファンドの残余投資対象をすべて換金します。
- ( ) 受託会社は、以下の規定に従い、ファンドの終了日に記録されている受益者に対し、各受益者が保有しまたは保有しているとみなされる受益証券口数に比例して、ファンドの資産の換金により得られる一切の正味現金およびその他これを構成し分配のために利用可能な一切の現金を、ファンドの終了後できるだけすみやかに分配します。

受託会社は、ファンドの終了と関連してまたはこれに起因して発生、負担または認識する一切の費用、手数料、経費、債務および要求に対する完全な準備金を手元資金から留保する権利を有するものとします。

#### (ロ)信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する30日前の書面による通知(受益者の決議により放棄可能です。)を出すことにより、受益者またはファンドの受益者の最大の利益となるとみなす方法および限度において、基本信託証書に対する補遺証書により、基本信託証書の規定を改定、変更または追加する権利を有します。ただし、( )受託会社の意見により、かかる修正、変更または追加が既存の受益者の利益に重要な悪影響を与えず、かつ、受益者または影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を解放することにならないと書面で確認しない限り、かかる修正、変更または追加を承諾する受益者の決議またはファンドの決議を受託会社が第一に取得しなければ、かかる修正、変更または追加を行うことはできず、( )かかる修正、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し、追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されてはなりません。

#### (ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続

##### (受益証券発行に関する)委託契約

(受益証券発行に関する)委託契約は、一方当事者から他方当事者に対して60日前までに書面による通知を行うことにより随時終了することができます。

(受益証券発行に関する)委託契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法に従って解釈されます。

##### 投資運用契約

投資運用契約は、投資運用会社から、管理会社に対して90日前までに書面による通知をすることにより、または管理会社から投資運用会社に対して60日前までに通知をすることにより、随時終了することができます。同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法に従って解釈されます。

##### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

##### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

## 2 【開示制度の概要】

### (a) ケイマン諸島における開示

#### ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、さらに、一般投資家向け投資信託(日本)規制(2007年改正済)に特定される事項を記載し、CIMAに提出されなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内または、CIMAが認めるかかる期間の延長期間内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、ファンドの決算書の監査の過程において、ファンドに以下の事由がある旨の情報を入手したか、または以下の事由について疑義を生じた場合CIMAに報告する法的義務を負っています。

- ・ 弁済期に債務を履行できないかまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で、事業を遂行するかまたはその旨意図していること。
- ・ 下記を遵守しない方法により事業を遂行するかまたはその旨意図していること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則；
- ・ 金融監督庁法(2008年改訂)；
- ・ マネー・ローンダーリング規則(2009年改訂)；または
- ・ 認可の条件

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤングです。

2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制されたミューチュアル・ファンドは、ミューチュアル・ファンドの各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、ミューチュアル・ファンドに関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドの運営者は、ミューチュアル・ファンドにこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制されたミューチュアル・ファンドの運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

管理事務会社が

- (a) トラストの資産の一部または全部が関連ある目論見書に記載される投資目的および制限に従い投資されていないこと
- (b) 受託会社または管理会社が、実質的にトラストの設立規定または関連ある目論見書に従いトラストの事業または投資行為を遂行していないこと

を知った場合、かかる情報を認識した後可及的速やかに管理事務会社は、

- ( ) 受託会社に当該事項を書面にて報告し、また
- ( ) 当該報告書の写しおよび報告書に適用ある状況をCIMAに提出しなければなりません。

さらに、当該報告書またはその適切な要約が、トラストの次期年次報告書および次期中間または定期報告書が次期年次報告書以前に配布される場合、次期中間または定期報告書に記載されていなければなりません。

管理事務会社は、以下について書面にて可及的速やかにCIMAに報告しなければなりません。

- (a) トラストに関する買付けまたは買戻しの停止および当該停止の理由；および
- (b) トラストを解散する意図および当該解散の理由。

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、トラストの活動について書面による報告をCIMAに提出しなければならず、当該報告書は、トラストに関して以下を記載していなくてはなりません。

- (a) トラストの名称ならびにそのすべての前名称
- (b) 投資家が保有する各証券の純資産価格
- (c) 前報告期間以来の純資産価格および各証券の料率変化
- (d) 純資産総額
- (e) 関連ある報告期間における新規買付けの数および価額
- (f) 関連ある報告期間中の償還および買戻しの数および価額
- (g) 報告期間末現在発行済みの有価証券総数。

受託会社は、以下を確認する受託会社が書名した宣言書を毎年CIMAに提出するか提出させられるものとします。

- (a) 受託会社が了知し信じる限りにおいて、トラストの投資指針、制限および構成が遵守されていること
- (b) トラストが、投資者または債権者に有害な方法で運営されていないこと。

トラストは、CIMA、投資者およびサービス提供者(管理事務会社以外)に、当該変更前一ヶ月以上前に管理事務会社の任命における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

トラストは、CIMA、投資者およびサービス提供者(管理事務会社以外)に、当該変更前一ヶ月以上前に保管銀行の任命における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

トラストは、CIMA、投資者およびサービス提供者(管理事務会社以外)に、当該変更前一ヶ月以上前に管理会社の任命における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

## 受益者に対する開示

監査済年次報告書は米国会計基準(または受託会社が決定するその他の会計基準)に基づき、決算日から6か月以内に、未監査半期報告書は半期終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年5月31日に終了します。

### (b) 日本における開示

#### 監督官庁に対する開示

##### ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、日本国財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社または販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を交付しなければなりません。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて、これらの書類を閲覧することができます。

##### ( ) 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託および投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

#### 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合において、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

また、受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、管理会社からの通知等で販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。ファンドの運用報告書は、販売会社または販売取扱会社を通じて受益者に交付されます。

### 3 【受益者の権利等】

#### (1) 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (a) 収益分配請求権

各受益者は、管理会社が分配を決定した場合は、管理会社に対し、受益証券の保有数に応じて分配金を請求する権利を有します。ただし、ファンドは受益者に対し配当を行うことができますが、一般的にそうすることを意図しているものではありません。

##### (b) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

##### (c) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その受益証券の保有数に応じて、ファンドに関する残余財産の分配を請求する権利を有します。

##### (d) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、ファンドのために、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

##### (e) 議決権

基本信託証書の規定にそのような定めがある場合、または受益者決議の場合はすべてのシリーズ・トラストの純資産額の10分の1以上、またシリーズ・トラストの決議の場合は関係するシリーズ・トラストの受益証券の総数の10分の1以上を保有する者として登録されている受益者から書面の請求を受けた場合、受託会社は総会の開催通知に記載する時および場所で受益者総会を招集するものとします。

受託会社は、15日前までに総会の場所、日時、時刻および総会に提案する決議案の条件を記載した総会の開催通知を、受益者全員の総会の場合はすべての受益者に、あるシリーズ・トラストの受益者の総会の場合は当該シリーズ・トラストの受益者に郵送するものとします。総会の基準日は総会の開催通知に記載した日付から21日以上前とします。いずれかの受益者に対して不注意で通知の送付を怠るか、またはいずれかの受益者が開催通知を受け取らなかった場合でも、総会の議事は無効とはならないものとします。受託会社または管理会社の取締役もしくはその他の授權された役員は総会に出席して、発言する権利を有するものとします。

受益者決議に関する純資産価格の計算は総会に関連する評価日の直前に行うものとします。また必要な定足数は受益者2名とします。

総会での採決に付された決議案は書面の投票によって決定し、提案された決議案が受益者決議の場合は保有する受益証券の純資産価格の合計額がすべてのシリーズ・トラストの純資産価格の75パーセント以上に相当する受益者が承認した場合、また提案された決議案がシリーズ・トラストの決議の場合は関係するシリーズ・トラストの受益証券の総数の4分の3以上を保有する受益者が承認した場合、投票の結果は総会の決議と見なされるものとします。投票に際しては本人または代理人が票を投じることができます。

## (2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

## (3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (a) 管理会社またはファンドに対する、ケイマン諸島および日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、
- (b) 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。

なお、財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人は、

弁護士 竹 野 康 造

森・濱田松本法律事務所

です。

## (4) 【裁判管轄等】

日本の受益者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

## 第4 【ファンドの経理状況】

### 1 【財務諸表】

- a. 本書記載の申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド - 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号(以下「ファンド」といいます。)の2009年5月31日終了年度および2008年5月31日終了年度の邦文の財務諸表(以下「邦文の財務諸表」といいます。)は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務諸表を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第127条第5項ただし書の適用によるものです。
- b. 本書記載の2009年5月31日終了年度および2008年5月31日終了年度の財務諸表は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるアーンスト・アンド・ヤングから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 邦文の財務諸表には、原文の財務諸表中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されています。日本円への換算には、2009年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=90.21円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【2009年5月31日終了年度】

## 【貸借対照表】

申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 貸借対照表

2009年5月31日

|                                | 注記 | 米ドル       | 千円      |
|--------------------------------|----|-----------|---------|
| <b>資産</b>                      |    |           |         |
| 現金及び現金同等物                      | 3  | 871,402   | 78,609  |
| 未収配当                           |    | 6,588     | 594     |
| 公正価値での投資有価証券(取得原価4,806,129米ドル) |    | 4,921,565 | 443,974 |
| 資産合計                           |    | 5,799,555 | 523,178 |
| <b>負債</b>                      |    |           |         |
| 未払金及び未払費用                      | 4  | 47,795    | 4,312   |
| 未払買戻代金                         |    | 27,288    | 2,462   |
| 負債合計                           |    | 75,083    | 6,773   |
| 純資産                            |    | 5,724,472 | 516,405 |
| 一口当たり純資産価格(発行済受益証券25,297口に基づく) |    | 226.29    | 20      |

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

## 申銀萬國・アイザワ中国Ａ株ファンド２号

## 要約投資有価証券明細表

2009年５月31日

| 投資有価証券                                        | 公正価値      |         | 純資産比率  |
|-----------------------------------------------|-----------|---------|--------|
|                                               | 米ドル       | 千円      |        |
| ロー・ストライク・プライス・オプション契約：                        |           |         |        |
| 中華人民共和国                                       |           |         |        |
| 銀行                                            | 468,972   | 42,306  | 8.19%  |
| 飲料                                            | 330,859   | 29,847  | 5.78%  |
| 建築及び資材                                        | 507,360   | 45,769  | 8.86%  |
| 小売                                            | 447,054   | 40,329  | 7.81%  |
| 日用品                                           | 156,960   | 14,159  | 2.74%  |
| 工業                                            | 449,040   | 40,508  | 7.84%  |
| 娯楽用品                                          | 178,300   | 16,084  | 3.11%  |
| 生命保険                                          | 203,000   | 18,313  | 3.55%  |
| 鉱業                                            | 559,050   | 50,432  | 9.77%  |
| 石油・ガス                                         | 152,000   | 13,712  | 2.66%  |
| 不動産                                           | 1,134,790 | 102,369 | 19.82% |
| 旅行及び娯楽                                        | 334,180   | 30,146  | 5.84%  |
| 中華人民共和国合計(取得原価4,806,129米ドル)                   | 4,921,565 | 443,974 | 85.97% |
| ロー・ストライク・プライス・オプション契約合計<br>(取得原価4,806,129米ドル) | 4,921,565 | 443,974 | 85.97% |
| 投資有価証券合計(取得価格4,806,129米ドル)                    | 4,921,565 | 443,974 | 85.97% |

シリーズ・トラストは単一の発行体の証券に純資産総額の10%以上を直接または間接的に投資しない。

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

## 【損益計算書】

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 損益計算書

2009年5月31日終了年度

|                   | 注記 | 米ドル         | 千円        |
|-------------------|----|-------------|-----------|
| 収益：               |    |             |           |
| 源泉税控除後受取配当        |    | 91,054      | 8,214     |
| 受取利息              |    | 4,930       | 445       |
| 収益合計              |    | 95,984      | 8,659     |
| 費用：               |    |             |           |
| 投資運用報酬            | 4  | 52,646      | 4,749     |
| 販売報酬              | 4  | 46,065      | 4,156     |
| 受託報酬              | 4  | 20,000      | 1,804     |
| 管理報酬              | 4  | 6,581       | 594       |
| 会計報酬              |    | 9,550       | 862       |
| 監査報酬              |    | 23,866      | 2,153     |
| 法律及び専門家報酬         |    | 25,139      | 2,268     |
| 管理事務代行報酬          |    | 6,942       | 626       |
| 証券費用              |    | 4,095       | 369       |
| その他費用             |    | 16,980      | 1,532     |
| 費用合計              |    | 211,864     | 19,112    |
| 投資費用純額            |    | (115,880)   | (10,454)  |
| 投資及び外国為替取引にかかる損失： |    |             |           |
| 未実現投資評価損純変動       |    | (891,034)   | (80,380)  |
| 実現投資損失純額          |    | (2,268,531) | (204,644) |
| 為替差損              |    | (46)        | (4)       |
| 投資及び外国為替取引にかかる純損失 |    | (3,159,611) | (285,029) |
| 営業活動による純資産の純変動額   |    | (3,275,491) | (295,482) |

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 純資産額変動計算書

2009年5月31日終了年度

|                 | 米ドル         | 千円        |
|-----------------|-------------|-----------|
| 営業活動による純資産の変動額  |             |           |
| 投資費用純額          | (115,880)   | (10,454)  |
| 未実現投資評価損純変動額    | (891,034)   | (80,380)  |
| 実現投資損失純額        | (2,268,531) | (204,644) |
| 為替差損            | (46)        | (4)       |
| 営業活動による純資産の純変動額 | (3,275,491) | (295,482) |
| 資本取引            |             |           |
| 受益証券の買戻         | (3,568,059) | (321,875) |
| 資本取引による純資産の純変動額 | (3,568,059) | (321,875) |
| 純資産の純変動額        | (6,843,550) | (617,357) |
| 期首純資産           | 12,568,022  | 1,133,761 |
| 期末純資産           | 5,724,472   | 516,405   |

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## キャッシュフロー計算書

2009年5月31日終了年度

|                                          | 注記 | 米ドル          | 千円          |
|------------------------------------------|----|--------------|-------------|
| <hr/>                                    |    |              |             |
| 営業活動によるキャッシュフロー                          |    |              |             |
| 営業活動による純資産の純変動額                          |    | (3,275,491)  | (295,482)   |
| 営業活動による純資産の純変動額から営業活動で<br>使用された現金純額への調整： |    |              |             |
| 投資有価証券の購入                                |    | (14,662,379) | (1,322,693) |
| 投資有価証券の売却による収入                           |    | 17,176,343   | 1,549,478   |
| 未実現投資評価損純変動額                             |    | 891,034      | 80,380      |
| 実現投資損失純額                                 |    | 2,268,531    | 204,644     |
| 未収利息及び未収配当の減少額                           |    | 13,289       | 1,199       |
| 未払金及び未払費用の減少額                            |    | (7,805)      | (704)       |
| 未払販売報酬の減少額                               |    | (9,175)      | (828)       |
| 営業活動による純現金収入                             |    | 2,394,347    | 215,994     |
| <hr/>                                    |    |              |             |
| 財務活動によるキャッシュフロー                          |    |              |             |
| 受益証券買戻にかかる支払                             |    | (3,767,902)  | (339,902)   |
| 財務活動により使用された現金純額                         |    | (3,767,902)  | (339,902)   |
| 現金及び現金同等物の純変動                            |    | (1,373,555)  | (123,908)   |
| 期首現金及び現金同等物                              |    | 2,244,957    | 202,518     |
| 期末現金及び現金同等物                              | 3  | 871,402      | 78,609      |
| <hr/>                                    |    |              |             |
| キャッシュフロー情報の補足開示                          |    |              |             |
| 期中受取利息                                   |    | 5,922        | 534         |
| 期中受取配当                                   |    | 103,351      | 9,323       |

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

## 1. 組織

申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号（「シリーズ・トラスト」）は、2004年4月22日付基本信託証書（「信託証書」）及びそれを補足する2004年8月3日付補遺信託証書によって組成されたオープンエンドのアンブレラ型ユニットトラストである申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド（「トラスト」）の1シリーズの投資信託である。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法規制下の投資信託として登録されている。信託証書の規定により早期に終了しない限り、トラストは信託証書の日以降150年で終了する。

別のポートフォリオまたはシリーズ・トラストを設定し、当該シリーズ・トラストに帰属する資産及び負債を充当することができる。各シリーズ・トラストに排他的に関連するクラス別の受益証券が発行される。2009年5月31日現在、ほかに2つのシリーズ・トラストが設定されている。すなわち、申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド1号（2009年5月31日付で清算）及び申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド3号である。

トラストの各シリーズ・トラストの資産と負債は、トラストの他のシリーズ・トラストと区別される。特定のシリーズ・トラストの一般債権者は、そのシリーズ・トラストの資産が十分でない場合に、その債権を充足するために、他のシリーズ・トラストの資産を取り立てる権利はない。

トラストの管理会社は、FCインベストメント・リミテッド（「管理会社」）である。管理会社は信託証書に基づき、各シリーズ・トラストの資産の投資運用、再投資並びに受益証券の発行・償還をする責任がある。

トラストの投資運用会社は、申銀萬國アセット・マネジメント（アジア）リミテッド（「投資運用会社」）であり、同社は申銀萬國（香港）リミテッドの完全子会社である。

HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）は、トラストの受託会社であり、トラストの信託財産管理会社である。

シリーズ・トラストは、2004年8月3日に運用を開始し、その投資目的は、中国の上海証券取引所または深セン証券取引所に上場されている中国A株への投資を通じて、長期のキャピタルゲインと投資利益を獲得することにある。投資運用会社は、シリーズ・トラスト勘定において、中国A株に関して、適格海外機関投資家（「QFII」）として登録されているドイチェ・バンクAGの発行するロー・ストライク・プライス・オプションに投資することにより、この目的の達成を追求する。

信託証書の条項に従い、シリーズ・トラストは、（i）2015年5月31日あるいは、（ii）純資産総額が5百万米ドルを下回るもしくは一口当たり純資産価格が150米ドル以上となる日のいずれか早い日に終了することができる。2009年5月31日現在、管理会社にシリーズ・トラストを終了する意向はない。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

## 2. 重要な会計方針

## 作成の基準

シリーズ・トラストの財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成され、米ドルで表示されている。

以下に掲載されているのは、財務書類の作成に使用された重要な会計処理及び報告の方針の要約である。

## 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、要求払銀行預金を含む。

## 投資取引及び評価

オプション契約のストライク・プライスは0.000001米ドルに設定されており、本質的にゼロ・ストライク・プライス・オプション契約であって、現金で精算され、いつでも売却が可能である。かかるオプション契約の公正価値は、その対象となる株式の市場価格に等しい。

投資取引は、約定日に基づいて計上される。オプション契約は、時価または評価日の対象株式の終値に基づく公正価値で評価される。市場価額は、入手可能な場合、市場の取引相場で決定される。

投資有価証券の売却に伴う実現損益は、平均原価法で計算され、損益計算書に計上される。投資有価証券の未実現評価損益は、貸借対照表日の純資産総額に含まれ、投資有価証券の未実現評価損益の変動額は、損益計算書に含まれる。

## 金融商品の公正価値

財務会計基準書第107号「金融商品の公正価値についての開示」によって、金融商品として規定されているシリーズ・トラストの資産及び負債の公正価値は、財務書類に表示されている帳簿価額に近似している。

## ブローカーの未収入金／未払金

ブローカーの未収入金／未払金は、売却または購入された投資有価証券に関して、将来受け取るまたは支払う対価の公正価値である原価で計上される。

## 未払買戻代金

未払買戻代金には、決算日現在において未精算となっている資本取引に関する未払金が含まれる。

## 受取利息及び受取配当

受取利息は発生主義で元本残高と適用される実効金利を考慮して計上され、受取配当は配当落日に計上される。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

## 2. 重要な会計方針（続き）

## 外国通貨取引

外貨建資産及び負債は、財務諸表日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引時の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に含まれる。

シリーズ・トラストは、投資有価証券について市場価格の変動による損益部分と外国為替レートの変動によって発生する損益部分を分離していない。かかる変動については、投資有価証券の純実現・未実現損益に含まれる。

## 見積もりの使用

米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に基づく財務諸表の作成には、管理会社が財務諸表及び注記で報告される金額に影響を与える見積もり及び仮定を行う必要がある。実際の結果は、それらの見積もりとは異なることがあり、差異が重大な場合もある。

## 会計及び規制の整備

## (a) FAS 157 「公正価値測定」

シリーズ・トラストは財務会計基準書第157号「公正価値測定」（「FAS 157」）を2008年6月1日付で適用し、これにより特に公正価値で測定され報告される投資について改良された開示が必要となった。FAS157は、投資を公正価値で測定するための市場価格の観察可能性の度合いにより順位を付け、序列化した開示の枠組みを確立した。市場価格の観察可能性は、投資のタイプ及び投資固有の性格を含むいくつかの要因の影響を受ける。活発な取引相場が容易に入手可能な投資有価証券または公正価値が活発に取引される相場価格から測定可能な投資有価証券は、一般的に高度の市場価格観察可能性を有し、公正価値の測定に使用される判断は軽度となる。

公正価値で測定され報告される投資有価証券は、以下のいずれかに分類され開示される。

レベルⅠ - 報告日における同一の投資についての活発な市場での取引相場が入手可能である。上場株式及び上場デリバティブがレベルⅠに分類される。FAS157で要求されている通り、シリーズ・トラストは、たとえシリーズ・トラストの保有が大量で、売却により取引相場に影響を及ぼすことが合理的な場合でも、これらの投資については取引相場からの調整を行っていない。

レベルⅡ - 値付けは報告日時点で直接または間接に観察可能な活発な市場の取引相場ではなく、公正価値はモデルまたは他の評価手法を用いて決定される。一般的に、社債及び貸付金、流動性が低く制約がある株式及び一部の店頭取引のデリバティブがこれに分類される。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

## 2. 重要な会計方針（続き）

## 会計及び規制の整備（続き）

## (a) FAS 157 「公正価値による測定」（続き）

レベルIII - 投資についての値付けが観察不能で、市場はあるが活発でない状況を含む。公正価値を決める値付けには重要な管理会社の判断または見積もりが必要である。非公開企業へのシリーズ・トラストの一般的及び限定的な持分及び不動産ファンドへの投資、メザニン・ファンド、ファンド・オブ・ヘッジファンズ、不良債権並びに投資不適格の証券化された債務担保証券の残余持分がこれに分類される。

場合により、公正価値測定に使用されたインプットの分類が、公正価値の階層の複数のレベルに該当することがある。このような場合、当該投資の公正価値の階層、公正価値測定に重要なインプットの最も低いレベルを基準とする。シリーズ・トラストが特定のインプットの公正価値測定全体としての重要性を評価する際には判断を要し、当該投資に特有の要因が考慮される。

2009年5月31日現在のシリーズ・トラストの投資の上記FAS157の公正価値の階層別の評価の要約は下表のとおりである。

|        | 米ドル       | %   |
|--------|-----------|-----|
| レベルI   | -         | -   |
| レベルII  | 4,921,565 | 100 |
| レベルIII | -         | -   |
| 投資合計   | 4,921,565 | 100 |

## (b) FASB解釈指針第48号「法人税等に係わる不確実性に関する会計」

2006年6月に、米国財務会計基準審議会（「FASB」）より、FASB解釈指針第48号「法人税等に係わる不確実性に関する会計」（「FIN48」）が公表された。FIN48は不確実なタックス・ポジションの財務諸表における認識、測定、表示、開示について指針を示している。FIN48により納税申告書作成でなされるタックス・ポジションの計算が関係税務当局により認められる可能性が「50%超」か判断する必要がある。「50%超」とされるタックス・ポジションは当期の税優遇または税金費用として計上されることになる。FIN48の適用は、2006年12月15日以降に始まる会計年度が対象であり、その効力発生日時点で税務調査の結果が確定していない全ての課税年度に適用される。その後2008年2月にFASBはFASB職員意見書FIN48-3「特定の非公開企業のためのFASB解釈指針第48号の効力発生日」（「FSP FIN48-3」）を発行し、これによりシリーズ・トラストはFIN48の適用を2007年12月15日より後に開始される会計年度まで繰り延べることが認められた。シリーズ・トラストはFIN48及びFSP FIN48-3による影響を現在、査定している。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

## 2. 重要な会計方針（続き）

## 会計及び規制の整備（続き）

## (c) FAS 161 「デリバティブ商品及びヘッジ活動の開示」

2008年3月、FASBはFASB基準書第133号の改訂であるFAS161を公表し、デリバティブ及びヘッジ活動についての改良された開示が必要となった。FAS161は2008年11月15日より後に開始される報告期間についての財務諸表から適用され、早期適用が推奨されている。FAS161は、デリバティブ及びヘッジ活動に関する追加開示のみを求めているため、FAS161の適用によるシリーズ・トラストの財政状態、運用成績並びにキャッシュ・フローへの影響は予想していない。

## (d) FASB職員意見書 FAS 133-1 /FIN 45-4 「クレジット・デリバティブ及び特定の保証に関する開示」

2008年9月、FASBはFASB職員意見書FAS 133-1/ FIN 45-4「クレジット・デリバティブ及び特定の保証に関する開示：SFAS No.133及びFASB解釈指針第45号の改訂並びにFASB基準書第161号の適用日の明確化」（「FSP FIN133-1/FIN45-4」）を公表し、クレジット・デリバティブ及び保証に関する改良された開示が必要となり、また、FIN45「第三者の債務に係る間接保証を含む保証の保証人による会計処理並びに開示要請」を改訂し、SFAS No.133に従い公正価値で会計処理されるデリバティブを除外した。このFSPは、2008年11月15日より後に終了する会計年度について発行される財務諸表から適用される。FSP FAS133-1/FIN45-4は、クレジット・デリバティブと保証について追加開示のみを求めているため、FSP FAS133-1/FIN45-4の適用によるシリーズ・トラストの財政状態、運用成績またはキャッシュ・フローへの影響は予想していない。

## 関連当事者

一方の当事者が、直接的にまたは間接的に他の当事者を支配する能力がある場合、または財務及び業務的意思決定に際して重大な影響を及ぼす能力がある場合には、双方は関連当事者にあたる。また、共通の支配下または重大な共通の影響下にある場合も関連当事者にあたる。関連当事者に関しては、個人か法人かは問わない。

## 3. 現金及び現金同等物

銀行預金

米ドル

871,402

総額871,402米ドルの銀行預金は、加重平均利率で年利0.21%のブラウン・ブラザーズ・ハリマン社ニューヨーク支店の大口口座及びユーロクリア銀行ブリュッセル支店にある預金で、それぞれ864,877米ドル及び6,525米ドルである。2009年5月31日現在で、担保に供している預金はない。

## 申銀萬國・アイザワ中国Ａ株ファンド２号

## 財務書類に対する注記

2009年５月31日現在

## 4. 報酬

## 管理報酬

管理会社は、四半期毎の後払いで、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.1%の管理報酬を受け取る。  
2009年５月31日終了年度における管理報酬は6,581米ドルで、年度末現在951米ドルが管理会社に対し未払である。

## 投資運用報酬

投資運用会社は、四半期毎の後払いで、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.8%の投資運用報酬を受け取る。

2009年５月31日終了年度における投資運用報酬は52,646米ドルで、年度末現在7,606米ドルが投資運用会社に対し未払である。

## 実績報酬

投資運用会社はまた各暦四半期末に計算される後払いの実績報酬を受け取る。いずれの暦四半期（「関連四半期」）の実績報酬も、関連四半期末の受益証券一口当たりの純資産価格が、過去の暦四半期末の一口当たり純資産価格の最高額と当初発行価格100米ドルのいずれか高い額を超過する金額の10%に、関連四半期中の発行済受益証券平均口数を乗じた額である。2009年５月31日終了年度には、実績報酬は発生しなかった。

2009年５月31日現在、一口当たり純資産価格はハイ・ウォーター・マークを超えていない。従って、現時点では投資運用会社に対する実績報酬は発生していない。

## 受託報酬

受託会社は、毎月後払いで、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.1%を上限とする受託報酬を受け取る。また、管理会社との合意に基づいた料率で取引手数料、管理事務代行報酬及び立替費用実費を受け取る。

2009年５月31日に終了した年度における受託報酬及び取引手数料は20,000米ドルであり、年度末現在2,462米ドルが受託会社に対し未払である。

## 販売報酬

シリーズ・トラストの受益証券の販売会社（「販売会社」）である藍澤證券株式会社は、四半期毎の後払いで、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.5%の販売報酬を受け取る。

また、販売会社は代行協会員として、シリーズ・トラストの資産から四半期毎の後払いで各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.2%の報酬を受け取る。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

## 4. 報酬（続き）

## 販売報酬（続き）

2009年5月31日終了年度における販売報酬及び代行協会員報酬は46,065米ドルであり、年度末現在6,655米ドルが未払である。

## 5. 受益証券

受益者は、管理事務代行会社であるHSBCインターナショナル・トラスティ・リミテッドに、買戻日または管理会社が特定の買戻しに関して指示する日よりも早い日または遅い日に買戻通知を送付して、買戻日におけるシリーズ・トラストの純資産価格に、当該買戻日におけるシリーズ・トラストの買戻資金として実現する投資有価証券の公表価格と、その後の実現価格との差額がもしあればその差額調整を加算または控除し（純資産価格の0.5%の買戻手数料を差し引き）、その受益証券を日々買い戻すことができる。

2009年5月31日終了年度の資本取引は以下の通りである。

|             | シリーズ・トラスト |
|-------------|-----------|
| 期首における発行済口数 | 40,036    |
| 買戻口数        | (14,739)  |
| 期末における発行済口数 | 25,297    |

## 6. オフバランスリスクを伴う金融商品及び信用リスクの集中

2009年5月31日現在、シリーズ・トラストのすべての契約相手信用リスクはロー・ストライク・プライス・オプション契約の発行体であるドイチェ・バンクAGロンドン支店に集中している。ドイチェ・バンクAGロンドン支店は英国に所在する金融機関である。契約の相手方が契約条件に従って履行できない場合に、シリーズ・トラストが信用リスクのために被る損失の最高額は、これらの契約にかかる投資総額となる。また、大部分の現金及び現金同等物は米国の金融機関で保有している。管理会社は、ブローカー及びその他取引相手の信用状態を継続的に監視しており、これらの集中により重大な損失が起こることは予想していない。

## 7. 補償

シリーズ・トラストは、多様な補償条項を含む契約を締結している。これによるシリーズ・トラストの最大のリスク額は不明である。しかし、シリーズ・トラストは、これらの契約による請求または損失はこれまでなく、損失のリスクの可能性はないと考えている。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

## 8. デリバティブ金融商品

通常の営業過程で、シリーズ・トラストは投資活動に関連するオプション契約を含むデリバティブ金融商品の取引を行う。これらの金融商品は、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等、非デリバティブ商品と同様に様々なリスクに晒される。管理会社は、全体のリスク管理方針の一環として、これらのリスクをシリーズ・トラストの投資活動に伴うリスクとともに包括的に管理しているため、シリーズ・トラストは、損益の表示上、デリバティブ損益と他の投資カテゴリーとを区分していない。

購入したロー・ストライク・プライス・コール・オプションの公正価値総額は、要約投資明細表に詳細を別途記載している。

## 9. 課税関連

中国税務当局より2009年1月23日に発行された通達第47号に基づき、QFIIの受取配当及び受取利息は中国源泉税の対象である。この源泉税は、トラストに代わってQFIIが取引した資産が帰属するQFIIライセンスの保有者に納税義務があり、税率は租税条約により異なる税務上の取扱が規定されている場合を除き10%である。シリーズ・トラストは、中国A株の投資につきドイチェ・バンクAGロンドン支店のQFIIライセンスを利用しているため、中国と各国との租税条約が適用される。これらの租税条約により、受取配当と受取利息は10%の源泉税の対象となる。

管理会社は中国A株への投資によるキャピタルゲインは理論的には10%の源泉税が課せられると認識している。しかし、中国税務当局は租税徴収を強制していない。現在、国家税務総局から、中国A株への投資によるキャピタルゲイン税がいつ徴収されるか明確な指導はない。QFIIより派生したキャピタルゲインへの税制及びQFIIにより発行されたロー・ストライク・オプションを通じたA株取引にかかる潜在的な課税が不明確であるため、ロー・ストライク・オプションの実現したキャピタルゲインの10%は、QFIIにより留保されるか、またはかかる潜在的な税債務引当金が準備される。

潜在的な税債務残高は投資有価証券が売却されキャピタルゲインが実現した後にのみ発生し、中国税務当局がこの種の投資によるキャピタルゲイン税法を明確にしていなかったため、受託会社、投資運用会社並びに管理会社は、潜在的な債務を賄うため、潜在的な税債務をファンドで留保するか、または貸借対照表日において投資有価証券が売却されキャピタルゲインが実現した後の偶発税債務の引当金を準備することが、保守的で合理的であると考えた。未実現利益の源泉税債務34,754米ドルについては貸借対照表日において引当されていない。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

## 10. 収益の分配

シリーズ・トラストは、収益の分配は行わずシリーズ・トラストの当期純利益とキャピタルゲインの全てを再投資する。

## 11. 財務ハイライト

2009年5月31日に終了した年度の運用実績、平均純資産比率、その他の情報は以下の通りである：

|                 | シリーズ・トラスト<br>米ドル |
|-----------------|------------------|
| 受益証券一口当たりの運用実績  |                  |
| 期首における純資産価格     | 313.92           |
| 運用による純資産の変動額：   |                  |
| 投資費用純額          | (4.04)           |
| 投資及び外貨建取引による純損失 | (83.59)          |
| 運用による純資産の純変動額   | (87.63)          |
| 期末における純資産価格     | 226.29           |
| 実績報酬控除前の総収益率    | (27.91%)         |
| 実績報酬            | (0.00%)          |
| 実績報酬控除後の総収益率    | (27.91%)         |
| 平均純資産比率：        |                  |
| 実績報酬以外の費用       | 3.39%            |
| 実績報酬            | 0.00%            |
| 費用合計            | 3.39%            |
| 純投資費用           | 1.86%            |

上記一口当たりの運用実績、総収益率並びに平均純資産比率は、シリーズ・トラスト全体で計算される。個々の投資家の一口当たりの運用実績、総収益率並びに平均純資産比率は、資本取引のタイミングと金額によりこれらの数値と異なる。

## 12. 後発事象

会計年度末から2009年11月16日までに受益証券2,422口、買戻代金合計618,037米ドルが買戻しされた。

[次へ](#)

## Shenyin Wanguo Aizawa China A Share Fund No.2

## Statement of Assets and Liabilities

May 31, 2009

|                                                                        | Notes | US\$                    |
|------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------|
| <b>Assets</b>                                                          |       |                         |
| Cash and cash equivalents                                              | 3     | 871,402                 |
| Dividends receivable                                                   |       | 6,588                   |
| Investments, at fair value (cost \$4,806,129)                          |       | 4,921,565               |
| <b>Total assets</b>                                                    |       | <u>5,799,555</u>        |
| <b>Liabilities</b>                                                     |       |                         |
| Accounts payable and accrued expenses                                  | 4     | 47,795                  |
| Redemption payable                                                     |       | 27,288                  |
| <b>Total liabilities</b>                                               |       | <u>75,083</u>           |
| <b>Net assets</b>                                                      |       | <u><u>5,724,472</u></u> |
| <b>Net asset value per unit</b><br>(based on 25,297 units outstanding) |       | <u><u>226.29</u></u>    |

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

## Shenyin Wanguo Aizawa China A Share Fund No.2

## Condensed Schedule of Investments

May 31, 2009

|                                                                 | Fair Value       | Percent of    |
|-----------------------------------------------------------------|------------------|---------------|
|                                                                 | US\$             | Net Assets    |
| <b>Investments in securities</b>                                |                  |               |
| <b>Low strike price call option contracts:</b>                  |                  |               |
| People's Republic of China                                      |                  |               |
| Banks                                                           | 468,972          | 8.19%         |
| Beverages                                                       | 330,859          | 5.78%         |
| Construction & Materials                                        | 507,360          | 8.86%         |
| General Retailers                                               | 447,054          | 7.81%         |
| Household Goods                                                 | 156,960          | 2.74%         |
| Industrial Engineering                                          | 449,040          | 7.84%         |
| Leisure Goods                                                   | 178,300          | 3.11%         |
| Life Insurance                                                  | 203,000          | 3.55%         |
| Mining                                                          | 559,050          | 9.77%         |
| Oil & Gas Producers                                             | 152,000          | 2.66%         |
| Real Estate                                                     | 1,134,790        | 19.82%        |
| Travel & Leisure                                                | 334,180          | 5.84%         |
| Total People's Republic of China (cost \$4,806,129)             | 4,921,565        | 85.97%        |
| Total low strike price call option contracts (cost \$4,806,129) | 4,921,565        | 85.97%        |
| <b>Total investment in securities (cost \$4,806,129)</b>        | <b>4,921,565</b> | <b>85.97%</b> |

*The Series Trust will not invest, directly or indirectly, more than 10% of the NAV in the securities of a single issuer.*

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

## Shenyin Wanguo Aizawa China AShare Fund No.2

## Statement of Operations

Year Ended May 31, 2009

|                                                                  | Note | US\$                      |
|------------------------------------------------------------------|------|---------------------------|
| <b>Income:</b>                                                   |      |                           |
| Dividend income, net withholding tax                             |      | 91,054                    |
| Interest income                                                  |      | 4,930                     |
| <b>Total income</b>                                              |      | <u>95,984</u>             |
| <b>Expenses:</b>                                                 |      |                           |
| Investment management fee                                        | 4    | 52,646                    |
| Distribution fee                                                 | 4    | 46,065                    |
| Trustee fee                                                      | 4    | 20,000                    |
| Management fee                                                   | 4    | 6,581                     |
| Accounting fee                                                   |      | 9,550                     |
| Audit fee                                                        |      | 23,866                    |
| Legal and professional fee                                       |      | 25,139                    |
| Administration fee                                               |      | 6,942                     |
| Securities expenses                                              |      | 4,095                     |
| Miscellaneous expenses                                           |      | 16,980                    |
| <b>Total expenses</b>                                            |      | <u>211,864</u>            |
| <b>Net investment expense</b>                                    |      | <u>(115,880)</u>          |
| <b>Loss on investments and foreign exchange transactions:</b>    |      |                           |
| Net change in unrealized depreciation on investments             |      | (891,034)                 |
| Net realized losses on investments                               |      | (2,268,531)               |
| Exchange losses                                                  |      | (46)                      |
| <b>Net loss on investments and foreign exchange transactions</b> |      | <u>(3,159,611)</u>        |
| <b>Net change in net assets resulting from operations</b>        |      | <u><u>(3,275,491)</u></u> |

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

## Shenyin Wanguo Aizawa China A Share Fund No.2

## Statement of Changes in Net Assets

Year Ended May 31, 2009

US\$

**Changes in net assets resulting from operations**

|                                                      |                    |
|------------------------------------------------------|--------------------|
| Net investment expense                               | (115,880)          |
| Net change in unrealized depreciation on investments | (891,034)          |
| Net realized losses on investments                   | (2,268,531)        |
| Exchange losses                                      | (46)               |
| Net change in net assets resulting from operations   | <u>(3,275,491)</u> |

**Capital transactions**

|                                                              |                    |
|--------------------------------------------------------------|--------------------|
| Redemption of units                                          | <u>(3,568,059)</u> |
| Net change in net assets resulting from capital transactions | <u>(3,568,059)</u> |

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| Net change in net assets | (6,843,550) |
|--------------------------|-------------|

|                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| Net assets at beginning of year | <u>12,568,022</u> |
|---------------------------------|-------------------|

|                                  |                         |
|----------------------------------|-------------------------|
| <b>Net assets at end of year</b> | <u><u>5,724,472</u></u> |
|----------------------------------|-------------------------|

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

## Shenyin Wanguo Aizawa China A-Share Fund No.2

## Statement of Cash Flows

Year Ended May 31, 2009

|                                                                                                                           | Note | US\$                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------|
| <b>Cash flows from operating activities</b>                                                                               |      |                       |
| Net change in net assets resulting from operations                                                                        |      | (3,275,491)           |
| Adjustments to reconcile net change in net assets resulting from operations to net cash provided by operating activities: |      |                       |
| Purchase of investments                                                                                                   |      | (14,662,379)          |
| Proceeds from disposition of investments                                                                                  |      | 17,176,343            |
| Net change in unrealized depreciation on investments                                                                      |      | 891,034               |
| Net realized losses on investments                                                                                        |      | 2,268,531             |
| Decrease in interest and dividend receivables                                                                             |      | 13,289                |
| Decrease in account payables and accrued expenses                                                                         |      | (7,805)               |
| Decrease in distribution fee payable                                                                                      |      | (9,175)               |
| Net cash provided by operating activities                                                                                 |      | <u>2,394,347</u>      |
| <b>Cash flows from financing activities</b>                                                                               |      |                       |
| Payments on redemption of units                                                                                           |      | <u>(3,767,902)</u>    |
| Net cash used in financing activities                                                                                     |      | <u>(3,767,902)</u>    |
| Net change in cash and cash equivalents                                                                                   |      | (1,373,555)           |
| Cash and cash equivalents at beginning of the year                                                                        |      | <u>2,244,957</u>      |
| Cash and cash equivalents at end of the year                                                                              | 3    | <u><u>871,402</u></u> |
| <b>Supplemental disclosure of cash flow information</b>                                                                   |      |                       |
| Cash received during the year for interest                                                                                |      | 5,922                 |
| Cash received during the year for dividends                                                                               |      | 103,351               |

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements

May 31, 2009

**1. Organization**

Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2 (the “Series Trust”) is a series trust of Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund(the “Trust”), an open-ended umbrella unit trust constituted by a master trust deed (the “Deed”) dated April 22, 2004, as supplemented by a supplemental trust deed dated August 3, 2004. The Trust is registered as a regulated mutual fund under the Cayman Islands Mutual Funds Law. Unless terminated earlier pursuant to the Deed, the Trust will be terminated one hundred and fifty years after the date of the Deed.

A separate portfolio or series trust can be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant series trust will be applied. A separate class of units relating exclusively to each series trust will be issued. As at May 31, 2009, two other series trusts have been created and established, namely, Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.1 (liquidated on May 31, 2009) and Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.3.

The assets and liabilities of each series trust of the Trust are separated and distinct from the assets and liabilities of the other series trust of the Trust. A general creditor of a particular series trust would not be entitled to a recovery of the assets of the other series trust of the Trust to satisfy its claim in the event that the assets of that particular series trust were not sufficient.

The Trust’s manager is FC Investment Ltd. (the “Manager”). The Manager is responsible under the Deed for management of the investment and reinvestment of the assets of each series trust and for the issue and redemption of units.

The Trust’s investment manager is Shenyin Wanguo Asset Management (Asia) Limited (the “Investment Manager”), a wholly-owned subsidiary of Shenyin Wanguo (H.K.) Limited.

HSBC Trustee (Cayman) Limited (the “Trustee”) serves as the Trustee and custodian for the Trust.

The Series Trust commenced operations on August 3, 2004 with the investment objective to seek long-term capital appreciation and income through investment in Chinese A shares listed on the Shanghai or Shenzhen Stock Exchange in the People’s Republic of China. The Investment Manager will seek to achieve that objective by investing in the low strike price options issued by Deutsche Bank AG, registered as a Qualified Foreign Institutional Investors or QFII, in respect of Chinese A shares for the account of the Series Trust.

In accordance with clauses in the Deed, the Series Trust may terminate on the earlier of (i) May 31, 2015 or (ii) if on any date, the net asset value is less than US\$5,000,000 or the net asset value per unit is equal to or more than US\$150. As at May 31, 2009, the Manager has no intention to terminate the Series Trust.

## Shenyin Wanguo-Aizawa China AShare Fund No.2

## Notes to Financial Statements

May 31, 2009

**2. Significant Accounting Policies****Basis of preparation**

The Series Trust's financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America and are stated in United States Dollars.

The following is a summary of the significant accounting and reporting policies used in preparing the financial statements.

**Cash and Cash Equivalents**

Cash and cash equivalents include amounts due from banks on demand.

**Investment Transactions and Valuation**

The options contracts, with strike price of US\$0.000001, are essentially options contracts with zero strike prices that are settled by cash and could be sold at any time. Such options contracts have the same fair values of the market prices of their underlying equity securities.

Investment transactions are accounted for on a trade date basis. Options contracts are valued at mark-to-market or fair value basis by reference to the last traded prices of their underlying equity securities on the valuation date. Market values are determined by using quoted market values when available.

Realized gains and losses resulting from sale of investments are calculated on an average cost basis and are reflected in the statement of operations. Unrealized appreciation or depreciation on investments is included in the net asset value at the date of the statement of assets and liabilities and changes in unrealized appreciation or depreciation on investments are included in the statement of operations.

**Fair Value of Financial Instruments**

The fair values of the Series Trust's assets and liabilities which qualify as financial instruments under Statement of Financial Accounting Standards No. 107, "Disclosures about Fair Value of Financial Instruments", approximate the carrying amounts presented in the financial statements.

**Amounts Due from/to a Broker**

Amounts due from/to a broker is carried at cost which is the fair value of the consideration to be received/paid in the future for investments sold/purchased.

**Redemptions Payable**

Redemptions payable include amounts payable for capital transactions that have not been settled at the date of the financial statements.

**Interest and Dividend Income**

Interest is recorded on the accrual basis taking into account the principal outstanding and the effective interest rate applicable and dividends are recorded on the ex-dividend date.

## Shenyin Wanguo Aizawa China A Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements

May 31, 2009

**2. Significant Accounting Policies (continued)****Foreign Currency Translation**

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing at the time of the transaction. Exchange gains or losses are included in the statement of operations.

The Series Trust does not isolate that portion of gains and losses on investments which is due to changes in foreign exchange rates from that which is due to changes in market prices of the investments. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gains and losses from investments.

**Use of Estimates**

The preparation of financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from those estimates and the difference could be material.

**Accounting and Regulatory Development****(a) FAS 157 Fair Value Measurements**

The Series Trust adopted Statement of Financial Accounting Standards No. 157, "Fair Value Measurements" ("FAS 157") as of June 1, 2008, which among other things, requires enhanced disclosures about investments that are measured and reported at fair value. FAS 157 establishes a hierarchical disclosure framework which prioritizes and ranks the level of market price observability used in measuring investments at fair value.

Market price observability is impacted by a number of factors, including the type of investment and the characteristics specific to the investment. Investments with readily available active quoted prices or for which fair value can be measured from actively quoted prices generally will have a higher degree of market price observability and a lesser degree of judgment used in measuring fair value.

Investments measured and reported at fair value are classified and disclosed in one of the following categories.

**Level I** - Quoted prices are available in active markets for identical investments as of the reporting date. The type of investments included in Level I include listed equities and listed derivatives. As required by FAS 157, the Series Trust does not adjust the quoted price for these investments, even in situations where the Series Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

**Level II** - Pricing inputs are other than quoted prices in active markets, which are either directly or indirectly observable as of the reporting date, and fair value is determined through the use of models or other valuation methodologies. Investments which are generally included in this category include corporate bonds and loans, less liquid and restricted equity securities and certain over-the-counter derivatives.

## Shenyin Wanguo Aizawa China A Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements

May 31, 2009

## 2. Significant Accounting Policies (continued)

**Accounting and Regulatory Development(continued)***(a) FAS 157 Fair Value Measurements (continued)*

Level III - Pricing inputs are unobservable for the investment and includes situations where there is little, if any, market activity for the investment. The inputs into the determination of fair value require significant management judgment or estimation. Investments that are included in this category generally include general and limited Series Trust's interest in corporate private equity and real estate funds, mezzanine funds, funds of hedge funds, distressed debt and non-investment grade residual interests in securitizations and collateralized debt obligations.

In certain cases, the inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy. In such cases, an investment's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of input that is significant to the fair value measurement. The Series Trust's assessment of the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, and considers factors specific to the investment.

The following table summarizes the valuation of the Series Trust's investments by the above FAS 157 fair value hierarchy levels as of May 31, 2009:

|                   | US\$      | %   |
|-------------------|-----------|-----|
| Level I           | -         | -   |
| Level II          | 4,921,565 | 100 |
| Level III         | -         | -   |
| Total investments | 4,921,565 | 100 |

*(b) FASB Interpretation No. 48 Accounting for Uncertainty in Income Taxes*

In June 2006, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") released FASB Interpretation No. 48, Accounting for Uncertainty in Income Taxes ("FIN 48"). FIN 48 provides guidance for how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. FIN 48 requires the evaluation of tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Series Trust's tax returns to determine whether the tax positions are "more likely than not" of being sustained by the applicable tax authority. Tax positions deemed to meet the more-likely-than-not threshold would be recorded as a tax benefit or expense in the current year. Adoption of FIN 48 is required for fiscal years beginning after December 15, 2006 and is to be applied to all open tax years as of the effective date. Subsequently, FASB issued FIN 48-3, Effective Date of FASB Interpretation No.48 for Certain Nonpublic Enterprises ("FSP FIN 48-3"), which allows the Series Trust to defer the adoption of FIN 48 until annual periods beginning after December 15, 2008. At this time, the Series Trust is currently evaluating the impact of FIN48 and FSP FIN 48-3.

## Shenyin Wanguo Aizawa China A Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements

May 31, 2009

**2. Significant Accounting Policies (continued)****Accounting and Regulatory Development(continued)***(c) FAS 161 Disclosures about Derivative Instruments and Hedging Activities*

In March 2008, FASB released an amendment of FASB Statement No. 133, FAS 161 requiring enhanced disclosures about an entity's derivative and hedging activities, and is effective for financial statements issued for reporting periods beginning after November 15, 2008, with early application encouraged. Since FAS 161 requires only additional disclosures concerning derivatives, and hedging activities. Since FAS 161 requires only additional disclosures concerning derivatives, and hedging activities, the adoption of FAS 161 is not expected to affect the Series Trust's financial condition, results of operations or cash flows.

*(d) FSP FAS 133-1 and FIN 45-4 Disclosures about Credit Derivatives and Certain Guarantees*

In September 2008, FASB released an amendment of FASB Statement No. 133 and FASB Interpretation No. 45; and Clarification of the Effective Date of FASB Statement No. 161, FSP FAS 133-1 and FIN 45-4 requiring enhanced disclosures about credit derivatives and guarantees and amends FIN 45, "Guarantor's Accounting and Disclosure Requirements for Guarantees, Including Indirect Guarantees of Indebtedness of Others" to exclude derivative instruments accounted for at fair value under SFAS No. 133. The FSP is effective for financial statements issued for reporting periods ending after November 15, 2008. Since FSP FAS 133-1 and FIN 45-4 only requires additional disclosures concerning credit derivatives and guarantees, the adoption of FSP FAS 133-1 and FIN 45-4 did not have any impact on the Series Trust's financial condition, results of operations or cash flows.

**Related Parties**

Parties are considered to be related if one party has the ability, directly or indirectly, to control the other party, or exercise significant influence over the party in making financial and operating decisions. Parties are also considered to be related if they are subject to common control or common significant influence. Related parties may be individuals or corporate entities.

**3. Cash and cash equivalents**

US\$

Cash at bank

871,402

The cash at bank totaling US\$871,402 included deposits in the amounts of US\$864,877 and US\$6,525 under a bulk account with Brown Brothers Harriman Co. NY, earning a weighted average interest rate of 0.21% per annum, and Euroclear Bank Brussels, respectively. No cash was pledged as at May 31, 2009.

## Shenyin Wanguo Aizawa China A Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements

May 31, 2009

**4. Fees****Management fee**

The Manager is entitled to receive a management fee, payable quarterly in arrears, at a rate of 0.1% per annum of the net asset value accrued and calculated on each valuation day.

For the year ended May 31, 2009, the management fee amounted to US\$6,581, of which US\$951 remained payable to the Manager as at the year end.

**Investment management fee**

The Investment Manager is entitled to receive an investment management fee, payable quarterly in arrears, at a rate of 0.8% per annum of the net asset value calculated and accrued on each valuation day.

For the year ended May 31, 2009, the investment management fee amounted to US\$52,646, of which US\$7,606 remained payable to the Investment Manager as at the year end.

**Performance fee**

The Investment Manager is also entitled to receive a performance fee calculated and payable in arrears at the end of each calendar quarter. The performance fee for any calendar quarter (the “Relevant Quarter”) shall be an amount equal to 10% of the amount by which the net asset value per unit at the end of the Relevant Quarter exceeds the highest of the net asset value per unit as at the end of any of the preceding calendar quarters, or the initial issue price of US\$100 per unit if it is higher, multiplied by the average number of units in issue during the Relevant Quarter. No performance fee expense was incurred for the year ended May 31, 2009.

As at May 31, 2009, the net asset value per unit did not exceed the high water mark. Therefore, no performance fee was accrued to the Investment Manager as of this date.

**Trustee fee**

The Trustee is entitled to receive a trustee fee, payable monthly in arrears, at a rate of up to 0.1% per annum of the net asset value accrued and calculated on each valuation day. In addition, the Trustee is entitled to receive transaction fees, administrative fees and any out-of-pocket disbursement at rates as agreed with the Manager.

For the year ended May 31, 2009, trustee fee and transaction fees amounted to US\$20,000, of which US\$2,462 remained payable to the Trustee as at the year end.

**Distribution fee**

Aizawa Securities Co., Ltd. serves as the distributor (the “Distributor”) of the units of the Series Trust for which it is entitled to receive a distribution fee, payable quarterly in arrears, at a rate of 0.5% per annum of the net asset value accrued and calculated on each valuation day.

The Distributor is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust in its capacity as the agent member company of the Series Trust a fee, payable quarterly in arrears, at a rate of 0.2% per annum of the net asset value accrued and calculated on each valuation day.

## Shenyin Wanguo Aizawa China A Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements

May 31, 2009

**4. Fee (continued)****Distribution fee (continued)**

For the year ended May 31, 2009, distribution fee and agent member fee amounted to US\$46,065, of which US\$6,655 remained payable to the Distributor as at the year end.

**5. Units**

The unitholders have the right to redeem their units daily at the Series Trust's net asset value as of the redemption day, plus or minus adjustments for differences, if any, between the announced value of those investments of the Series Trust as at such redemption day that are being realized to fund the relevant redemption and their subsequent realized value (less a redemption fee of 0.5% of such net asset value), by providing redemption notice to the service provider, HSBC International Trustee Limited, on the relevant redemption day or such earlier or later day instructed by the Manager in respect of specific redemptions.

Capital transactions for the year ended May 31, 2009 were as follows:

|                                        | <b>The Series Trust</b> |
|----------------------------------------|-------------------------|
| Units outstanding at beginning of year | 40,036                  |
| Units redeemed                         | (14,739)                |
| Units outstanding at end of year       | 25,297                  |

**6. Financial Instruments with Off-Balance Sheet Risk and Concentration of Credit Risk**

At May 31, 2009, the Series Trust had all its individual counterparty credit risk with Deutsche Bank AG London, as the issuer of the low strike price option contracts. Deutsche Bank AG, London Branch is a financial institution located in the United Kingdom. The maximum amount of loss due to credit risk the Series Trust would incur if the counterparty to the contracts failed to perform according to the terms of the contracts would be its entire investment in the contracts. In addition, most cash and cash equivalents are held with financial institution in the United States of America. The Manager continuously monitors the credit standing of its broker and other counterparties and does not expect any material losses as a result of these concentrations.

**7. Indemnification**

The Series Trust enters into contracts that contain a variety of indemnifications. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Series Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

## Shenyin Wanguo Aizawa China A Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements

May 31, 2009

**8. Derivative Financial Instruments**

In the normal course of business, the Series Trust enters into transactions involving derivative financial instruments in connection with its investing activities, including option contracts. These instruments are subject to various risks similar to non-derivative instruments, including market, credit, liquidity, and operational risks. The Manager manages these risks on an aggregate basis along with the risks associated with the Series Trust's investing activities as part of its overall risk management policies, and as such the Series Trust does not distinguish derivative profit or loss from any other category of investments for income presentation purposes.

The aggregate fair values of low strike price call options purchased are included as separate components in the condensed schedule of investments.

**9. Taxation**

Based on Circular 47 which was issued on 23 January 2009 by PRC tax authority, dividend and interest income derived by QFII is subject to PRC withholding tax payable by the QFII License Holder which are attributable to the assets transacted by the QFII on behalf of the Trust at a rate of 10% except if tax treaty provides for different tax treatments. As the Series Trust is utilizing the QFII licenses of Deutsche Bank AG London for the investment in China A shares, thus, the tax treaties between PRC should apply. Under tax treaties, dividend and interest income shall be subject to withholding tax at 10%.

The Manager understood that capital gains from investment in China A shares are technically subject to 10% withholding tax. However, the Chinese tax authority has not enforced the collection of the tax. Currently, there is no clear guidance from the State Administration of Taxation if the capital gains tax arising from investing in China A shares when and if it will be collected. Given the unclear PRC tax regime for the capital gains derived by QFII and the assessment of potential negative tax impact on trading A shares through low strike option issued by the QFII provider, 10% of the capital gain on the secured gain on the realization of low strike option is either withheld by the QFII provider or provided as provision for the possible exposure in this regards.

As the possible tax exposure only arises after an investment is disposed and capital gain is realized and the PRC tax authority did not clarify the tax rules on capital gain for investment of this nature, the Manager considered that it will be prudent and reasonable to cover any possible exposure to the Series Trust by withholding or providing for this contingency tax exposure only after the investment is disposed of and capital gain is realized. The withholding tax exposures of unrealized gains amounted to US\$34,754 was not provided at the balance sheet date.

## Shenyin Wanguo Aizawa China A Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements

May 31, 2009

**10. Distributions**

The Series Trust will not make distributions but will instead reinvest all of the Series Trust's net income and realized capital gains.

**11. Financial Highlights**

The following represents the operating performance, ratios to average net assets and other information for the year ended May 31, 2009:

|                                                           | <b>The Series Trust</b> |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------|
|                                                           | <b>US\$</b>             |
| <b>Per unit operating performance</b>                     |                         |
| Beginning net asset value                                 | 313.92                  |
| Change in net assets resulting from operations:           |                         |
| Net investment expense                                    | (4.04)                  |
| Net loss on investments and foreign currency transactions | (83.59)                 |
| Net change in net assets resulting from operations        | (87.63)                 |
| Ending net asset value                                    | 226.29                  |
| <br>Total return prior to performance fee                 | (27.91%)                |
| Performance fee                                           | (0.00%)                 |
| Total return after performance fee                        | (27.91%)                |
| <br>Ratios to average net assets:                         |                         |
| Expenses other than performance fee                       | 3.39%                   |
| Performance fee                                           | 0.00%                   |
| Total expenses                                            | 3.39%                   |
| <br>Net investment expense                                | 1.86%                   |

The above per unit operating performance, total return and ratios to average net assets are calculated for the Series Trust taken as a whole. An individual investor's per unit operating performance, total return and ratios to average net assets may vary from these amounts and ratios based on the timing and amount of capital transactions.

**12. Subsequent Events**

Subsequent to year end through November 16, 2009, a total of 2,422 units were redeemed for a total redemption cost of US\$618,037.

## (2) 【2008年5月31日終了年度】

## 【貸借対照表】

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 貸借対照表

2008年5月31日現在

|                                     | 注記 | 米ドル        | 千円        |
|-------------------------------------|----|------------|-----------|
| <b>資産</b>                           |    |            |           |
| 現金および現金等価物                          | 3  | 2,244,957  | 202,518   |
| 未収利息および配当金                          |    | 19,877     | 1,793     |
| 投資有価証券：時価(取得原価8,778,379米ドル)         |    | 9,784,849  | 882,691   |
| ブローカーからの未収入金                        |    | 1,034,419  | 93,315    |
| 資産合計                                |    | 13,084,102 | 1,180,317 |
| <b>負債</b>                           |    |            |           |
| 未払金および未払費用                          | 4  | 48,945     | 4,415     |
| 未払販売報酬および未払代行協会員報酬                  | 4  | 15,830     | 1,428     |
| ブローカーへの未払金                          |    | 224,174    | 20,223    |
| 未払償還金                               |    | 227,131    | 20,489    |
| 負債合計                                |    | 516,080    | 46,556    |
| 純資産                                 |    | 12,568,022 | 1,133,761 |
| 一口当たりの純資産価格<br>(発行済受益証券40,036口に基づく) |    | 313.92     | 28        |

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部を構成する。

## 申銀萬國・アイザワ中国Ａ株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国Ａ株ファンド２号

## 要約投資有価証券明細表

2008年５月31日現在

| 投資有価証券                                            | 時価        |         | 対純資産<br>割合 |
|---------------------------------------------------|-----------|---------|------------|
|                                                   | 米ドル       | 千円      |            |
| ロー・ストライク・プライス・<br>コール・オプション契約：                    |           |         |            |
| 中国                                                |           |         |            |
| 航空宇宙および防衛                                         | 441,235   | 39,804  | 3.51%      |
| 自動車および部品                                          | 474,500   | 42,805  | 3.78%      |
| 飲料                                                | 783,831   | 70,709  | 6.24% *    |
| 化学                                                | 446,871   | 40,312  | 3.56%      |
| 建設および素材                                           | 850,916   | 76,761  | 6.77% *    |
| 電力                                                | 282,627   | 25,496  | 2.25%      |
| 林業および製紙                                           | 694,649   | 62,664  | 5.53% *    |
| 産業工学                                              | 392,647   | 35,421  | 3.12%      |
| 産業金属                                              | 272,349   | 24,569  | 2.17%      |
| 産業輸送                                              | 1,655,510 | 149,344 | 13.17% *   |
| 鉱業                                                | 1,785,271 | 161,049 | 14.20% *   |
| 石油設備、サービスおよび流通                                    | 639,048   | 57,649  | 5.08% *    |
| 人的財貨                                              | 695,536   | 62,744  | 5.53% *    |
| 不動産                                               | 369,859   | 33,365  | 2.94%      |
| 中国合計<br>(取得原価8,778,379米ドル)                        | 9,784,849 | 882,691 | 77.85%     |
| ロー・ストライク・プライス・<br>コール・オプション契約合計(取得原価8,778,379米ドル) | 9,784,849 | 882,691 | 77.85%     |
| 投資有価証券合計(取得原価8,778,379米ドル)                        | 9,784,849 | 882,691 | 77.85%     |

\* 発行者当たりの投資額は純資産総額の５％以下である。

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部を構成する。

## 【損益計算書】

## 申銀萬國・アイザワ中国Ａ株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国Ａ株ファンド２号

## 損益計算書

2008年５月31日に終了した事業年度

|                    | 注記 | 米ドル          | 千円          |
|--------------------|----|--------------|-------------|
| 収益                 |    |              |             |
| 受取配当金              |    | 306,495      | 27,649      |
| 受取利息               |    | 113,230      | 10,214      |
| 収益合計               |    | 419,725      | 37,863      |
| 費用                 |    |              |             |
| 投資運用報酬             | 4  | 216,357      | 19,518      |
| 販売報酬および代行協会員報酬     | 4  | 189,313      | 17,078      |
| 実績報酬               | 4  | 819,300      | 73,909      |
| 受託報酬               | 4  | 27,032       | 2,439       |
| 管理報酬               | 4  | 27,045       | 2,440       |
| 監査報酬               |    | 24,116       | 2,176       |
| 弁護士報酬              |    | 23,308       | 2,103       |
| 一般管理費用             |    | 44,770       | 4,039       |
| 有価証券費用             |    | 4,977        | 449         |
| その他の費用             |    | 22,824       | 2,059       |
| 費用合計               |    | 1,399,042    | 126,208     |
| 投資純費用              |    | (979,317)    | (88,344)    |
| 投資および外国為替取引利益(損失)  |    |              |             |
| 未実現投資評価損益の純変動額     |    | (18,051,627) | (1,628,437) |
| 実現投資利益純額           |    | 21,331,652   | 1,924,328   |
| 為替差損               |    | (93)         | (8)         |
| 投資および外国為替取引純利益     |    | 3,279,932    | 295,883     |
| 営業活動から発生した純資産の純変動額 |    | 2,300,615    | 207,538     |

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部を構成する。

## 申銀萬國・アイザワ中国Ａ株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国Ａ株ファンド２号

## 純資産変動計算書

2008年５月31日に終了した事業年度

|                    | 米ドル          | 千円          |
|--------------------|--------------|-------------|
| 営業                 |              |             |
| 純投資費用              | (979,317)    | (88,344)    |
| 未実現投資評価損の純変動額      | (18,051,627) | (1,628,437) |
| 実現投資利益純額           | 21,331,652   | 1,924,328   |
| 為替差損               | (93)         | (8)         |
| 営業活動から発生した純資産の純変動額 | 2,300,615    | 207,538     |
| 資本取引               |              |             |
| 受益証券の発行            | 370,011      | 33,379      |
| 受益証券の買戻            | (30,884,868) | (2,786,124) |
| 資本取引に伴う純資産の純変動額    | (30,514,857) | (2,752,745) |
| 純資産の純変動額           | (28,214,242) | (2,545,207) |
| 期首純資産              | 40,782,264   | 3,678,968   |
| 期末純資産              | 12,568,022   | 1,133,761   |

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部を構成する。

## 申銀萬國・アイザワ中国Ａ株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国Ａ株ファンド２号

## キャッシュフロー計算書

2008年５月31日に終了する事業年度

|                                                           | 注記 | 米ドル          | 千円          |
|-----------------------------------------------------------|----|--------------|-------------|
| 営業活動によるキャッシュフロー                                           |    |              |             |
| 営業活動による純資産の純変動額                                           |    | 2,300,615    | 207,538     |
| 営業活動による純資産の純変動額と<br>営業活動による現金及び現金等価物の増減<br>(純額)に調整するための修正 |    |              |             |
| 投資有価証券の取得による支出                                            |    | (17,672,649) | (1,594,250) |
| 投資有価証券の売却による収入                                            |    | 48,698,570   | 4,393,098   |
| 未実現投資評価損の純変動額                                             |    | 18,051,627   | 1,628,437   |
| 実現投資利益純額                                                  |    | (21,331,652) | (1,924,328) |
| 未収利息および配当金の減少額                                            |    | 5,977        | 539         |
| 未払金および未払費用の減少額                                            |    | (41,502)     | (3,744)     |
| 未払実績報酬の減少額                                                |    | (1,317,722)  | (118,872)   |
| 未払販売報酬および未払代行協会員報酬の減少額                                    |    | (32,476)     | (2,930)     |
| 営業活動による現金及び現金等価物の増減(純額)                                   |    | 28,660,788   | 2,585,490   |
| 財務活動によるキャッシュフロー                                           |    |              |             |
| 受益証券の償還に伴う支払金                                             |    | (32,081,332) | (2,894,057) |
| 受益証券の発行による出資金受取額                                          |    | 600,533      | 54,174      |
| 財務活動による現金及び現金等価物の増減(純額)                                   |    | (31,480,799) | (2,839,883) |
| 現金の純変動額                                                   |    | (2,820,011)  | (254,393)   |
| 現金および現金等価物の期首残高                                           |    | 5,064,968    | 456,911     |
| 現金および現金等価物の期末残高                                           | 3  | 2,244,957    | 202,518     |
| キャッシュフローの補足的情報                                            |    |              |             |
| 期中受取利息                                                    |    | 129,077      | 11,644      |
| 期中受取配当金                                                   |    | 296,625      | 26,759      |

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部を構成する。

[次へ](#)

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記

2008年5月31日現在

## 1. 組織

申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号(以下「シリーズ・トラスト」)は、2004年4月22日付の基本信託証書(以下「信託証書」)によって組成されたオープンエンドのアンブレラ型ユニットトラストである申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド(以下「トラスト」)の1シリーズの投資信託である。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された法規制下の投資信託である。信託証書の規定により早期に終了しない限り、トラストは、信託証書の日以降150年で終了する。

該当シリーズ・トラストに帰属する資産および負債を充当する、別のポートフォリオまたはシリーズ・トラストを創設することができる。各シリーズ・トラストに排他的に関連する別のクラスの受益証券が発行される。2008年5月31日現在、3つのシリーズ・トラストが創設されている。すなわち、申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド1号、申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号および申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド3号である。

トラストの各シリーズ・トラストの資産と負債は、トラストの他のシリーズ・トラストとは別々に明確に区別される。特定のシリーズ・トラストの一般債権者は、特定のシリーズ・トラストの資産が十分でなくなった場合には、その債権を充足するため、トラストの他のシリーズ・トラストの資産を回収することができる権利を認められていない。

トラストの管理会社は、FCインベストメント・リミテッド(以下「管理会社」)である。管理会社は、信託証書に基づいて、各シリーズ・トラストの資産の運用、再投資および受益証券の発行・償還について責任を持つ。

トラストの投資運用会社は、申銀萬國アセット・マネジメント(アジア)リミテッド(以下「投資運用会社」)であり、同社は申銀萬國(香港)リミテッドの完全子会社である。

HSBCトラスティ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」)はトラストの受託会社であり、トラストの信託財産管理会社である。

シリーズ・トラストは、2004年8月3日に営業を開始し、その投資目的は中国の上海証券取引所あるいは深セン証券取引所に上場されている中国A株への投資を通じて長期のキャピタルゲインと投資利益を獲得することにある。投資運用会社は、シリーズ・トラスト勘定のため、中国A株に関して、適格海外機関投資家(QFII)として登録されているドイチェ・バンクAGの発行するロー・ストライク・プライス・オプションに投資することにより、この目的の達成を追求する。

シリーズ・トラストは、( )2015年5月31日あるいは、( )純資産総額が5百万米ドルを下回るもしくは一口当たりの純資産価格が150米ドル以上となる日のいずれか早い日に終了することができる。2008年5月31日現在、管理会社は、シリーズ・トラストを終了する意向はない。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記(続き)

## 2. 重要な会計方針

シリーズ・トラストの財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成され、米ドルで表示されている。以下に掲載されているのは、財務書類の作成に使用された重要な会計および報告方針の要約である。

## 現金および現金等価物

現金および現金等価物は、要求払銀行預金を含んでいる。

## 投資取引および評価

オプション契約のストライク・プライスは0.000001米ドルに設定されており、本質的にゼロ・ストライク・プライスのオプション契約であって、現金で精算されまたいつでも売却可能である。かかるオプション契約は、その対象となる株式の市場価格に等しい時価となる。

投資取引は、約定日に基づいて計上される。オプション契約は、評価日の対象株式の終値を引証して時価で評価される。市場価格は、入手可能な場合、取引所の取引価格で決定される。

投資有価証券の売却に伴う実現損益は、平均原価法で計算され、損益計算書に計上される。投資有価証券の未実現評価損益は、貸借対照表日付の純資産総額に含まれ、投資有価証券の未実現評価損益の変動額は、損益計算書に含まれる。

## 金融商品の公正価値

財務会計基準書第107号「金融商品の公正価値についての開示」によって金融商品として規定されているシリーズ・トラストの資産および負債の公正価値は、財務書類に表示されている帳簿価格に近似している。

## ブローカーに対する債権債務

ブローカーに対する債権債務は、売却(購入)される投資有価証券に関して、将来受け取る(支払う)対価の時価である原価で計上される。

## 未払償還金

未払償還金には、財務書類日現在において未精算となっている資本取引に関する未払金が含まれる。

## 受取利息および受取配当金

利息は発生主義で記録され、配当金は配当権利落日で記録される。

## 外国通貨取引

外貨建資産および負債は財務書類日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に含まれる。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記(続き)

## 2. 重要な会計方針(続き)

## 外国通貨取引(続き)

シリーズ・トラストは、投資有価証券の市場価格の変動による損益部分と外国為替レートの変動によって発生する投資有価証券の損益部分を分離していない。かかる変動については、投資有価証券の純実現・未実現損益に含まれる。

## 見積もりの使用

米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に基づく財務書類の作成には、管理会社に財務書類および関連する注記で報告される金額に影響を与える見積みおよび仮定を行う必要がある。実際の結果は、それらの見積みとは大きく異なる場合がある。

## 会計および規制の整備

## (a) FAS 157「公正価値による測定」

2006年9月に米国財務会計基準審議会(「FASB」)より、財務会計基準書第157号「公正価値による測定」(「FAS 157」)が発行された。同基準は、財務報告における公正価値の定義を明確化するとともに、公正価値測定のための枠組みを確立し、公正価値測定方法の使用に関するさらなる開示を求めている。FAS 157は、2007年11月15日以降に始まる会計年度およびかかる会計年度の間接期の財務諸表に対して適用される。現在、シリーズ・トラストは、FAS 157の影響を検討しているところである。

## (b) FASB解釈指針第48号「法人税等に係わる不確実性に関する会計」

2006年6月に米国財務会計基準審議会(「FASB」)より、FASB解釈指針第48号「法人税等に係わる不確実性に関する会計」(「FIN 48」)が発行された。FIN 48は、不確実な税務ポジションを財務諸表においてどのように認識し、測定し、表示し、開示すべきかについて指針を示している。FIN 48は、企業が所得税申告書を作成する過程で取るあるいは取ると予測される税務ポジションについて、かかるポジションが関係税務当局により認められる可能性が「50%超(more likely than not)」であるかどうかを判断することを求めている。「50%超(more likely than not)」の条件を満たしていないと見なされる税務ポジションは、当期の税務ベネフィットあるいは税務費用として計上されることになる。FIN 48の適用は、2006年12月15日以降に始まる会計年度が対象であり、発効日以降の全ての未確定の課税年度に適用される。その後2008年2月に、FASBは、FIN 48-2、「非公開企業のためのFASB解釈指針第48号の発効日(以下『FSP FIN 48-2』)」を発行した。それは本ファンドが、2007年12月15日に開始する年度までFIN 48の採用を繰り延べることを認めるものである。現在、シリーズ・トラストは、FSP FIN 48-2の影響を検討しているところである。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記(続き)

## 2. 重要な会計方針(続き)

## 関連当事者

一方の当事者が、直接的にまたは間接的に他の当事者を支配する能力がある場合、または財務、業務的意思決定を実質的に支配している場合には、関連当事者にあたる。また、共通支配下にある場合または重大な共通の影響下にある場合も、関連当事者にあたる。関連当事者に関しては、個人か法人かは問わない。

## 3. 現金および現金等価物

|      | 米ドル       | 千円      |
|------|-----------|---------|
| 当座預金 | 2,244,957 | 202,518 |

総額2,244,957米ドルの当座預金は、大きく分けると、2,237,749米ドル、7,208米ドルから成り、年率2.53%の加重平均利率で利息を得ている、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社(ニューヨーク)、ユーロクリア・バンク(ブリュッセル)にそれぞれ預けている。2008年5月31日現在、担保に供している預金はない。

## 4. 報酬

## 管理報酬

管理会社は、四半期ごとの後払いで、各評価日に発生し、計算される純資産総額に対して年率0.1%の管理報酬を受け取ることができる。

2008年5月31日現在で、管理報酬2,261米ドルが管理会社に対する債務となっている。

## 投資管理報酬

投資運用会社は、四半期ごとの後払いで、各評価日に発生し、計算される純資産総額に対して年率0.8%の投資管理報酬を受け取ることができる。

2008年5月31日現在、投資管理報酬18,091米ドルが投資運用会社に対する債務となっている。

## 実績報酬

投資運用会社は、また各暦四半期末に実績報酬を後払いで受け取ることができる。いずれの暦四半期(以下「関連四半期」)の実績報酬も、関連四半期末の受益証券一口当たり純資産価格が、前のいずれかの関連四半期末の一口当たり純資産価格の最高額か、またはその方が高い場合は当初発行価格100米ドルを超える金額に、関連四半期の期間中の発行済受益証券平均口数を乗じた金額の10%に相当するものとする。2008年5月31日に終了した事業年度の買戻しから生じる実績報酬は819,300米ドルでした。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記(続き)

## 4. 報酬(続き)

## 運用報酬(続き)

2008年5月31日現在、一口当たりの純資産価格はハイ・ウォーター・マークを超えていない。よって、現時点で投資運用会社に対する実績報酬は無い。

## 受託会社報酬

受託会社は、毎月後払いで、各評価日に発生し、計算された純資産総額の年率0.1%を上限とする受託会社報酬を受け取ることができる。さらに、受託会社は、管理会社との合意に基づいた率で、取引手数料、管理事務代行報酬および立替費用実費を受けることができる。

2008年5月31日現在、2,192米ドルの受託会社報酬および取引手数料が、受託会社に対する債務となっている。

## 販売報酬

藍澤證券株式会社は、シリーズ・トラストの受益証券の販売会社(以下「販売会社」)として、四半期ごとの後払いで、各評価日に発生し、計算された純資産総額の年率0.5%の販売報酬を受け取ることができる。

さらに、販売会社は、シリーズ・トラストの代行協会員として、シリーズ・トラストの資産のうちから、各評価日に見積もり計算された純資産総額の年率0.2%の報酬を、四半期ごとの後払いで受け取ることができる。

2008年5月31日現在、販売会社に対する未払いの販売報酬および代行協会員報酬は15,830米ドルであった。

## 5. 受益証券

受益証券は各営業日に購入価格で引き受けることができる。受益者は、管理事務代行会社である、HSBCインターナショナル・トラスティ・リミテッドに該当買戻日、または管理会社が特定買戻しに関して指示するそれよりも早いかまたは遅い日に、買戻通知を送付して、買戻日におけるシリーズ・トラストの純資産価格に、当該買戻日におけるシリーズ・トラストの該当買戻しの資金として実現した、投資有価証券の公表価格と、その後の実現価格との差額がもしあれば、差額調整を加算または控除して(当該純資産価格の0.5%の買戻手数料を差し引いて)、その受益証券を日々買戻す権利を有する。

2008年5月31日に終了した年度の受益証券の取引状況は以下の通りである。

|             | シリーズ・トラスト |
|-------------|-----------|
| 期首における発行済口数 | 126,063   |
| 発行口数        | 1,087     |
| 買戻口数        | (87,114)  |
| 期末における発行済口数 | 40,036    |

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記(続き)

## 6. オフバランスリスクを伴う金融商品および信用リスクの集中

2008年5月31日現在で、シリーズ・トラストは、ロー・ストライク・プライス・オプション契約の発行体であるドイチェ・バンクAGロンドン支店とカウンターパーティーとしての全ての信用リスクを共有していた。ドイチェ・バンクAGロンドン支店は、英国に所在する金融機関である。契約の相手方が契約条件に従って履行できない場合に、シリーズ・トラストが信用リスクのために被る損失の最高額は、かかる契約への投資全額となる。さらに、現金および現金等価物については、米国の金融機関が単独で保有している。管理会社は、そのブローカーおよびその他の取引相手の信用状態を継続的に監視しており、かかる集中の結果として、重大な損失が起きることは予想していない。

## 7. 補償

シリーズ・トラストは、多様な補償を含む契約を締結している。当該取決めに基づくシリーズ・トラストの最大のリスクは未知である。しかし、シリーズ・トラストは、当該契約に則った請求または損失をこれまで経験しておらず、損失のリスクは極めて低いものと考えられる。

## 8. デリバティブ金融商品

通常の業務の過程で、シリーズ・トラストは、投資活動に関連するデリバティブ金融商品の取引を行っている。これらの金融商品は、マーケット・リスク、信用リスク、流動性リスク、運用リスクなどの、非デリバティブ商品と同様の様々なリスクの影響を受ける。管理会社は、全体のリスク管理方針の一環として、シリーズ・トラストの投資活動に関連するリスクとともに、全体ベースでこれらのリスクを管理しており、このため、シリーズ・トラストは、収益の提示においては、他の投資カテゴリーとデリバティブ損益とを区別していない。

購入したロー・ストライク・プライス・コール・オプションの時価総額については、要約投資明細表に詳細を別途記載している。

## 9. 課税関連

現在、ケイマン諸島政府が課している、税またはキャピタルゲイン税はない。その結果、財務諸表には、租税債務または税務費用は計上されていない。

## 10. 収益の分配

シリーズ・トラストは、収益の分配は行わない。しかし、これに代えて、シリーズ・トラストの当期純利益と実現キャピタルゲインの全てを再投資する。

## 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

## 財務書類に対する注記(続き)

## 11. 財務の概要

2008年5月31日に終了した年度の運用実績、平均純資産比率、その他の情報は以下の通りである。

|                  | シリーズ・トラスト |         |
|------------------|-----------|---------|
|                  | 米ドル       | 円       |
| 受益証券一口当たりの運用実績   |           |         |
| 期首における純資産価格      | 323.51    | 29,184  |
| 運用による純資産の変動額     |           |         |
| 純投資費用            | (13.79)   | (1,244) |
| 投資および外貨建取引による純利益 | 4.20      | 379     |
| 運用による純資産の純変動額    | (9.59)    | (865)   |
| 期末における純資産価格      | 313.92    | 28,319  |
| 実績報酬控除前の総収益率     | 0.60%     | —       |
| 実績報酬             | (3.57%)   | —       |
| 実績報酬控除後の総収益率     | (2.97%)   | —       |
| 対平均純資産比率         |           |         |
| 実績報酬以外の費用        | 2.26%     | —       |
| 実績報酬             | 3.20%     | —       |
| 費用合計             | 5.46%     | —       |
| 純投資費用            | 3.82%     | —       |

上記一口当たりの運用実績、総収益率、および対平均純資産比率は、シリーズ・トラスト全体で計算している。個々の投資家の一口当たりの運用実績、総収益率、および対平均純資産比率については、資本取引のタイミングと金額に応じて、これらの数値とは異なる。

[次へ](#)

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Statement of Assets and Liabilities

(Stated in United States Dollars)

May 31, 2008

|                                                             | Notes | US\$                     |
|-------------------------------------------------------------|-------|--------------------------|
| Assets                                                      |       |                          |
| Cash and cash equivalents                                   | 3     | 2,244,957                |
| Interest and dividends receivable                           |       | 19,877                   |
| Investments, at fair value (cost \$8,778,379)               |       | 9,784,849                |
| Amounts due from broker                                     |       | 1,034,419                |
| Total assets                                                |       | <u>13,084,102</u>        |
| Liabilities                                                 |       |                          |
| Accounts payable and accrued expenses                       | 4     | 48,945                   |
| Distribution fee payable                                    | 4     | 15,830                   |
| Amounts due to broker                                       |       | 224,174                  |
| Redemption payable                                          |       | 227,131                  |
| Total liabilities                                           |       | <u>516,080</u>           |
| Net assets                                                  |       | <u><u>12,568,022</u></u> |
| Net asset value per unit(based on 40,036 units outstanding) |       | <u><u>313.92</u></u>     |

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Condensed Schedule of Investments

(Stated in United States Dollars)

May 31, 2008

|                                                                | Fair Value | Percent of<br>Net Assets |
|----------------------------------------------------------------|------------|--------------------------|
| Investments in securities                                      | US\$       |                          |
| Low strike price call option contracts:                        |            |                          |
| People's Republic of China                                     |            |                          |
| Aerospace & Defense                                            | 441,235    | 3.51%                    |
| Automobile & Parts                                             | 474,500    | 3.78%                    |
| Beverages                                                      | 783,831    | 6.24% *                  |
| Chemicals                                                      | 446,871    | 3.56%                    |
| Construction & Materials                                       | 850,916    | 6.77% *                  |
| Electricity                                                    | 282,627    | 2.25%                    |
| Forestry & Paper                                               | 694,649    | 5.53% *                  |
| Industrial Engineering                                         | 392,647    | 3.12%                    |
| Industrial Metals                                              | 272,349    | 2.17%                    |
| Industrial Transportation                                      | 1,655,510  | 13.17% *                 |
| Mining                                                         | 1,785,271  | 14.20% *                 |
| Oil Equipment, Services & Distribution                         | 639,048    | 5.08% *                  |
| Personal Goods                                                 | 695,536    | 5.53% *                  |
| Real Estate                                                    | 369,859    | 2.94%                    |
| Total People's Republic of China (cost \$8,778,379)            | 9,784,849  | 77.85%                   |
| Total low strike price call option contracts(cost \$8,778,379) | 9,784,849  | 77.85%                   |
| Total investment in securities (cost \$8,778,379)              | 9,784,849  | 77.85%                   |

\* No investment in one underlying issuer is greater than 5% of NAV

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

Statement of Operations  
(Stated in United States Dollars)  
Year Ended 31 May, 2008

|                                                               | Note | US\$                    |
|---------------------------------------------------------------|------|-------------------------|
| Income:                                                       |      |                         |
| Dividend income                                               |      | 306,495                 |
| Interest income                                               |      | 113,230                 |
| Total income                                                  |      | <u>419,725</u>          |
| Expenses:                                                     |      |                         |
| Investment management fee                                     | 4    | 216,357                 |
| Distribution fee                                              | 4    | 189,313                 |
| Performance fee                                               | 4    | 819,300                 |
| Trustee fee                                                   | 4    | 27,032                  |
| Management fee                                                | 4    | 27,045                  |
| Audit fee                                                     |      | 24,116                  |
| Legal and professional fee                                    |      | 23,308                  |
| Administration fee                                            |      | 44,770                  |
| Securities expenses                                           |      | 4,977                   |
| Miscellaneous expenses                                        |      | 22,824                  |
| Total expenses                                                |      | <u>1,399,042</u>        |
| Net investment expense                                        |      | <u>(979,317)</u>        |
| Gain/(loss) on investments and foreign exchange transactions: |      |                         |
| Net change in unrealized depreciation on investments          |      | (18,051,627)            |
| Net realized gains on investments                             |      | 21,331,652              |
| Exchange losses                                               |      | (93)                    |
| Net gain on investments and foreign exchange transactions     |      | <u>3,279,932</u>        |
| Net change in net assets resulting from operations            |      | <u><u>2,300,615</u></u> |

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Statement of Changes in Net Assets

(Stated in United States Dollars)

Year Ended 31 May, 2008

US\$

Changes in net assets resulting from operations

Net investment expense (979,317)

Net change in unrealized depreciation on investments (18,051,627)

Net realized gains on investments 21,331,652

Exchange losses (93)

Net change in net assets resulting from operations 2,300,615

Capital transactions

Issuance of units 370,011

Redemption of units (30,884,868)

Net change in net assets resulting from capital transactions (30,514,857)

Net change in net assets (28,214,242)

Net assets at beginning of year 40,782,264

Net assets at end of year 12,568,022

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

Statement of Cash Flows  
(Stated in United States Dollars)  
Year Ended May 31, 2008

|                                                                                                                           | Note | US\$         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------|
| Cash flows from operating activities                                                                                      |      |              |
| Net change in net assets resulting from operations                                                                        |      | 2,300,615    |
| Adjustments to reconcile net change in net assets resulting from operations to net cash provided by operating activities: |      |              |
| Purchase of investments                                                                                                   |      | (17,672,649) |
| Proceeds from disposition of investments                                                                                  |      | 48,698,570   |
| Net change in unrealized depreciation on investments                                                                      |      | 18,051,627   |
| Net realized gains on investments                                                                                         |      | (21,331,652) |
| Decrease in interest and dividend receivables                                                                             |      | 5,977        |
| Decrease in account payables and accrued expenses                                                                         |      | (41,502)     |
| Decrease in performance fee payable                                                                                       |      | (1,317,722)  |
| Decrease in distribution fee payable                                                                                      |      | (32,476)     |
| Net cash provided by operating activities                                                                                 |      | 28,660,788   |
| Cash flows from financing activities                                                                                      |      |              |
| Payments on redemption of units                                                                                           |      | (32,081,332) |
| Subscriptions proceeds from issuance of units                                                                             |      | 600,533      |
| Net cash used in financing activities                                                                                     |      | (31,480,799) |
| Net change in cash                                                                                                        |      | (2,820,011)  |
| Cash and cash equivalents at beginning of the year                                                                        |      | 5,064,968    |
| Cash and cash equivalents at end of the year                                                                              | 3    | 2,244,957    |
| Supplemental disclosure of cash flow information                                                                          |      |              |
| Cash received during the year for interest                                                                                |      | 129,077      |
| Cash received during the year for dividends                                                                               |      | 296,625      |

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

[前へ](#) [次へ](#)

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements

May 31, 2008

## 1. Organization

Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2 (the “Series Trust”) is a series trust of Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund (the “Trust”), an open-ended umbrella unit trust constituted by a master trust deed (the “Deed”) dated April 22, 2004. The Trust is registered as a regulated mutual fund under the Cayman Islands Mutual Funds Law. Unless terminated earlier pursuant to the Deed, the Trust will be terminated one hundred and fifty years after the date of the Deed.

A separate portfolio or series trust can be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant series trust will be applied. A separate class of units relating exclusively to each series trust will be issued. As at May 31, 2008, three series trusts have been created and established, namely, Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.1, Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2 and Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.3.

The assets and liabilities of each series trust of the Trust are separated and distinct from the assets and liabilities of the other series trust of the Trust. A general creditor of a particular series trust would not be entitled to a recovery of the assets of the other series trust of the Trust to satisfy its claim in the event that the assets of that particular series trust were not sufficient.

The Trust’s manager is FC Investment Ltd. (the “Manager”). The Manager is responsible under the Deed for management of the investment and reinvestment of the assets of each series trust and for the issue and redemption of units.

The Trust’s investment manager is Shenyin Wanguo Asset Management (Asia) Limited (the “Investment Manager”), a wholly-owned subsidiary of Shenyin Wanguo (H.K.) Limited.

HSBC Trustee (Cayman) Limited (the “Trustee”) serves as the Trustee and custodian for the Trust.

The Series Trust commenced operations on August 3, 2004 with the investment objective to seek long-term capital appreciation and income through investment in Chinese A shares listed on the Shanghai or Shenzhen Stock Exchange in the People’s Republic of China. The Investment Manager will seek to achieve that objective by investing in the low strike price options issued by Deutsche Bank AG, registered as a Qualified Foreign Institutional Investors or QFII, in respect of Chinese A shares for the account of the Series Trust.

The Series Trust may terminate on the earlier of (i) May 31, 2015 or (ii) if on any date, the net asset value is less than US\$5,000,000 or the net asset value per unit is equal to or more than US\$150. As at May 31, 2008, the Manager has no intention to terminate the Series Trust.

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements (continued)

## 2. Significant Accounting Policies

The Series Trust's financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America and are stated in United States Dollars. The following is a summary of the significant accounting and reporting policies used in preparing the financial statements.

**Cash and Cash Equivalents**

Cash and cash equivalents include amounts due from banks on demand.

**Investment Transactions and Valuation**

The options contracts, with strike price of US\$0.000001, are essentially options contracts with zero strike prices that are settled by cash and could be sold at any time. Such options contracts have the same fair values of the market prices of their underlying equity securities.

Investment transactions are accounted for on a trade date basis. Options contracts are valued at mark-to-market or fair value basis by reference to the last traded prices of their underlying equity securities on the valuation date. Market values are determined by using quoted market values when available.

Realized gains and losses resulting from sale of investments are calculated on an average cost basis and are reflected in the statement of operations. Unrealized appreciation or depreciation on investments is included in the net asset value at the date of the statement of assets and liabilities and changes in unrealized appreciation or depreciation on investments are included in the statement of operations.

**Fair Value of Financial Instruments**

The fair values of the Series Trust's assets and liabilities which qualify as financial instruments under Statement of Financial Accounting Standards No. 107, "Disclosures about Fair Value of Financial Instruments," approximate the carrying amounts presented in the financial statements.

**Amounts Due from/to a Broker**

Amounts due from/to a broker is carried at cost which is the fair value of the consideration to be received/paid in the future for investments sold/purchased.

**Redemptions Payable**

Redemptions payable includes amounts payable for capital transactions that have not been settled at the date of the financial statements.

**Interest and Dividends Income**

Interest is recorded on the accrual basis and dividends are recorded on the ex-dividend date.

**Foreign Currency Translation**

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing at the time of the transaction. Exchange gains or losses are included in the statement of operations.

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements (continued)

## 2. Significant Accounting Policies (continued)

## Foreign Currency Translation (continued)

The Series Trust does not isolate that portion of gains and losses on investments which is due to changes in foreign exchange rates from that which is due to changes in market prices of the investments. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gains and losses from investments.

## Use of Estimates

The preparation of financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from those estimates and the difference could be material.

## Accounting and Regulatory Development

*(a) FAS 157 Fair Value Measurements*

In September 2006, the Financial Accounting Standards Board (FASB) issued Statement on Financial Accounting Standards No. 157, "Fair Value Measurements" (FAS 157). This standard clarifies the definition of fair value for financial reporting, establishes a framework for measuring fair value and requires additional disclosures about the use of fair value measurements. FAS 157 is effective for financial statements issued for fiscal years beginning after November 15, 2007 and interim periods within those fiscal years. At this time, the Series Trust is currently evaluating the impact of FAS 157.

*(b) FASB Interpretation No. 48 Accounting for Uncertainty in Income Taxes*

In June 2006, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") released FASB Interpretation No. 48, Accounting for Uncertainty in Income Taxes ("FIN 48"). FIN 48 provides guidance for how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. FIN 48 requires the evaluation of tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Series Trust's tax returns to determine whether the tax positions are "more likely than not" of being sustained by the applicable tax authority. Tax positions not deemed to meet the more-likely-than-not threshold would be recorded as a tax benefit or expense in the current year. Adoption of FIN 48 is required for fiscal years beginning after December 15, 2006 and is to be applied to all open tax years as of the effective date. Subsequently in February 2008, FASB issued FIN 48-2, Effective Date of FASB Interpretation No.48 for Certain Nonpublic Enterprises ("FSP FIN 48-2"), which allows the Fund to defer the adoption of FIN 48 until annual periods beginning after December 15, 2007. At this time, the Series Trust is currently evaluating the impact of FSP FIN 48-2.

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements (continued)

## 2. Significant Accounting Policies (continued)

## Related Parties

Parties are considered to be related if one party has the ability, directly or indirectly, to control the other party, or exercise significant influence over the party in making financial and operating decisions. Parties are also considered to be related if they are subject to common control or common significant influence. Related parties may be individuals or corporate entities.

## 3. Cash and cash equivalents

|              | US\$      |
|--------------|-----------|
| Cash at bank | 2,244,957 |

The cash at bank totaling US\$2,244,957 included deposits in the amounts of US\$2,237,749 and US\$7,208 under a bulk account with Brown Brothers Harriman Co. NY, earning a weighted average interest rate of 2.53% per annum, and Euroclear Bank Brussels, respectively. No cash was pledged as at May 31, 2008.

## 4. Fees

## Management fee

The Manager is entitled to receive a management fee, payable quarterly in arrears, at a rate of 0.1% per annum of the net asset value accrued and calculated on each valuation day.

As at May 31, 2008, a management fee of US\$2,261 was payable to the Manager.

## Investment management fee

The Investment Manager is entitled to receive an investment management fee, payable quarterly in arrears, at a rate of 0.8% per annum of the net asset value calculated and accrued on each valuation day.

As at May 31, 2008, an investment management fee of US\$18,091 was payable to the Investment Manager.

## Performance fee

The Investment Manager is also entitled to receive a performance fee calculated and payable in arrears at the end of each calendar quarter. The performance fee for any calendar quarter (the "Relevant Quarter") shall be an amount equal to 10% of the amount by which the net asset value per unit at the end of the Relevant Quarter exceeds the highest of the net asset value per unit as at the end of any of the preceding calendar quarters, or the initial issue price of US\$100 per unit if it is higher, multiplied by the average number of units in issue during the Relevant Quarter. The performance fee expense for the year ended May, 31 2008 was US\$819,300 which arose due to crystallization of performance fee upon redemption.

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements (continued)

## 4. Fees (continued)

## Performance fee (continued)

As at May 31, 2008, net asset value per unit did not exceed high water mark. Therefore, no performance fee was accrued to the Investment Manager as of this date.

## Trustee fee

The Trustee is entitled to receive a trustee fee, payable monthly in arrears, at a rate of up to 0.1% per annum of the net asset value accrued and calculated on each valuation day. In addition, the Trustee is entitled to receive transaction fees, administrative fees and any out-of-pocket disbursement at rates as agreed with the Manager.

As at May 31, 2008, trustee fee and transaction fees totaling US\$2,192 were payable to the Trustee.

## Distribution fee

Aizawa Securities Co., Ltd. serves as the distributor (the "Distributor") of the units of the Series Trust for which it is entitled to receive a distribution fee, payable quarterly in arrears, at a rate of 0.5% per annum of the net asset value accrued and calculated on each valuation day.

The Distributor is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust in its capacity as the agent member company of the Series Trust a fee, payable quarterly in arrears, at a rate of 0.2% per annum of the net asset value accrued and calculated on each valuation day.

As at May 31, 2008, distribution fee and agent member fee amounted to US\$15,830 and were payable to the Distributor.

## 5. Units

Units are available for subscription at the purchase price on each business day. The unitholders have the right to redeem their units daily at the Series Trust's net asset value as of the redemption day, plus or minus adjustments for differences, if any, between the announced value of those investment of the Series Trust as at such redemption day that are being realized to fund the relevant redemption and their subsequent realized value (less a redemption fee of 0.5% of such net asset value), by providing redemption notice to the service provider, HSBC International Trustee Limited, on the relevant redemption day or such earlier or later day instructed by the Manager in respect of specific redemptions.

Capital transactions for the year ended May 31, 2008 were as follows:

|                                        | The Series Trust |
|----------------------------------------|------------------|
| Units outstanding at beginning of year | 126,063          |
| Units subscribed                       | 1,087            |
| Units redeemed                         | (87,114)         |
| Units outstanding at end of year       | 40,036           |

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements (continued)

## 6. Financial Instruments with Off-Balance Sheet Risk and Concentration of Credit Risk

At May 31, 2008, the Series Trust had all its individual counterparty credit risk with Deutsche Bank AG, London Branch as the issuer of the low strike price option contracts. Deutsche Bank AG, London Branch is a financial institution located in the United Kingdom. The maximum amount of loss due to credit risk the Series Trust would incur if the counterparty to the contracts failed to perform according to the terms of the contracts would be its entire investment in the contracts. In addition, all cash and cash equivalents are held with a single financial institution in the United States of America. The Manager continuously monitors the credit standing of its broker and other counterparties and does not expect any material losses as a result of these concentrations.

## 7. Indemnification

The Series Trust enters into contracts that contain a variety of indemnifications. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Series Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

## 8. Derivative Financial Instruments

In the normal course of business, the Series Trust enters into transactions involving derivative financial instruments in connection with its investing activities. These instruments are subject to various risks similar to non-derivative instruments, including market, credit, liquidity, and operational risks. The Manager manages these risks on an aggregate basis along with the risks associated with the Series Trust's investing activities as part of its overall risk management policies, and as such the Series Trust does not distinguish derivative profit or loss from any other category of investments for income presentation purposes.

The aggregate fair values of low strike price call options purchased are included as separate components in the condensed schedule of investments.

## 9. Taxation

There is currently no taxation imposed or capital gains tax by the Government of the Cayman Islands. As a result, no tax liability or expense has been recorded in the financial statements.

## 10. Distributions

The Series Trust will not make distributions but will instead reinvest all of the Series Trust's net income and realized capital gains.

## Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

## Notes to Financial Statements (continued)

## 11. Financial Highlights

The following represents the operating performance, ratios to average net assets and other information for the year ended May 31, 2008:

|                                                           | The Series Trust |
|-----------------------------------------------------------|------------------|
|                                                           | US\$             |
| Per unit operating performance                            |                  |
| Beginning net asset value                                 | 323.51           |
| Change in net assets resulting from operations:           |                  |
| Net investment expense                                    | (13.79)          |
| Net gain on investments and foreign currency transactions | 4.20             |
| Net change in net assets resulting from operations        | (9.59)           |
| Ending net asset value                                    | 313.92           |
| Total return prior to performance fee                     | 0.60%            |
| Performance fee                                           | (3.57%)          |
| Total return after performance fee                        | (2.97%)          |
| Ratios to average net assets:                             |                  |
| Expenses other than performance fee                       | 2.26%            |
| Performance fee                                           | 3.20%            |
| Total expenses                                            | 5.46%            |
| Net investment expense                                    | 3.82%            |

The above per share operating performance, total return and ratios to average net assets are calculated for the Series Trust taken as a whole. An individual investor's per share operating performance, total return and ratios to average net assets may vary from these amounts and ratios based on the timing and amount of capital transactions.

[前へ](#)

## (3) 【投資有価証券明細表等】

以下は未監査の参考情報である。

オプション

(2009年5月末日現在)

| 順位 | 銘柄                                       | 国  | 業種   | オプション数  | 帳簿価額(米ドル) |            | 時価(米ドル) |            | 投資比率(%) |
|----|------------------------------------------|----|------|---------|-----------|------------|---------|------------|---------|
|    |                                          |    |      |         | 単価        | 合計         | 単価      | 合計         |         |
| 1  | DB-FINANCIAL STREET HLDG A WTS 4DEC2017  | 中国 | 不動産  | 330,000 | 1.23      | 405,465.00 | 1.48    | 488,070.00 | 8.52    |
| 2  | DB-CHINA MERCHANTS A SHS WTS 12JUN2018   | 中国 | 銀行   | 189,944 | 2.52      | 478,275.94 | 2.47    | 468,971.74 | 8.19    |
| 3  | DB-SUNING APPLIANCE CO CWTS 11AUG2009    | 中国 | サービス | 209,786 | 1.92      | 402,150.00 | 2.13    | 447,053.97 | 7.81    |
| 4  | DEUTSCHE BK-GEMDALE CORP-A WTS 13JUN2017 | 中国 | 不動産  | 179,956 | 1.68      | 301,984.16 | 2.30    | 412,999.02 | 7.21    |
| 5  | DEUTSCHE BK-CHINA SHENHUA WTS 28SEP2017  | 中国 | 石炭   | 100,000 | 3.30      | 330,120.00 | 3.71    | 370,800.00 | 6.48    |
| 6  | DB-SHENZHEN O/S CHINESE-A WTS 19APR2019  | 中国 | サービス | 140,000 | 2.17      | 304,392.00 | 2.39    | 334,180.00 | 5.84    |
| 7  | DB-LUZHOU LAOJIAO CO LTD CWTS 14JUL2009  | 中国 | 飲料   | 103,200 | 5.56      | 573,870.70 | 3.21    | 330,859.20 | 5.78    |
| 8  | DB-WEICHAJ POWER CO LTD WTS 13FEB2019    | 中国 | 製造   | 60,000  | 4.17      | 249,924.00 | 5.06    | 303,540.00 | 5.30    |
| 9  | DB-XINJIANG TIANSHAN CEM-A WTS 14MAY2019 | 中国 | セメント | 140,000 | 1.98      | 276,598.00 | 1.89    | 265,160.00 | 4.63    |
| 10 | DB-NINGXIA SAIMA IND CO-A WTS 1DEC2016   | 中国 | セメント | 70,000  | 3.79      | 265,426.00 | 3.46    | 242,200.00 | 4.23    |
| 11 | DB-CHINA VANKE CO A SHS WTS 11JUL2018    | 中国 | 不動産  | 163,900 | 1.02      | 167,286.85 | 1.43    | 233,721.40 | 4.08    |
| 12 | DB-PING AN INSURANCE GR-A WTS 27FEB2017  | 中国 | 保険   | 35,000  | 6.10      | 213,405.50 | 5.80    | 203,000.00 | 3.55    |
| 13 | DB-SHANXI XISHAN COAL&ELEC CWTS 7SEP17   | 中国 | 石炭   | 50,000  | 3.89      | 194,310.00 | 3.77    | 188,250.00 | 3.29    |
| 14 | DB-HISENSE ELECTRIC CO-A WTS 17APR2019   | 中国 | 製造   | 100,000 | 1.66      | 166,350.00 | 1.78    | 178,300.00 | 3.11    |
| 15 | DB-GD MIDEA ELECTRIC A SHS WTS 14FEB2017 | 中国 | 製造   | 80,000  | 2.07      | 165,816.00 | 1.96    | 156,960.00 | 2.74    |
| 16 | DB-CHINA PET&CHEM A SHS WTS 18JUN2018    | 中国 | 石油   | 100,000 | 1.34      | 134,440.00 | 1.52    | 152,000.00 | 2.65    |
| 17 | DB-CHANGSHA ZOOMLION A SHS WTS 30JAN2017 | 中国 | 建設機械 | 50,000  | 3.53      | 176,315.00 | 2.91    | 145,500.00 | 2.54    |

## ２ 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2009年９月末日現在)

|              | 米ドル          | 千円( を除く) |
|--------------|--------------|----------|
| ・ 資産総額       | 5,556,303.51 | 501,234  |
| ・ 負債総額       | 52,096.10    | 4,700    |
| ・ 純資産総額( - ) | 5,504,207.41 | 496,535  |
| ・ 発行済口数      | 23,700口      |          |
| ・ 純資産価格( / ) | 232.25       | 20,951円  |

## 第５ 【販売及び買戻しの実績】

| 会計年度   | 販売口数                 | 買戻口数                 | 発行済口数                |
|--------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第１会計年度 | 208,908<br>(208,908) | 19,436<br>(19,436)   | 189,472<br>(189,472) |
| 第２会計年度 | 35,895<br>(35,895)   | 102,659<br>(102,659) | 122,708<br>(122,708) |
| 第３会計年度 | 94,712<br>(94,712)   | 91,357<br>(91,357)   | 126,063<br>(126,063) |
| 第４会計年度 | 1,087<br>(1,087)     | 87,114<br>(87,114)   | 40,036<br>(40,036)   |
| 第５会計年度 | 0<br>0               | 14,739<br>14,739     | 25,297<br>25,297     |

(注) ( ) の内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

## 第三部 【特別情報】

### 第１ 【管理会社の概況】

#### １ 【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

管理会社の2009年９月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、１株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近５年間にける資本金の額の増減は、以下のとおりです。

|            |               |
|------------|---------------|
| 2004年11月末日 | 資本金額：11,500万円 |
| 2009年２月17日 | 資本金額：５,000万円  |

##### (2) 会社の機構

###### 管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、１人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は２名です。ただし、取締役が１名の場合には定足数は１名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 管理会社の投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役間の協議によって決定されます。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2009年9月末日現在、以下のとおり、公募投資信託19本および私募投資信託2本の管理・運用を行っています。

(2009年9月末日現在)

| 国別<br>(設立国) | 種類別 | 本数 | 純資産の合計(通貨別)        |
|-------------|-----|----|--------------------|
| ケイマン        | 公募  | 12 | 212,222,100.31 米ドル |
|             |     | 7  | 21,703,350,304円    |
| ケイマン        | 私募  | 1  | 11,935,977.60米ドル   |
|             |     | 1  | 332,395,436円       |

### 3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近二事業年度の日本文の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、第5期計算期間（2007年9月1日から2008年8月31日まで）の原文の財務書類について、監査人であるKPMG AZSA & Co.の監査を受けており、第6期計算期間（2008年9月1日から2009年8月31日まで）の原文の財務書類については、監査人であるSeiwa Audit Corporationの監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。

## (1)【貸借対照表】

FCインベストメント・リミテッド  
貸借対照表

2008年及び2009年8月31日現在

（日本円で表示）

|                     | 注記     | 当期                | 前期                 |
|---------------------|--------|-------------------|--------------------|
| <b>資 産</b>          |        |                   |                    |
| 流動資産：               |        |                   |                    |
| 現金および現金等価物          | 2(e)   | 45,575,560        | 112,032,997        |
| 売掛金                 | 5      | 27,771,606        | 16,112,270         |
| 短期貸付金               | 6,12   | 5,000,000         | -                  |
| 営業投資有価証券            | 4      | 10,943,042        | 387,002,512        |
| その他の流動資産            |        | 188,192           | 11,213,026         |
| <b>流動資産合計</b>       |        | <b>89,478,400</b> | <b>526,360,805</b> |
| 投資その他の資産：           |        |                   |                    |
| 投資有価証券              | 7      | 10,000,000        | 10,000,000         |
| 貸倒引当金               | 2(h),8 | (10,000,000)      | -                  |
| <b>投資その他の資産合計</b>   |        | <b>-</b>          | <b>10,000,000</b>  |
| <b>資産合計</b>         |        | <b>89,478,400</b> | <b>536,360,805</b> |
| <b>負 債</b>          |        |                   |                    |
| 流動負債：               |        |                   |                    |
| 未払金                 |        | 662,165           | 1,956,333          |
| <b>負債合計</b>         |        | <b>662,165</b>    | <b>1,956,333</b>   |
| <b>純資産</b>          |        |                   |                    |
| 資本金                 |        |                   |                    |
| 授權株式数 2,300株        |        |                   |                    |
| 発行済株式総数             |        |                   |                    |
| 2009年8月31日現在 1,000株 |        |                   |                    |
| 2008年8月31日現在 2,300株 |        |                   |                    |
|                     | 9      | 50,000,000        | 115,000,000        |
| 利益剰余金               |        | 38,816,235        | 419,020,472        |
| その他有価証券評価差額金        |        | -                 | 384,000            |
| <b>純資産合計</b>        |        | <b>88,816,235</b> | <b>534,404,472</b> |
| <b>負債及び純資産合計</b>    |        | <b>89,478,400</b> | <b>536,360,805</b> |

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## (2) 【損益計算書】

**FCインベストメント・リミテッド**  
**損益計算書**

2007年9月1日から2008年8月31日及び

2008年9月1日から2009年8月31日

（日本円で表示）

|                     | 注記 | 当期                 | 前期                 |
|---------------------|----|--------------------|--------------------|
| <b>収 益</b>          |    |                    |                    |
| 管理報酬                |    | 114,004,218        | 199,042,416        |
| 受取利息                |    | 578,351            | 189,401            |
| 受取配当金               |    | 540,000            | 540,000            |
| <b>収益合計</b>         |    | <b>115,122,569</b> | <b>199,771,817</b> |
| <b>費 用</b>          |    |                    |                    |
| 営業投資損失              | 11 | 84,123,411         | 31,061,488         |
| 支払手数料               |    | 11,865,956         | 20,236,703         |
| 法務および専門家報酬          |    | 2,067,723          | 3,628,622          |
| アドバイザリー報酬           |    | 2,878,550          | 3,474,690          |
| 支払給与                |    | 2,878,550          | 3,024,210          |
| 銀行手数料               |    | 666,939            | 521,111            |
| 為替差損                |    | 4,544,207          | 2,243,902          |
| 支払利息                |    | -                  | 6,868,046          |
| 貸倒引当金繰入             |    | 10,000,000         | -                  |
| その他の営業費用            | 13 | 1,301,470          | 1,282,998          |
| <b>費用合計</b>         |    | <b>120,326,806</b> | <b>72,341,770</b>  |
| <b>当期純利益又は当期純損失</b> |    | <b>(5,204,237)</b> | <b>127,430,047</b> |

## 1株当たり情報

|                |      |         |        |
|----------------|------|---------|--------|
| 1株当たり当期純利益金額   | 2(g) | (3,249) | 79,548 |
| 又は1株当たり当期純損失金額 |      |         |        |

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## FCインベストメント・リミテッド

## 株主資本等変動計算書

2008年9月1日から2009年8月31日までの期間

（日本円で表示）

|                 | 資本金          | 利益剰余金         | 有価証券<br>評価差額金 | 合計            |
|-----------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 2008年9月1日現在の残高  | 115,000,000  | 419,020,472   | 384,000       | 534,404,472   |
| 減 資             | (65,000,000) | -             | -             | (65,000,000)  |
| 剰余金の配当          | -            | (375,000,000) | -             | (375,000,000) |
| 当期純損失           | -            | (5,204,237)   | -             | (5,204,237)   |
| 有価証券評価差額<br>金   | -            | -             | (384,000)     | (384,000)     |
| 2009年8月31日現在の残高 | 50,000,000   | 38,816,235    | -             | 88,816,235    |

2007年9月1日から2008年8月31日までの期間

（日本円で表示）

|                 | 資本金         | 利益剰余金       | 有価証券<br>評価差額金 | 合計          |
|-----------------|-------------|-------------|---------------|-------------|
| 2007年9月1日現在の残高  | 115,000,000 | 291,590,425 | -             | 406,590,425 |
| 当期純利益           | -           | 127,430,047 | -             | 127,430,047 |
| 有価証券評価差額<br>金   | -           | -           | 384,000       | 384,000     |
| 2008年8月31日現在の残高 | 115,000,000 | 419,020,472 | 384,000       | 534,404,472 |

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## FC インベストメント・リミテッド

## 注 記

（日本円で表示）

**1 会社概要**

当社は、親会社株式会社ファンドクリエーションの完全子会社として、ケイマン諸島において2003年9月9日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

**2 重要な会計方針****(a) 財務書類作成の基礎**

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。

財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。

当社は、会計方針を継続して適用している。

**(b) 単体決算**

当社は、子会社及び関連会社を有していない。

**(c) 営業投資有価証券**

営業投資有価証券は、有価証券及び匿名組合出資を含む。市場価格のある営業投資有価証券は、市場の公正価値により表示される。未実現損益は、純資産に計上されている。市場価格のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。匿名組合出資は原価に匿名組合が獲得した純損益の持分相当額を加減して表示される。

**(d) 投資有価証券**

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

**(e) 現金および現金等価物**

現金および現金等価物は、銀行預金からなる。

**(f) 外貨換算**

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含まれる。

**(g) 1株当たり情報**

1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均発行済株式数で除して計算される。当社は希薄化証券を保有していない為、希薄化一株当たり当期純利益を表示していない。

**(h) 引当金**

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

**3 表示区分変更**

営業投資損失は、収益から費用へ表示区分の変更を行っている。この変更による当期純利益への影響はない。

**4 営業投資有価証券**

|                   | 今期         | 前期          |
|-------------------|------------|-------------|
| FC Jグランドファンド クラスA | -          | 120,864,000 |
| FC アントレプレナーファンド   | -          | 100,000,000 |
| その他の営業投資有価証券      | 10,943,042 | 166,138,512 |
|                   | 10,943,042 | 387,002,512 |

**5 売掛金**

|             | 今期         | 前期         |
|-------------|------------|------------|
| 管理報酬        | 8,156,789  | 16,112,270 |
| ディスポジションフィー | 19,614,817 | -          |
|             | 27,771,606 | 16,112,270 |

**6 短期貸付金**

|     | 今期        | 前期 |
|-----|-----------|----|
| 親会社 | 5,000,000 | -  |

## 7 投資有価証券

|          | 今期         | 前期 |
|----------|------------|----|
| 新株予約権付社債 | 10,000,000 | -  |

## 8 投資損失引当金

|          | 今期         | 前期 |
|----------|------------|----|
| 新株予約権付社債 | 10,000,000 | -  |

## 9 減資

2009年2月16日開催の決議により、親会社が持つ全株式のうち1,300株を1株当たり50,000円の価額で減資を行った。

## 10 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

## 11 匿名組合投資損失

|            | 今期         | 前期         |
|------------|------------|------------|
| 匿名組合投資損失   | 52,973,419 | 31,061,488 |
| 匿名組合出資譲渡損失 | 31,149,992 | -          |
|            | 84,123,411 | 31,061,488 |

## 12 関係会社間取引

|            | 今期        | 前期        |
|------------|-----------|-----------|
| 親会社への貸付金   | 5,000,000 | -         |
| 親会社からの未収入金 | 106,984   | -         |
| 親会社への支払手数料 | 1,260,000 | 1,843,432 |
| 親会社からの受取利息 | 542,839   | -         |

### 13 その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

|       | 今期               | 前期               |
|-------|------------------|------------------|
| 退職金   | -                | 321,480          |
| 通信費   | 252,696          | 276,437          |
| 賃借料   | 162,419          | 263,032          |
| 租税公課  | 322,884          | 210,000          |
| 保険料   | 196,187          | 140,817          |
| 旅費交通費 | 88,589           | 62,072           |
| 会議費   | 18,955           | -                |
| 接待交際費 | 259,740          | -                |
| 雑費    | -                | 9,160            |
|       | <u>1,301,470</u> | <u>1,282,998</u> |

[次へ](#)

**FC Investment Ltd.**  
**Balance sheets as of 31 August 2009 and 2008**  
( Expressed in Japanese Yen )

|                                                        | Notes  | Current year | Prior year  |
|--------------------------------------------------------|--------|--------------|-------------|
| <b>Assets</b>                                          |        |              |             |
| Current assets:                                        |        |              |             |
| Cash and cash equivalents                              | 2(e)   | 45,575,560   | 112,032,997 |
| Accounts receivable                                    | 5      | 27,771,606   | 16,112,270  |
| Short-term loans receivable                            | 6,12   | 5,000,000    | -           |
| Operational investment securities                      | 4      | 10,943,042   | 387,002,512 |
| Other current assets                                   |        | 188,192      | 11,213,026  |
| <b>Total current assets</b>                            |        | 89,478,400   | 526,360,805 |
| Long-term investments:                                 |        |              |             |
| Other investment securities                            | 7      | 10,000,000   | 10,000,000  |
| Allowance for doubtful accounts                        | 2(h),8 | (10,000,000) | -           |
| <b>Total long-term investments</b>                     |        | -            | 10,000,000  |
| <b>Total</b>                                           |        | 89,478,400   | 536,360,805 |
| <b>Liabilities and Equity</b>                          |        |              |             |
| Current liabilities:                                   |        |              |             |
| Accounts payable                                       |        | 662,165      | 1,956,333   |
| <b>Total current liabilities</b>                       |        | 662,165      | 1,956,333   |
| Equity:                                                |        |              |             |
| Common stock:                                          |        |              |             |
| Authorized: 2,300 shares in 2009 and 2008              |        |              |             |
| Issued: 1,000 shares and 2,300 shares in 2009 and 2008 | 9      | 50,000,000   | 115,000,000 |
| Undistributed retained earnings                        |        | 38,816,235   | 419,020,472 |
| Net unrealized holding gains on securities             |        | -            | 384,000     |
| <b>Total equity</b>                                    |        | 88,816,235   | 534,404,472 |
| <b>Total</b>                                           |        | 89,478,400   | 536,360,805 |

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

**FC Investment Ltd.**  
**Income statements**  
**for years ended 31 August 2009 and 2008**  
(Expressed in Japanese Yen)

|                                              | Notes | Current year       | Prior year         |
|----------------------------------------------|-------|--------------------|--------------------|
| <b>Revenues</b>                              |       |                    |                    |
| Management fees                              |       | 114,004,218        | 199,042,416        |
| Interest income                              |       | 578,351            | 189,401            |
| Dividends earned                             |       | 540,000            | 540,000            |
| <b>Total revenues</b>                        |       | <b>115,122,569</b> | <b>199,771,817</b> |
| <b>Expenses</b>                              |       |                    |                    |
| Loss from operational investment securities  | 11    | 84,123,411         | 31,061,488         |
| Fees and expenses                            |       | 11,865,956         | 20,236,703         |
| Legal and other professional fees            |       | 2,067,723          | 3,628,622          |
| Advisory expenses                            |       | 2,878,550          | 3,474,690          |
| Salaries                                     |       | 2,878,550          | 3,024,210          |
| Bank charges                                 |       | 666,939            | 521,111            |
| Foreign exchange loss                        |       | 4,544,207          | 2,243,902          |
| Interest expenses                            |       | -                  | 6,868,046          |
| Provision of allowance for doubtful accounts |       | 10,000,000         | -                  |
| Other operating expenses                     | 13    | 1,301,470          | 1,282,998          |
| <b>Total expenses</b>                        |       | <b>120,326,806</b> | <b>72,341,770</b>  |
| <b>Net income (Loss)</b>                     |       | <b>(5,204,237)</b> | <b>127,430,047</b> |
| <b>Amount Per Share</b>                      |       |                    |                    |
| Net income (Loss) : Basic                    | 2(g)  | (3,249)            | 79,548             |

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

**FC Investment Ltd.**  
**Statements of changes in shareholder's equity**

Current year

For year from 1 September 2008 to 31 August 2009

(Expressed in Japanese Yen)

|                                            | Common stock | Undistributed retained earnings | Net unrealized holding gains on securities | Total         |
|--------------------------------------------|--------------|---------------------------------|--------------------------------------------|---------------|
| Balance at beginning of year               | 115,000,000  | 419,020,472                     | 384,000                                    | 534,404,472   |
| Capital deduction                          | (65,000,000) | -                               | -                                          | (65,000,000)  |
| Dividends paid                             | -            | (375,000,000)                   | -                                          | (375,000,000) |
| Net income (Loss)                          | -            | (5,204,237)                     | -                                          | (5,204,237)   |
| Net unrealized holding gains on securities | -            | -                               | (384,000)                                  | (384,000)     |
| Balance at end of year                     | 50,000,000   | 38,816,235                      | -                                          | 88,816,235    |

Prior year

For year from 1 September 2007 to 31 August 2008

(Expressed in Japanese Yen)

|                                            | Common stock | Undistributed retained earnings | Net unrealized holding gains or losses on securities | Total       |
|--------------------------------------------|--------------|---------------------------------|------------------------------------------------------|-------------|
| Balance at beginning of year               | 115,000,000  | 291,590,425                     | -                                                    | 406,590,425 |
| Net income                                 | -            | 127,430,047                     | -                                                    | 127,430,047 |
| Net unrealized holding gains on securities | -            | -                               | 384,000                                              | 384,000     |
| Balance at end of year                     | 115,000,000  | 419,020,472                     | 384,000                                              | 534,404,472 |

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

## Notes to financial statements

(Expressed in Japanese Yen)

### 1 Company profile

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. (“the Parent”) on 9 September 2003 in the Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds’ assets.

### 2 Significant accounting policies

#### (a) *Basis of presenting non-consolidated financial statements*

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is Japanese Yen and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company’s operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

#### (b) *Non-Consolidation*

The Company has no subsidiaries or affiliated companies.

#### (c) *Operational investment securities*

Operational investment securities comprise securities and investments in silent partnerships. Marketable securities are stated at fair value with unrealised gains or losses and reported in a separate component of shareholder’s equity, less write-offs due to permanent deterioration in the financial condition of investee companies. Non-marketable securities are stated at cost, using the moving average method. Investments in silent partnerships are stated at cost with certain adjustments calculated by equity method.

#### (d) *Other investment securities*

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

#### (e) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise deposits at bank.

#### (f) *Foreign currency translation*

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are included in the income statement.

**(g) Net income per share**

Basic net income per share is computed based on the weighted average number of shares of common stock outstanding during each period.

Diluted net income per share is not disclosed because the Company has no dilutive securities during each period.

**(h) Allowance for doubtful accounts**

In order to prepare for possible losses from receivables, loans, etc., an allowance is provided based on historical loan loss experience for claims to general debtors. For certain doubtful accounts, allowance is provided for the estimated uncollectible amount, based on the collectability of individual claims.

**3 Reclassifications**

Loss from operational investment securities has been reclassified from Revenues to Expenses. As a result, there is no influence on net income during each period.

**4 Operational investment securities**

|                                                         | Current year      | Prior year         |
|---------------------------------------------------------|-------------------|--------------------|
| FC FUND-J-GRAND ESTATE SECURITIES INVE<br>TRUST CLASS A | -                 | 120,864,000        |
| FC ENTREPRENEUR FUND                                    | -                 | 100,000,000        |
| Other operational investment securities                 | 10,943,042        | 166,138,512        |
|                                                         | <u>10,943,042</u> | <u>387,002,512</u> |

**5 Accounts receivable**

|                  | Current year      | Prior year        |
|------------------|-------------------|-------------------|
| Management fees  | 8,156,789         | 16,112,270        |
| Disposition fees | 19,614,817        | -                 |
|                  | <u>27,771,606</u> | <u>16,112,270</u> |

**6 Short-term loans receivable**

|                | Current year | Prior year |
|----------------|--------------|------------|
| Parent Company | 5,000,000    | -          |

**7 Other investment securities**

|               | Current year | Prior year |
|---------------|--------------|------------|
| Warrant bonds | 10,000,000   | 10,000,000 |

## 8 Allowance for doubtful accounts

|               | Current year | Prior year |
|---------------|--------------|------------|
| Warrant bonds | 10,000,000   | -          |

## 9 Capital reduction

On written consents of shareholders and the board on 16 February 2009, it was resolved that the Company repurchase 1,300 issued shares in the capital of the Company held by its sole shareholder, the Parent Company, at a price of Japanese Yen 50,000 per existing share.

## 10 Taxation

Under the current system of taxation in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

## 11 Loss from operational investment securities

|                                                   | Current year      | Prior year        |
|---------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| Other loss from operational investment securities | 52,973,419        | 31,061,488        |
| Loss on transfer of silent partnership            | 31,149,992        | -                 |
|                                                   | <u>84,123,411</u> | <u>31,061,488</u> |

## 12 Related party transactions

|                                                     | Current year | Prior year |
|-----------------------------------------------------|--------------|------------|
| Short-term loans receivable from the Parent Company | 5,000,000    | -          |
| Accounts receivable from the Parent Company         | 106,984      | -          |
| Fees and expenses to the Parent Company             | 1,260,000    | 1,843,432  |
| Interest income from the Parent Company             | 542,839      | -          |

## 13 Other operating expenses

|                                   | Current year     | Prior year       |
|-----------------------------------|------------------|------------------|
| Other operating expenses include: |                  |                  |
| Retirement expenses               | -                | 321,480          |
| Communication expenses            | 252,696          | 276,437          |
| Rent                              | 162,419          | 263,032          |
| Tax and duties                    | 322,884          | 210,000          |
| Insurance expenses                | 196,187          | 140,817          |
| Travel expenses                   | 88,589           | 62,072           |
| Conference expenses               | 18,955           | -                |
| Entertainment expenses            | 259,740          | -                |
| Miscellaneous expenses            | -                | 9,160            |
|                                   | <u>1,301,470</u> | <u>1,282,998</u> |

[次へ](#)

## FCインベストメント・リミテッド

## 貸借対照表

2007年及び2008年8月31日現在

（日本円で表示）

|                  | 注記  | 当期                 | 前期                 |
|------------------|-----|--------------------|--------------------|
| <b>流動資産</b>      |     |                    |                    |
| 現金および現金等価物       | 2   | 112,032,997        | 278,573,883        |
| 売掛金              | 4   | 16,112,270         | 20,447,020         |
| 営業投資有価証券         | 2・3 | 387,002,512        | 100,000,000        |
| その他の流動資産         |     | 11,213,026         | -                  |
| <b>流動資産合計</b>    |     | <b>526,360,805</b> | <b>399,020,903</b> |
| <b>固定資産</b>      |     |                    |                    |
| 投資有価証券           | 2   | 10,000,000         | 10,000,000         |
| <b>固定資産合計</b>    |     | <b>10,000,000</b>  | <b>10,000,000</b>  |
| <b>資産合計</b>      |     | <b>536,360,805</b> | <b>409,020,903</b> |
| <b>負債</b>        |     |                    |                    |
| 未払金              | 8   | 1,956,333          | 2,430,478          |
| <b>負債合計</b>      |     | <b>1,956,333</b>   | <b>2,430,478</b>   |
| <b>純資産</b>       |     |                    |                    |
| 株式資本             | 5   | 115,000,000        | 115,000,000        |
| 利益剰余金            |     | 419,020,472        | 291,590,425        |
| その他有価証券評価差額金     |     | 384,000            | -                  |
| <b>純資産合計</b>     |     | <b>534,404,472</b> | <b>406,590,425</b> |
| <b>負債及び純資産合計</b> |     | <b>536,360,805</b> | <b>409,020,903</b> |

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## FCインベストメント・リミテッド

## 損益計算書

2006年9月1日から2007年8月31日及び  
2007年9月1日から2008年8月31日  
(日本円で表示)

|             | 注記 | 当期           | 前期          |
|-------------|----|--------------|-------------|
| <b>収 益</b>  |    |              |             |
| 管理報酬        |    | 199,042,416  | 177,395,420 |
| 営業投資損益      | 7  | (31,061,488) | (1,932,500) |
| 受取利息        |    | 189,401      | 201,963     |
| 受取配当金       |    | 540,000      | -           |
|             |    | 168,710,329  | 175,664,883 |
| <b>費 用</b>  |    |              |             |
| 支払手数料       | 8  | 20,236,703   | 21,878,604  |
| 法務および専門家報酬  |    | 3,628,622    | 2,417,446   |
| アドバイザリー報酬   |    | 3,474,690    | 4,293,030   |
| 支払給与        |    | 3,024,210    | 2,862,020   |
| 銀行手数料       |    | 521,111      | 464,843     |
| 為替差損        |    | 2,243,902    | 658,198     |
| 支払利息        |    | 6,868,046    | -           |
| その他の営業費用    | 9  | 1,282,998    | 2,713,801   |
|             |    | 41,280,282   | 35,287,942  |
| <b>当期利益</b> |    | 127,430,047  | 140,376,941 |

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## FCインベストメント・リミテッド

## 株主持分変動計算書

2007年9月1日から2008年8月31日までの期間

（日本円で表示）

|                 | 株式資本               | 未処分利益              | 有価証券<br>評価差額金  | 合計                 |
|-----------------|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|
| 2007年9月1日現在の残高  | 115,000,000        | 291,590,425        | -              | 406,590,425        |
| 発行済株式           | -                  | -                  | -              | -                  |
| 当期利益            | -                  | 127,430,047        | -              | 127,430,047        |
| 有価証券評価差額金       | -                  | -                  | 384,000        | 384,000            |
| 2008年8月31日現在の残高 | <u>115,000,000</u> | <u>419,020,472</u> | <u>384,000</u> | <u>534,404,472</u> |

2006年9月1日から2007年8月31日までの期間

（日本円で表示）

|                 | 株式資本               | 未処分利益              | 有価証券<br>評価差額金 | 合計                 |
|-----------------|--------------------|--------------------|---------------|--------------------|
| 2006年9月1日現在の残高  | 115,000,000        | 151,213,484        | (255,745)     | 265,957,739        |
| 発行済株式           | -                  | -                  | -             | -                  |
| 当期利益            | -                  | 140,376,941        | -             | 140,376,941        |
| 有価証券評価差額金       | -                  | -                  | 255,745       | 255,745            |
| 2007年8月31日現在の残高 | <u>115,000,000</u> | <u>291,590,425</u> | <u>-</u>      | <u>406,590,425</u> |

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FC インベストメント・リミテッド  
注 記  
(日本円で表示)

1. 会社概要

当社は、ケイマン諸島において2003 年9 月9 日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2. 重要な会計方針

(a)財務書類作成の基礎

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。

財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。

当社は、会計方針を継続して適用している。

(b)営業投資有価証券

営業投資有価証券は、有価証券及び匿名組合出資を含む。市場価格のある営業投資有価証券は、市場の公正価値により表示される。未実現損益は、純資産に計上されている。市場価格のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。匿名組合出資は原価に匿名組合が獲得した純損益の持分相当額を加減して表示される。

(c)投資有価証券

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(d)現金および現金等価物

現金および現金等価物は、銀行預金から成る。

(e)外貨換算

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含められる。

## 3. 営業投資有価証券

|                   | 今期                 | 前期                 |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| FC Jグランドファンド クラスA | 120,864,000        | -                  |
| FC アントレプレナーファンド   | 100,000,000        | 100,000,000        |
| その他の営業投資有価証券      | 166,138,512        | -                  |
|                   | <u>387,002,512</u> | <u>100,000,000</u> |

## 4. 売掛金

|      | 今期         | 前期         |
|------|------------|------------|
| 管理報酬 | 16,112,270 | 20,447,020 |

## 5. 株主資本

|                                                   | 今期          | 前期          |
|---------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 授權済：<br>一株当たり50,000 円の株式 2,300 株<br>8月31日現在       | 115,000,000 | 115,000,000 |
| 発行済および払込済：<br>一株当たり50,000 円の株式 2,300 株<br>8月31日現在 | 115,000,000 | 115,000,000 |

## 6. 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。  
当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

## 7. 営業投資損益

|                        | 今期                  | 前期                 |
|------------------------|---------------------|--------------------|
| FCグローバルトラストSVI-SUBファンド | -                   | (1,932,500)        |
| その他の営業投資有価証券           | (31,061,488)        | -                  |
|                        | <u>(31,061,488)</u> | <u>(1,932,500)</u> |

## 8. 関係会社間取引

|            | 今期        | 前期        |
|------------|-----------|-----------|
| 親会社への未払金   | -         | 87,121    |
| 親会社への支払手数料 | 1,843,432 | 1,812,899 |

## 9. その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

|       | 今期               | 前期               |
|-------|------------------|------------------|
| 退職金   | 321,480          | -                |
| 通信費   | 276,437          | 289,244          |
| 賃借料   | 263,032          | 273,728          |
| 租税公課  | 210,000          | -                |
| 保険料   | 140,817          | -                |
| 旅費交通費 | 62,072           | 199,413          |
| 雑費    | 9,160            | 1,951,416        |
|       | <u>1,282,998</u> | <u>2,713,801</u> |

[前へ](#)   [次へ](#)

**FC Investment Ltd.**  
**Balance sheets as of 31 August 2008 and 2007**  
( Expressed in Japanese Yen )

|                                                   | Notes | Current year | Prior year  |
|---------------------------------------------------|-------|--------------|-------------|
| <b>Current assets</b>                             |       |              |             |
| Cash and cash equivalents                         | 2     | 112,032,997  | 278,573,883 |
| Accounts receivable                               | 4     | 16,112,270   | 20,447,020  |
| Operational investment securities                 | 2・3   | 387,002,512  | 100,000,000 |
| Other current assets                              |       | 11,213,026   | -           |
| <b>Total current assets</b>                       |       | 526,360,805  | 399,020,903 |
| <b>Long-term investments</b>                      |       |              |             |
| Other investment securities                       | 2     | 10,000,000   | 10,000,000  |
| <b>Total long-term investments</b>                |       | 10,000,000   | 10,000,000  |
| <b>Total assets</b>                               |       | 536,360,805  | 409,020,903 |
| <b>Liabilities</b>                                |       |              |             |
| Accounts payable                                  | 8     | 1,956,333    | 2,430,478   |
| <b>Total liabilities</b>                          |       | 1,956,333    | 2,430,478   |
| <b>Shareholder's Equity</b>                       |       |              |             |
| Share capital                                     | 5     | 115,000,000  | 115,000,000 |
| Undistributed retained earnings                   |       | 419,020,472  | 291,590,425 |
| Net unrealized holding gains on securities        |       | 384,000      | -           |
| <b>Total shareholder's Equity</b>                 |       | 534,404,472  | 406,590,425 |
| <b>Total Liabilities and Shareholder's Equity</b> |       | 536,360,805  | 409,020,903 |

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

**FC Investment Ltd.**  
**Income statements**  
**for years ended 31 August 2008 and 2007**  
 (Expressed in Japanese Yen)

|                                             | Notes | Current year | Prior year  |
|---------------------------------------------|-------|--------------|-------------|
| <b>Income</b>                               |       |              |             |
| Management fees                             |       | 199,042,416  | 177,395,420 |
| Loss from operational investment securities | 7     | (31,061,488) | (1,932,500) |
| Interest income                             |       | 189,401      | 201,963     |
| Dividends earned                            |       | 540,000      | -           |
|                                             |       | 168,710,329  | 175,664,883 |
| <b>Expenses</b>                             |       |              |             |
| Fees and expenses                           | 8     | 20,236,703   | 21,878,604  |
| Legal and other professional fees           |       | 3,628,622    | 2,417,446   |
| Advisory expenses                           |       | 3,474,690    | 4,293,030   |
| Salaries                                    |       | 3,024,210    | 2,862,020   |
| Bank charges                                |       | 521,111      | 464,843     |
| Foreign exchange loss                       |       | 2,243,902    | 658,198     |
| Interest expenses                           |       | 6,868,046    | -           |
| Other operating expenses                    | 9     | 1,282,998    | 2,713,801   |
|                                             |       | 41,280,282   | 35,287,942  |
| <b>Net income</b>                           |       | 127,430,047  | 140,376,941 |

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

**FC Investment Ltd.**  
**Statements of changes in shareholder's equity**

Current year

For year from 1 September 2007 to 31 August 2008

(Expressed in Japanese Yen)

|                                            | Share capital      | Undistributed<br>retained earnings | Net unrealized<br>holding gains on<br>securities | Total              |
|--------------------------------------------|--------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------|
| Balance at beginning of year               | 115,000,000        | 291,590,425                        | -                                                | 406,590,425        |
| Shares issued                              | -                  | -                                  | -                                                | -                  |
| Net income                                 | -                  | 127,430,047                        | -                                                | 127,430,047        |
| Net unrealized holding gains on securities | -                  | -                                  | 384,000                                          | 384,000            |
| Balance at end of year                     | <u>115,000,000</u> | <u>419,020,472</u>                 | <u>384,000</u>                                   | <u>534,404,472</u> |

Prior year

For year from 1 September 2006 to 31 August 2007

(Expressed in Japanese Yen)

|                                            | Share capital      | Undistributed<br>retained earnings | Net unrealized<br>holding gains or<br>losses on securities | Total              |
|--------------------------------------------|--------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------|
| Balance at beginning of year               | 115,000,000        | 151,213,484                        | (255,745)                                                  | 265,957,739        |
| Shares issued                              | -                  | -                                  | -                                                          | -                  |
| Net income                                 | -                  | 140,376,941                        | -                                                          | 140,376,941        |
| Net unrealized holding gains on securities | -                  | -                                  | 255,745                                                    | 255,745            |
| Balance at end of year                     | <u>115,000,000</u> | <u>291,590,425</u>                 | <u>-</u>                                                   | <u>406,590,425</u> |

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

## Notes to financial statements

(Expressed in Japanese Yen)

### 1 The Company profile

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. (“the Parent”) on 9 September 2003 in the Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds’ assets.

### 2 Significant accounting policies

#### (a) *Basis of presenting non-consolidated financial statements*

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is Japanese Yen and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company’s operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

#### (b) *Operational investment securities*

Operational investment securities comprise securities and investments in silent partnerships. Marketable securities are stated at fair value with unrealised gains or losses and reported in a separate component of shareholder’s equity, less write-offs due to permanent deterioration in the financial condition of investee companies. Non-marketable securities are stated at cost, using the moving average method. Investments in silent partnerships are stated at cost with certain adjustments calculated by equity method.

#### (c) *Other investment securities*

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

#### (d) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise deposits at bank.

#### (e) *Foreign currency translation*

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are included in the income statement.

**3 Operational investment securities**

|                                                      | Current year       | Prior year         |
|------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| FC FUND-J-GRAND ESTATE SECURITIES INVE TRUST CLASS A | 120,864,000        | -                  |
| FC ENTREPRENEUR FUND                                 | 100,000,000        | 100,000,000        |
| Other operational investment securities              | 166,138,512        | -                  |
|                                                      | <u>387,002,512</u> | <u>100,000,000</u> |

**4 Accounts receivable**

|                 | Current year | Prior year |
|-----------------|--------------|------------|
| Management fees | 16,112,270   | 20,447,020 |

**5 Share capital**

|                                        | Current year | Prior year  |
|----------------------------------------|--------------|-------------|
| <i>Authorised:</i>                     |              |             |
| 2,300 shares of JPY50,000 at 31 August | 115,000,000  | 115,000,000 |
| <i>Issued and paid:</i>                |              |             |
| 2,300 shares of JPY50,000 at 31 August | 115,000,000  | 115,000,000 |

**6 Taxation**

Under the current system of taxation in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

**7 Loss from operational investment securities**

|                                                      | Current year        | Prior year         |
|------------------------------------------------------|---------------------|--------------------|
| FC GLOBAL TRUST - SVI - SUB - FUND OF FC GLOBAL FUND | -                   | (1,932,500)        |
| Other loss from operational investment securities    | (31,061,488)        | -                  |
|                                                      | <u>(31,061,488)</u> | <u>(1,932,500)</u> |

**8 Related party transactions**

|                                 | Current year | Prior year |
|---------------------------------|--------------|------------|
| Accounts payable to the Parent  | -            | 87,121     |
| Fees and expenses to the Parent | 1,843,432    | 1,812,899  |

**9 Other operating expenses**

|                                   | Current year     | Prior year       |
|-----------------------------------|------------------|------------------|
| Other operating expenses include: |                  |                  |
| Retirement expenses               | 321,480          | -                |
| Communication expenses            | 276,437          | 289,244          |
| Rent                              | 263,032          | 273,728          |
| Tax and duties                    | 210,000          | -                |
| Insurance expenses                | 140,817          | -                |
| Travel expenses                   | 62,072           | 199,413          |
| Miscellaneous expenses            | 9,160            | 1,951,416        |
|                                   | <u>1,282,998</u> | <u>2,713,801</u> |

[前へ](#)

#### 4 【利害関係人との取引制限】

管理会社は、本ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の計算でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の計算で行為するものとの間で、有価証券(受益証券を除きます。)の売買もしくは貸借をなしまたは金銭の貸借をしてはならない旨、信託証書に規定されています。ただし、かかる制限は、当該取引が信託証書に定められた制限を遵守し、かつ、公認の証券市場または金融市場における、その時々、( )当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または( )競争価格若しくは実勢利率によって行われる場合については、適用されません。

## 5 【その他】

管理会社の定款は、随時、ケイマン諸島の会社法上の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。

管理会社の発行済株式は、2009年10月26日付で株式会社ファンドクリエーションから株式会社ファンドクリエーショングループにすべて譲渡されました。

その他、管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていません。

## 第 2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### 1. 申銀萬國アセット・マネジメント（アジア）リミテッド（「投資運用会社」）

（Shenyin Wanguo Asset Management (Asia) Limited）

##### （1）資本金の額

2009年9月末日現在、100万香港ドル（1,164万円）

（注）香港ドルの円貨換算額は、平成21年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝11.64円）によります。

##### （2）事業の内容

投資運用会社は申銀萬國（香港）有限公司の完全所有子会社であり、機関投資家および個人資産家の投資家向け資産運用サービスの提供を専門とします。また、申銀萬國（香港）有限公司は、中国の大手証券会社である申銀萬國証券股？有限公司の子会社です。投資運用会社は中国企業に対する投資の管理に特化しており、顧客の投資ポートフォリオを運用する際には様々な中長期的な銘柄選定手法を使って発行市場と流通市場の両方で割安な証券を特定することに注力しています。投資運用会社は、調査・分析に当たり、申銀萬國証券股？有限公司の調査部門である申銀萬國研究の広範囲かつ詳細な調査網も活用します。申銀萬國研究は、中国のマクロ経済や債券、主要業種ならびに主要企業の調査を担当し、約126名の調査アナリストを有しています。（2009年9月現在）。

投資運用会社は、潜在的債権者との取引の結果として債権者に支払うべき債務の弁済に際してかかる債権者は関係するシリーズ・トラストの資産だけを見るよう注意します。

投資運用会社は、投資運用会社の故意の不履行、詐欺または過失がない限り、行ったことまたは行わなかったことを理由とする責任を負わないものとします。投資運用会社は、投資運用契約に基づく権限および義務の適正な履行に際して投資運用会社が被った訴訟、費用、請求、損害または催告について、関係するシリーズ・トラストの現金およびその他の資産から補償を受ける権利を有します。ただし、投資運用会社または投資運用会社の取締役、役員、従業員、使用人、代理人もしくは受任者が、投資運用契約に基づく義務の故意の不履行、詐欺、過失または未必の故意を犯した場合は上記の補償は与えられないものとします。

管理会社は、投資運用契約に定める状況下において投資運用会社の任命を終了させることができます。

## 2. HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」および「保管銀行」）

(HSBC Trustee (Cayman) Limited)

## (1) 資本金の額

2009年9月末日現在、130万米ドル（約1億1,727万円）

## (2) 事業の内容

受託会社はケイマン諸島で設立された有限責任会社です。受託会社は1981年11月10日にケイマン諸島で設立された、ケイマン諸島銀行および信託会社法(2009年改訂済)に基づく信託会社です。また受託会社はケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法(2009年改訂済)に基づく公認ミューチュアル・ファンド管理会社でもあります。

## 3. 藍澤證券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

## (1) 資本金の額

2009年9月末日現在、80億円

## (2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者として業務を行っています。

## 2 【関係業務の概況】

### 1. 申銀萬國アセット・マネジメント（アジア）リミテッド（「投資運用会社」）

(Shenyin Wanguo Asset Management (Asia) Limited)

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供します。

### 2. HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」および「保管銀行」）

(HSBC Trustee (Cayman) Limited)

受託会社は基本信託証書に基づき、シリーズ・トラストの管理およびシリーズ・トラストの資産の保管に関して責任を負いますが、管理会社の指示に基づいてポートフォリオ管理会社、先物取引業者、ブローカーまたはその他の仲介業者が担当するトラストまたはシリーズ・トラストの資産の保管または適用される法律または規制により受託会社による保有が禁止されるトラストまたはシリーズ・トラストの資産の保管については責任を負いません。

受託会社は受託会社に帰属するすべての権利、特典、権限、任務、信託業務および裁量権を個人、機関、企業または法人に委任する権限を有します。受託会社は受任者または副受任者の行為を監督する義務を負いますが、受任者または副受任者の違法行為または不履行を理由として発生した損失については責任を負いません。ただし、任務の履行に際して受託会社が実際に犯した故意の不履行、詐欺、過失または未必の故意に起因する場合はこの限りではありません。受託会社は受託者および登録代行者としての一部の職務を管理事務代行会社に委任しました。

### 3. 藍澤證券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

日本におけるファンドに関する代行業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

### 3 【資本関係】

管理会社および投資運用会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

## 第3 【投資信託制度の概要】

### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2008年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,037であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

### 2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

### 3. 規制を受ける投資信託の三つの型

#### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,049米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

#### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,049米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

#### 3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

- ( ) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- ( ) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

### 4. 投資信託の現行要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
  - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
  - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

## 5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登録上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
  - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと思図している場合。
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
  - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2009年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続きには、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2009年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - ( ) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - ( ) 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - ( ) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。

- (j) 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどのを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

### 6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
  - （ ）ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - （ ）出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
  - （ ）リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

## 7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
  - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
  - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
  - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
  - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
  - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
  - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
  - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
  - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
  - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
  - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。

- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。

- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
  - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
  - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
  - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
  - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
  - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- ( ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
  - ( ) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
  - ( ) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
  - ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
  - ( ) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
  - ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
  - ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
  - ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。

- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
  - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
  - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
  - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
  - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
  - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
  - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
  - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. 投信法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
  - (b) 免許投資信託管理者
  - (c) 規制投資信託であった人物、または
  - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
  - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
  - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
  - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
  - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
  - (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

(e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2009年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

### 11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
  - （ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
  - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

### 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

### 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

## 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

### 12.1 刑法（2007年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

### 12.2 刑法（2007年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

### 12.3. 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

## 13. 清算

### 13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2009年改訂）、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

### 13.4 税 金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、英国以外のどの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

## 14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
  - ( ) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
  - ( ) 本規則、会社法（2009年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
  - ( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続きおよび投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
  - ( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

#### 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
  - ( ) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。

- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
- ( ) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
  - ( ) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
  - ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
  - ( ) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
  - ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
  - ( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
  - ( ) 監査人の氏名および住所
  - ( ) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
  - ( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
  - ( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
  - ( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
  - ( ) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
  - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
  - (x ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
  - (x ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
  - (x ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
  - (x ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
  - (x ) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
  - (x ) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
  - (x ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定で

ある場合）、その旨の記述。

(x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。

(xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。

(xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。

(xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。

(xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。

(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

## 第 4 【参考情報】

ファンドについては、下記の書類が関東財務局に提出されている。

2008年11月28日 有価証券報告書(第 4 期)

2009年 2 月27日 半期報告書(第 5 期中)

## 独立監査人の監査報告書

受託会社

申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

我々は添付の申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号（「シリーズ・トラスト」）の2009年5月31日現在の要約投資有価証券明細表を含む貸借対照表及び同日終了年度の損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書を監査した。当財務諸表の責任はシリーズ・トラストの管理会社にある。我々の責任は監査に基づき当財務諸表について意見表明することである。

我々は米国で一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行った。かかる監査基準により、我々は財務諸表に重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得るために監査を計画し実施する必要がある。我々は当財務報告についてシリーズ・トラストの内部統制の監査は実施していない。我々の監査はかかる状況において適切な監査手続き策定の基礎として財務報告にかかる内部統制の検討を含むが、これは財務報告にかかるシリーズ・トラストの内部統制の有効性を意見表明することを目的とするものではない。したがって、我々はそのような意見表明はしない。監査はまた、試査を基礎として財務諸表上の金額や開示事項の監査証拠の調査、管理会社が採用した会計原則と重要な見積もりの評価、全体的な財務諸表の表示の評価を含む。我々は監査意見の合理的な根拠を備えていると確信している。

我々の意見では、上述の財務諸表は申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号の2009年5月31日現在の財政状態及び同日終了年度の運用成績及びキャッシュフローを米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してすべての点において公正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング

2009年11月16日

[次へ](#)

## Report of Independent Auditors

The Trustee

Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

We have audited the accompanying statement of assets and liabilities of Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2 (the “Series Trust”), including the condensed schedule of investments, as of May 31, 2009, and the related statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended. These financial statements are the responsibility of the Series Trust’s management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit.

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. We were not engaged to perform an audit of the Series Trust’s internal control over financial reporting. Our audit included consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust’s internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2 at May 31, 2009, and the results of its operations, the changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Ernst & Young

November 16, 2009

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

FC インベストメントリミテッド  
株 主 各 位

当監査法人は、FCインベストメントリミテッドの2008年9月1日から2009年8月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメントリミテッドの2009年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署 名]

Seiwa Audit Corporation

東京

2009年10月28日

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of  
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2009, and the related non-consolidated income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, all expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the non-consolidated financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2009, and the results of its operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(Seiwa Audit Corporation)

Tokyo, Japan  
October 28, 2009

[前へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

受託会社および受益者各位

申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド-申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号

当監査法人は、添付の申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号(以下「シリーズ・トラスト」)の要約投資有価証券明細表を含む2008年5月31日現在の貸借対照表、並びに2008年5月31日終了年度の損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュフロー計算書について監査を実施した。これらの財務書類の作成責任はシリーズ・トラストの管理会社にあり、当監査法人の責任は、当監査法人の監査に基づきこれら財務書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国で一般的に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を行った。かかる監査基準は、当監査法人に、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることができるよう、監査を計画し実施することを求めている。しかしながら、当監査法人は、シリーズ・トラストの財務報告に係わる内部統制に対する監査の実施には関与していない。監査は、本状況において適切な監査手続設計の基礎となる財務報告に係わる内部統制の評価を含むが、シリーズ・トラストの財務報告に係わる内部統制の有効性についての意見表明は目的としていない。従って、当監査法人は、かかる意見を表明するものではない。監査は、試査を基礎として財務書類の金額や開示の基になる証拠を調査するとともに、管理会社が採用した会計方針および重要な見積りの評価、財務書類の全体的な表示の評価を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表示のための合理的な根拠を得たと判断している。

当監査法人は、添付の財務書類が、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号の2008年5月31日現在の財務状態並びに2008年5月31日終了年度の経営成績、純資産の変動およびキャッシュフローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

2008年11月12日

[次へ](#)

## Report of Independent Auditors

The Trustee and Unitholder

Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2

We have audited the accompanying statement of assets and liabilities of Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2 (the "Series Trust"), including the condensed schedule of investments, as of May 31, 2008, and the statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended. These financial statements are the responsibility of the Series Trust's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit.

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. We were not engaged to perform an audit of the Series Trust's internal control over financial reporting. Our audit included consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Shenyin Wanguo-Aizawa China A-Share Fund No.2 as of May 31, 2008, and the results of its operations, the changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

12 November 2008

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## 監査報告書

FC インベストメント・リミテッドの株主各位

当監査法人は、FCインベストメント・リミテッドの2006年9月1日から2007年8月31日に終了する会計期間および2007年9月1日から2008年8月31日に終了する会計期間の日本円に換算された貸借対照表及び損益計算書並びに株主持分変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することである。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメント・リミテッドの2007年及び2008年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署名]

KPMG AZSA &amp; Co

東京

2008年12月26日

[前へ](#) [次へ](#)

## Independent Auditors' Report

To the Shareholder of  
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the related income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the results of it's operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(KPMG AZSA & Co.)

Tokyo, Japan  
December 26, 2008

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管している。

[前へ](#)